

7月企画運営委員会次第

日 時 平成26年7月24日(木)10:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第2会議室

開 会

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
 - (2) 「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた要望活動について
 - (3) 神奈川県保育士会からの要望について
 - (4) 平成26年度(統)「自己評価・保育所の評価」、「新保育要領を読む」研修について
 - (5) 平成26年度「より良い保育環境作り」研修について
 - (6) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 14-03 14-04
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

閉 会

※9月企画運営委員会(予定)

平成26年9月11日(木)14:30～ 県社会福祉会館2階第2会議室

なお、8月は企画運営委員会を開催しません。

県・市町村児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成26年7月24日(木) 13:30 ～

場 所 ホテル・キャメロット・ジャパン

4階 フェアウインドⅡ、Ⅲ

1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 萩原 敬三

3 出席者紹介

4 第1部 連絡協議会 (13:50 ～ 17:15) フェアウインドⅡ

議 題

「子ども・子育て支援新制度の県・各市町村の取り組みについて」

○ 基調講演

「子ども・子育て支援新制度の取り組み状況」

講師 全国保育協議会 副会長 小島 伸也氏

○ 質疑応答

○ 意見交換会

5 第2部 情報交換・懇親会 (17:30 ～ 19:30) フェアウインドⅢ

6 閉 会

平成26年度保育連絡協議会県・市町村課長出席者名簿

建制順

敬称略

No.	県市町	所 属	氏 名	連絡協議会	情報交換・懇親会
1	神奈川県	次世代育成課 保育・待機児童対策グループ副主幹	深石 薫	出	欠
2	神奈川県	次世代育成課 子ども・子育て支援制度準備グループ副主幹	新倉 敏之	出	欠
3	横須賀市	子ども育成部教育・保育支援課長	高木 厚	出	出
4	平塚市	健康・こども部こども家庭課長代理	中村 伸之	出	欠
5	鎌倉市	こどもみらい部保育課長	福谷 日登志	出	出
6	藤沢市	子ども青少年部参事兼保育課長	和田 章義	出	出
7	小田原市	子ども青少年部保育課長	北村 洋子	出	出
8	小田原市	子ども青少年部子育て支援推進担当課長	佐次 安一	出	欠
9	逗子市	福祉部保育課長	杉山 正彦	出	欠
10	厚木市	こども未来部保育課保育係長	小島 弘	出	欠
11	大和市	子ども部保育家庭課	樋田 竜一郎	出	欠
12	伊勢原市	子ども部子育て支援課 子ども・子育て制度計画担当課長	大山 剛	出	どちらかが 出席
13	伊勢原市	子ども部保育課長	齋藤 浩人	出	
14	座間市	福祉部保育課長	安藤 潔	出	欠
15	綾瀬市	市民こども部 子育て支援課長	井川 真悟	出	欠
16	箱根町	福祉部子育て支援課長	矢田 香	出	欠

	地区	保育園名	氏名	連絡協議会	情報交換・懇親会
1	理事長	大原保育園	萩原敬三	出	出
2	副理事長	長井婦人会保育園	宮田丈乃	出	出
3	副理事長	五反田保育園	伊澤昭治	出	出
4	副理事長	山王保育園	都築顕道	出	出
5	顧問	上府中保育園	都築融光	出	出
6	相談役	岩瀬保育園	富田英雄	出	出
7	横須賀	長岡保育園	高木睦子	出	出
8	横須賀	和順保育園	渡部俊賢	出	出
9	横須賀	追浜保育園	安島恵美子	出	欠
10	鎌倉	オランジェ	富田知敬	出	出
11	鎌倉	寺分保育園	大倉圭子	出	出
12	鎌倉	材木座保育園	大本ゆう子	出	出
13	厚木	岡田保育園	藤田理恵	出	出
14	厚木	小鮎保育所	青木八千代	出	欠
15	座間	いその保育園	磯野一途	出	出
16	座間	小松原保育園	井上真澄	出	出
17	海老名	にんじん村保育園	竹村真理子	出	欠
18	伊勢原	林台保育園	高橋仁史	出	出
19	大和	福田保育園	里見登志子	出	欠
20	綾瀬	つぼみ保育園	三崎たずゑ	出	出
21	綾瀬	大上保育園	中島操	出	欠
22	愛甲郡	中津南保育園	高木益代	出	出
23	平塚	富士見保育園	牧野恵子	出	出
24	平塚	高村保育園	鳥居秀美	出	出
25	平塚	夕陽ヶ丘保育園	府川和枝	出	出
26	藤沢	辻堂保育園	佐藤孝子	出	出
27	茅ヶ崎	中海岸保育園	岩澤貞之	出	出
28	茅ヶ崎	小和田保育園	中荃ケイ子	出	出
29	小田原	桜井保育園	吉川久代	出	出
30	秦野	やまゆり保育園	山本昇	出	出
31	秦野	つるまきこども園	源田和代	出	出
32	足柄上郡	木之花保育園	三橋幸恵	出	出
33	足柄下郡	八雲保育園	土屋千重美	出	欠
34	保育士会	湘南台保育園	竹田幸恵	出	出
35	保育士会	みどりこども園	原早苗	出	出
36	保育士会	下今泉保育園	西永裕子	出	出

平成26年度

県・市町村連絡協議会

子ども・子育て支援新制度の 取り組み状況

全国保育協議会 副会長 小島 伸也氏

平成26年7月24日(木)
ホテルキャメロットジャパン4F
主催 一般社団法人神奈川県保育会
横浜市神奈川区沢渡4-2
TEL045-311-8754

「子ども・子育て支援新制度の取り組み状況」

全国保育協議会

副会長 小島伸也

1、はじめに

平成24年8月10日 子ども・子育て支援関連3法の成立、同8月22日に公布。

- ① 「子ども・子育て支援法」⇒認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援のための仕組み
- ② 「改正認定こども園法」 ⇒「学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設」
- ③ 上記2法案の整備法

2、共通事項

- ① 3つのお財布
 - ・施設型給付（認定こども園、保育所、幼稚園）
 - ・地域型保育給付（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等）
 - ・現金給付（児童手当）
- ② 教育の定義（法律上の）
 - ・教育とは「満3歳以上の子どもたちに学校において行う教育」
 - ・保育所はあくまで「児童福祉施設」のみで学校ではありません。そこで行う保育は養護と教育の中で、学校において行う教育を除いた部分だけである。
 - ・「新・幼保連携型認定こども園」は今の「幼保連携型認定こども園」とは全く違う、新しい施設類型です。
 - ・新・幼保連携型認定こども園は学校（教育基本法第6条1項に規定）であり、児童福祉施設である唯一の仕組みである。
- ③ 法定代理受領
 - ・施設型給付は保護者に対する個人給付を基礎。保育の必要性を認定し、そ

れに必要な費用を保護者に給付する仕組み。保護者が負担する保育料以外の部分は「法定代理受領」という形で施設にお金を払います。

④ 保育の必要性の認定

・ 保育所に入るための要件が「保育に欠ける」から「保育を必要とする」という言葉に言い換える。

・ 市町村が行う保育の必要性認定の3つパターン

○ 保育の必要性のない、幼稚園を利用する子

1号認定

○ 保育を必要とする3歳以上の子(短時間認定、標準時間認定)

2号認定

○ 保育を必要とする3歳未満の子(短時間認定、標準時間認定)

3号認定

⑤ 市町村「子ども・子育て会議」の役割

・ ニーズの把握(地域別にニーズの種類、総量、5年間の推移等)

・ 5年間の計画化、割り当て(定員の確認)

・ 計画の見直し

3、保育所として事業継続した場合の想定される変化

① 公定価格において、新・幼保連携型認定こども園との間で、差が生じる可能性がある。

② 地方分権の推進により、最低基準の従うべき基準が弾力化される可能性がある。

③ 供給が需要を上回った場合の事業継続の取り扱いが不透明である。

④ 直接契約の施設(新・幼保連携型認定こども園、地域型保育給付の各事業、幼稚園等)と利用申込時期に差異が生じることが想定される。

⑤ 人材確保において差が生じる可能性がある。

4、新・幼保連携型認定こども園へ移行した場合の想定される変化

① 施設給付が新機能(公的契約・保育料徴収・学校教育の実施・保育の質の担保等)を踏まえ、短時間給付と標準時間給付がこれまでの保育運営費より向上が図られること。

② 用途制限、監査の位置づけが変わる可能性があること。

③ 保育教諭等新たな専門職の配置により、処遇改善や人材確保・育成が考慮されること。

④ 保育に欠けない学校教育希望者が入園できること。

⑤ これまで保育所が積み重ねた実践である保育(児童福祉)をベースに、教

育課程編成に基づく学校教育の提供を付加し、ひとつながりに事業を運営することができること。

- ⑥、法に規定された子育て支援事業（地域の親子交流の場の提供、地域の保護者からの相談の場の設置と必要な情報提供及び助言・援助、地域の子育てを支援するボランティア・NPO・専門機関との連携など）の実施により子育て支援コーディネーターの配置が確保できること。
- ⑦保育所部分・幼稚園部分といった定員区分がなく、社会福祉法人という単一の法人格によって設置が可能であり、保育認定なし（保育に欠けない）子どもの定員設定は必須ではない。

特に注意を要すること

- ① 学校教育と保育を実施する新しい施設類型になるため、法人として参加表明が必要なこと。
- ② 地方版「子ども・子育て会議」との関わりが必要なこと。地域の子どもの健やかな育ちを保障する「子ども・子育て支援事業計画」に位置づけられ、一定期間の見直しがあること。
- ③ 保育士資格のみを有する者の保育教諭への移行（幼稚園教諭免許の特例取得）は法規定の5年間の特例期間が設けられたこと。
- ④ 保育教諭に関しては教員免許の更新研修（免許の有効期間10年の最終2年間で約30時間）が必要なこと。

5、保育所の可能性と課題を考える

- ①社会保障と税の一体改革—社会保障四経費へ（年金・医療・介護・こども）
- ②保育の質の向上と子育て支援の充実

6、結びに

- ・児童福祉法66年目の選択
- ・社会福祉法人として
- ・平成26年10月頃までに
- ・保育3団体協議会

小島伸也（プロフィール）

名前 小島伸也（こじましんや）
生年月日 昭和30年1月12日（59歳）
学歴

昭和 52 年 3 月 東洋大学社会学部応用社会福祉学科社会福祉専攻卒業
昭和 55 年 3 月 東京都立練馬高等保育学院二部卒業(男性保育者第一期生)

職 歴

昭和 52 年 4 月 社会福祉法人新田保育園勤務(東京都足立区)
昭和 55 年 4 月 杉並区立下井草保育園勤務
昭和 63 年 4 月 社会福祉法人わかば福祉会わかば保育園勤務 園長代理
平成 2 年 2 月 社会福祉法人わかば福祉会わかば保育園勤務 園長
平成 8 年 11 月 社会福祉法人わかば福祉会 理事長
平成 14 年 11 月 社会福祉法人わかば福祉会 常務理事
平成 23 年 4 月 社会福祉法人わかば福祉会はりはら保育園に異動。
平成 24 年 11 月 社会福祉法人わかば福祉会 理事長 (現)
平成 26 年 4 月 社会福祉法人わかば福祉会しんでん保育園に異動 (現)。

略歴 (役 職)

平成 3 年 4 月 日本保育協会富山県支部 副支部長 (事務局長、5 期 10 年)
平成 13 年 4 月 日本保育協会富山県支部 支部長 (3 期 6 年)
同 富山県民間保育連盟 会長 (同 上)
平成 15 年 5 月 富山県社会福祉施設経営者協議会副会長
平成 19 年 3 月 富山県社会福祉施設経営者協議会会長

現職

平成 17 年 6 月 富山県保育連絡協議会会長
平成 23 年 3 月 富山市私立保育園協議会会長
平成 25 年 4 月 富山県社会福祉法人経営者協議会会長
平成 25 年 4 月 全国社会福祉法人経営者協議会調査研究委員長
平成 25 年 5 月 全国保育協議会副会長
平成 25 年 5 月 保育 3 団体実務者会議委員

略歴 (公 職)

平成 17 年 3 月 富山県社会福祉審議会委員 (現)
平成 17 年 7 月 富山県子ども政策県民会議委員
平成 22 年 12 月 富山県総合計画審議委員
平成 23 年 8 月 富山市基本計画審議委員
平成 25 年 7 月 富山市「子ども・子育て会議」委員 (現)

プロフィール

東京の公私立の保育園 2 カ園で保育士として 11 年間奉職し、富山に帰って父親の保育園経営を手伝う。その後、2 代目園長となり、今年で 24 年目です。

わかば福祉会は当初 1 法人 1 保育園でしたが、平成 15 年 4 月 1 日に富山市の公立保育所民間移管第 1 号のはりはら保育園を受託し、また平成 21 年 4 月には 2 つ目のしんでん

保育園を受託し、現在では1法人3保育園となりました。さらに3カ所の学童保育所と1カ所の地域子育て支援センターを併せて経営しています。

家族 しんでん保育園園長代理の妻、高校2年生と高校1年生と中学校1年生の男の子3人の5人家族。

表彰歴

平成17年度 富山県社会福祉協議会長表彰 社会福祉事業功労者
平成18年度 全国保育協議会会長表彰
平成25年度 富山県功労賞

なるほどBOOK

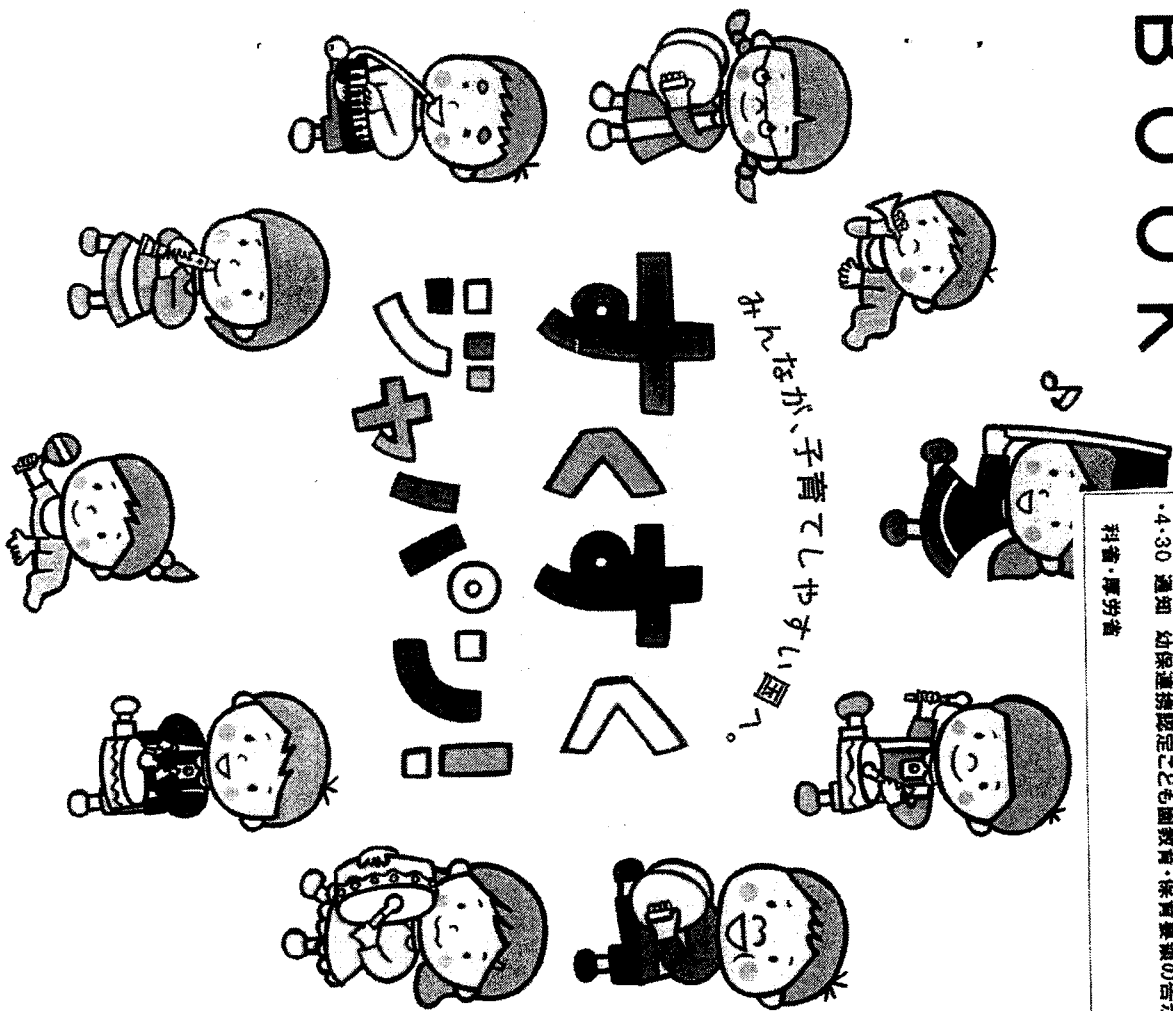
小池伸也 調査資料(以下の文責より抜粋)

- ・子ども・子育て支援新制度「なるほどBOOK」(内閣府・文科省・厚労省)
- ・行政説明資料 5.9 嵐山 厚労省
- ・4.30 通知 幼児進捗認定子ども園教育・保育要領の告示 内閣府・文科省・厚労省

みんなが、子育てしやすい国。

すくすく

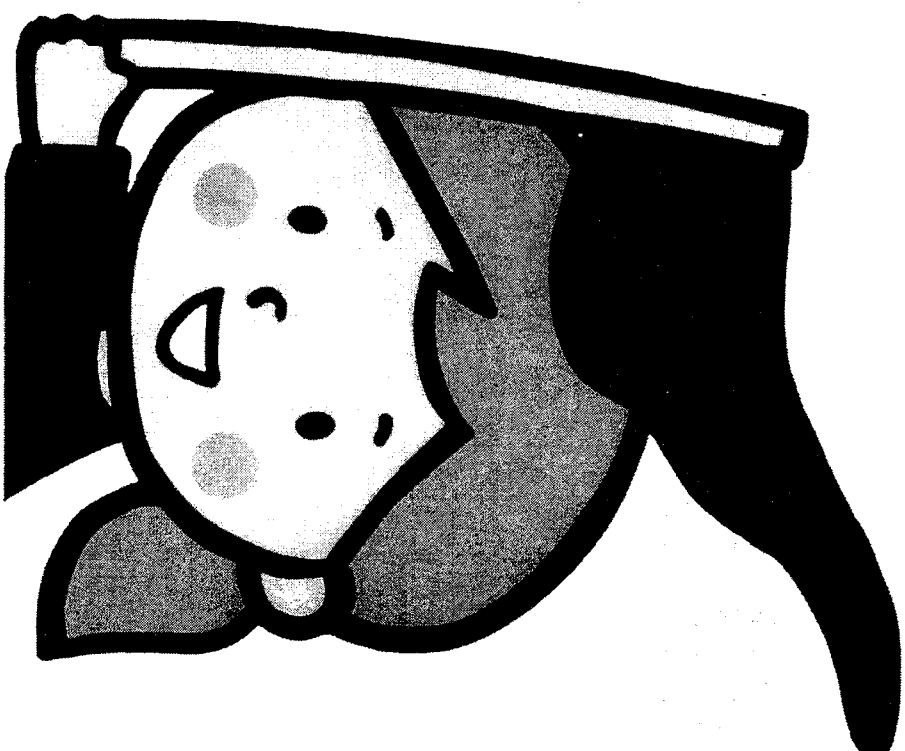
ジャンパング!

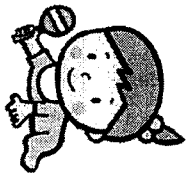


すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。

すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。

「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします。





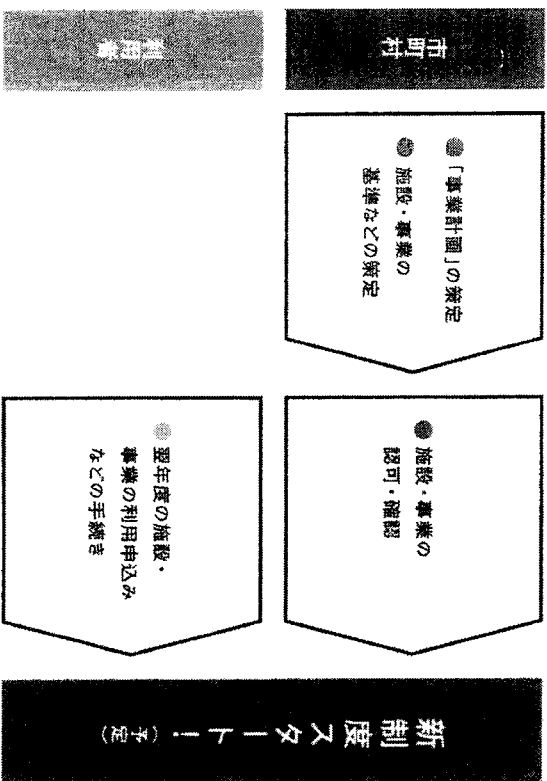
「子ども・子育て支援新制度」は 平成27年の春に 本格スタートを予定しています。

現在、全国の市町村で、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した今後の「事業計画」の策定に取り組んでいます。
平成26年度の後半には、新制度の開始に向け、施設・事業の利用申込みなどの手続きが始まる予定です。

平成26年 夏頃

平成26年 秋頃

平成27年 4月



お問い合わせ先

内閣府 子ども・子育て支援新制度施行準備室 Tel.03-5253-2111 (代表)

詳しい内容を知りたい方は

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

内閣府 子ども・子育て支援新制度

198

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、

地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく

「子ども・子育て支援新制度」が、早ければ平成27年4月に本格スタートします。

この新制度の実施のためには、消費税が10%になった際の増収分から、

毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

豊富な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

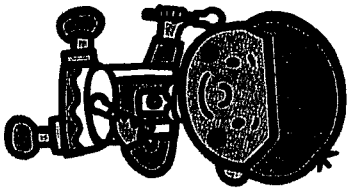
こんな取組みを進めていきます！

- 1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
- 2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
- 3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
- 4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかりと支援します。

●オンラインでアンケート(縦覧)について...新制度の中心である子どもたちが、個性豊かに元気に成長する姿になり、豊かな環境のもとで子どもたちにすくすく育ってほしいという思いを込めて作成しています。

目次

新制度の利用の流れ.....07	
新制度で増える教育・保育の場.....03	認定に当たって.....09
地域の子育て支援の充実.....05	Q&A.....11



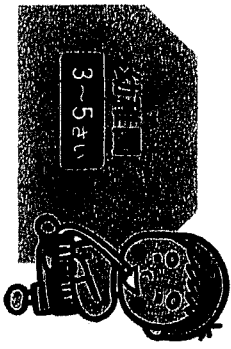
課題要約

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉を新設し、〈地域型保育〉を増やし、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つまた、新たに、少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童

多く利用されてきました。「認定こども園」を普及していきます。多くの都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

多く利用されてきました。「認定こども園」を普及していきます。多くの都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

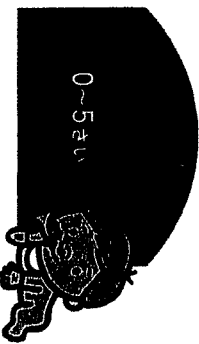
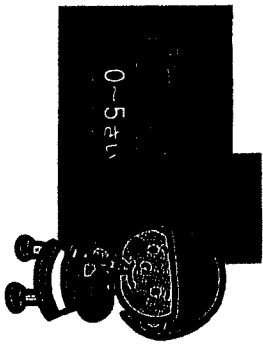


小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利用時間 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。
利用できる保護者 制限なし。

教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設です(平成18年に導入)。
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をしやすい、さらに普及を図っていきます。

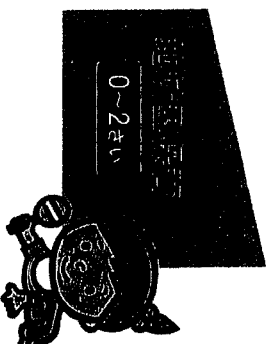


就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利用時間 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
利用できる保護者 共働き世帯など、家庭で保育のできない保護者。

施設(原則20人以上)より少人数の単位で、0-2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0-2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

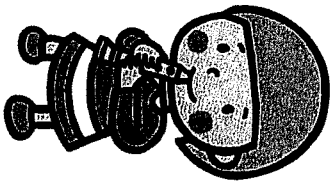


- 1 保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
- 2 保護者が働けなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
- 3 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



- 1 家庭的保育(保育ママ) 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行います。
- 2 小規模保育 少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
- 3 事業所内保育 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育します。
- 4 居宅訪問型保育 障害・疾病などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

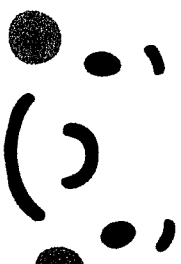
※お住まいの地域で実際にどのようなサービスが提供されるのかは、市町村におたずねください。(06ページ参照)



すべての子育て家庭のために、
地域の子育て支援も、利用しやすく変わります。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援するご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近地域の様々な子育て支援を充実していきます。

仕組みです。
なところ子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、



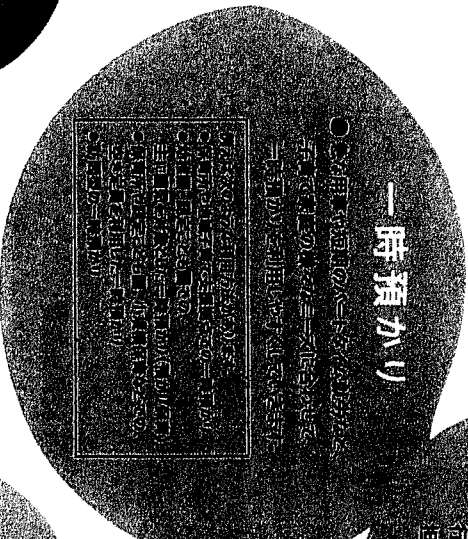
地域子育て支援拠点

- 地域の様々な子育て施設や子育て支援センター、NPO・NGO・NACなどが、地域子育て支援拠点として、子育て相談や相談・援助などを提供していきます。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所でも、専任職員が相談などを受け付けます。



放課後児童クラブ

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを提供していきます。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所でも、専任職員が相談などを受け付けます。

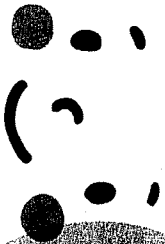


一時預かり

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などを提供していきます。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場所でも、専任職員が相談などを受け付けます。

病児保育

- 病児保育のニーズを、保護者が家庭で保育できない場合に、病児保育所などで、付添いサービスを受けることができます。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良も、保護者の迎えまで、安撫し預かることもあります。



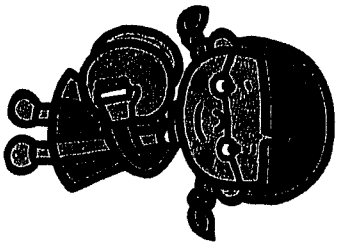
新制度の取組みは、

住民にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。

- ・市町村は地域の子育て家庭の状況や、子育て支援のニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
- ・計画的に取組みを進めるため、市町村は新制度の開始（平成27年4月予定）から5年間を計画期間とする、「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。
- ・都道府県や国は、こうした市町村の取組みを制度面、財政面などで支えていきます。

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるかは、市町村におたずねください。

新制度の利用の流れ



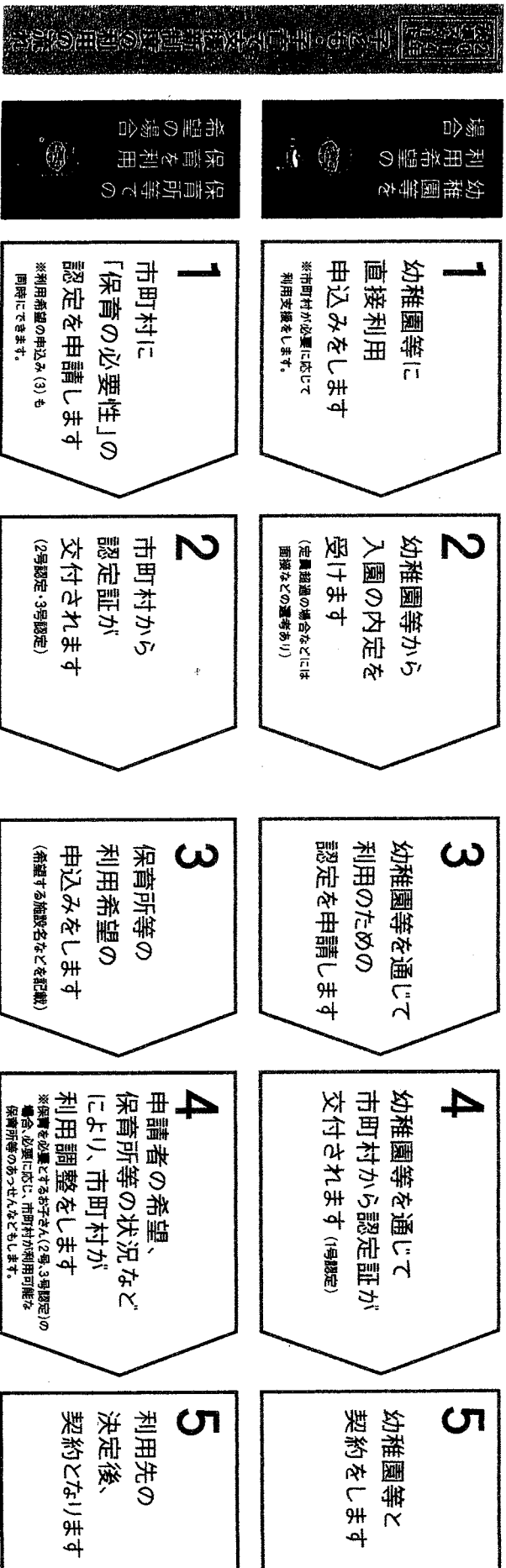
施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

新制度では、お住まいの市町村による認定の区分に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先手続きは、これまでと時期や流れが大きく異なるものではありません。お住まいの市町村や施設などから提供される情報をよくご確認ください。

が決まっています。んが、ださい。

認定区分

- 1号認定** 教育標準時間認定
お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合
(利用先)幼稚園、認定こども園
- 2号認定** 満3歳以上・保育認定
お子さんが満3歳以上で、「保育の必要事由」(09ページ参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合
(利用先)保育所、認定こども園
- 3号認定** 満3歳未満・保育認定
お子さんが満3歳未満で、「保育の必要事由」(09ページ参照)に該当し、保育所等での保育を希望される場合
(利用先)保育所、認定こども園、地域型保育



※認定こども園を利用する場合は、1号認定の場合は資格の、2号、3号認定の場合は赤卒の手続きの流れが基本となります。

新制度の利用にかかる保育料は、

保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が今後定める基準を上限として、市町村が地域の状況に応じて定めることとなります。

契約・支払先は、利用する施設によって異なります。

認定こども園・幼稚園・
公立保育所・地域型保育を
利用する場合

私立保育所を利用する場合

利用者は施設・事業者と契約し、
保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

*地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一体化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一体化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



④ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援担当者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置

- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 消費税引き上げ時期を踏まえ、早ければ平成27年度を目途に新制度の施行を想定

子ども・子育て支援法
 ～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
 のための仕組み～

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化
 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
 3～5歳

保育所
 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を
 担うことに基づく措置として、委託費を支弁

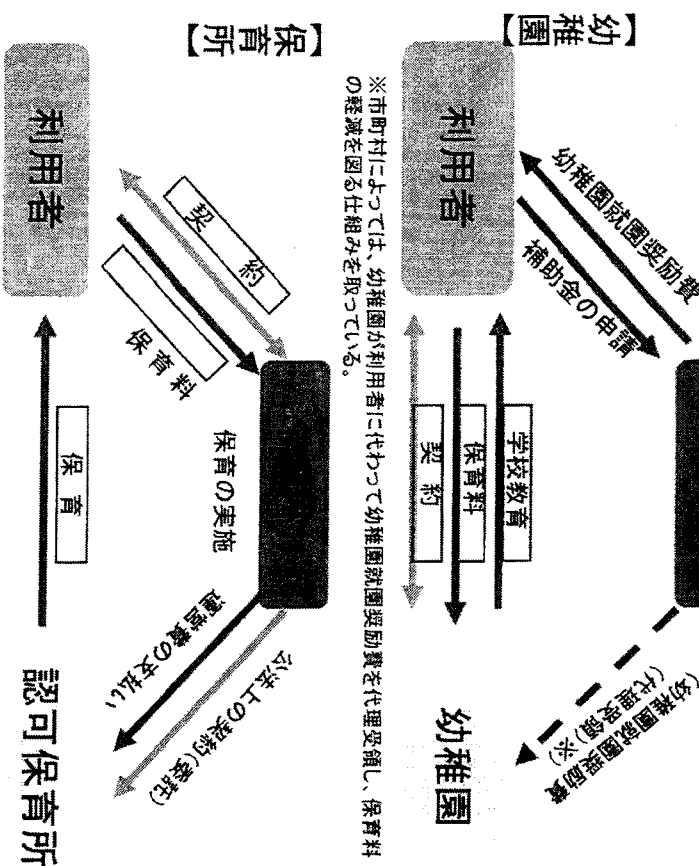
地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

本制度における行政が関与した利用手続き

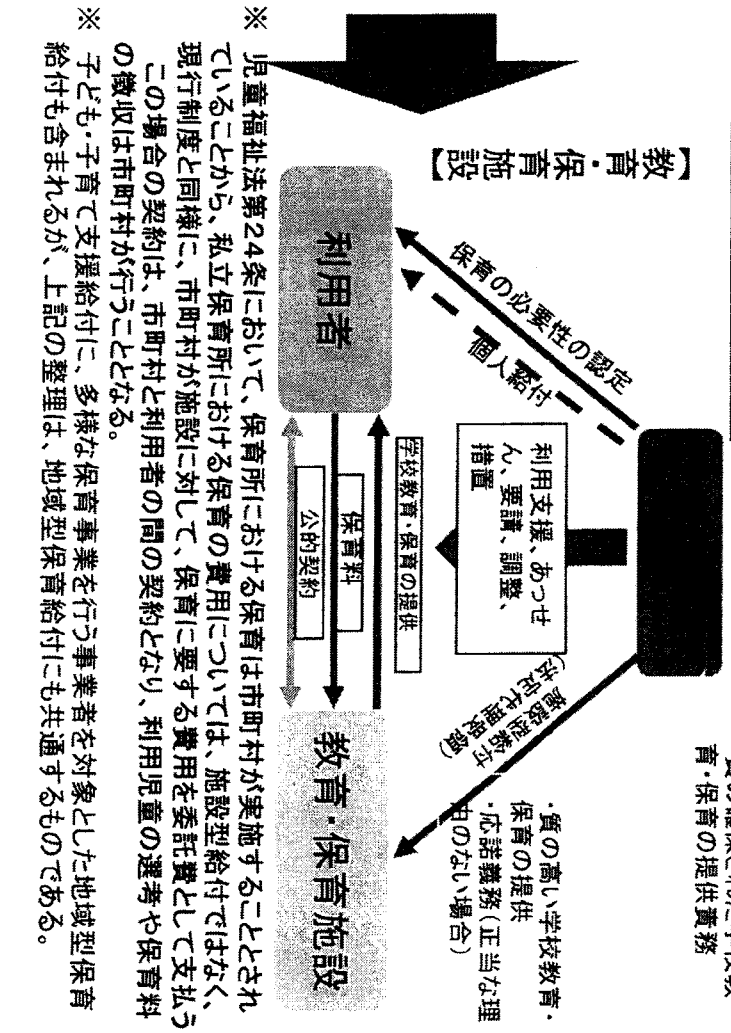
- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けられない子どもいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
 - ※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要性に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。

<現行制度>



※市町村によっては、幼稚園が利用者によって幼稚園就園奨励費を代理受領し、保育料の軽減を図る仕組みを取っている。

<新たな制度>



※ 児童福祉法第24条において、保育所における保育は市町村が実施することとされていることから、私立保育所における保育の費用については、施設型給付ではなく、現行制度と同様に、市町村が施設に対して、保育に要する費用を委託費として支払う。この場合の契約は、市町村と利用者間の契約となり、利用児童の選考や保育料の徴収は市町村が行うこととなる。

※ 子ども・子育て支援給付に、多様な保育事業を行う事業者を対象とした地域型保育給付も含まれるが、上記の整理は、地域型保育給付にも共通するものである。

認定子ども園法の改正について

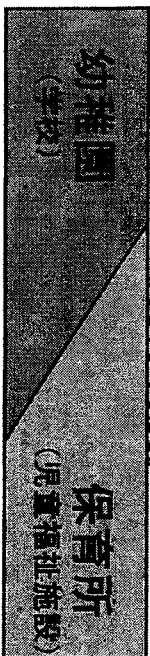
- 認定子ども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定子ども園」）
 - ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・ 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

【類型】

《現行制度》

幼保連携型
(594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ



- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

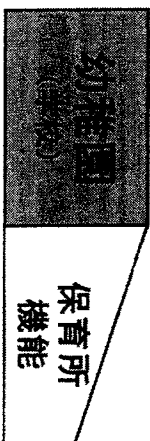
《改正後》

幼保連携型認定子ども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定子ども園法に基づく単一の認可
 - 指導監督の一本化
 - 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ



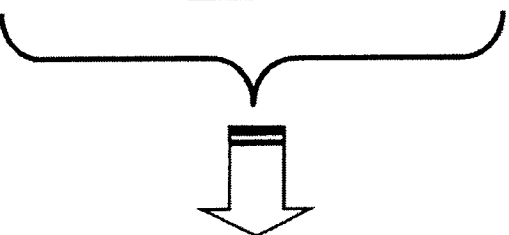
保育所型
(155件)

※設置主体制限なし



地方裁量型
(33件)

※設置主体制限なし



○ 施設体系は、現行どおり

○ 財政措置は「施設型給付」で一本化

(認定子ども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

新たな幼保連携型認定こども園の制度的制度設計について

新たな幼保連携型認定こども園の制度的制度設計について	
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人
認可主体等	都道府県知事 ※大都市(指定都市、中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
教育委員会の関与	(公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 (私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる(現行と同様)
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準(学級編制基準)の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭 ※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

認定こども園制度に関する留意点 【施設に置かれる職員の免許・資格】

- (1) 保育教諭の免許・資格の併有
- 幼保連携型認定こども園に置くこととされている保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を併有することが原則とされている。
 - 新制度の施行日から5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば保育教諭となることができる。経過措置を設けている。
 - 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を促進するため、これまでの保育所又は幼稚園における勤務経験を評価して、保有していない方の免許・資格の取得に必要な単位数等を軽減する特例措置を設けた(平成25年8月8日施行)。
- (2) 教員免許更新制
- 保育教諭については、その保有する幼稚園教諭免許状について、教員免許更新制が適用されることとなる。
 - 新制度の施行から5年間は、幼保連携型認定こども園に勤務する、幼稚園教諭免許状を保有している保育士については、修了確認期限までに、更新講習を受講し、教育委員会による確認(「更新講習修了確認」)を受けていなくても、保育士資格があれば、保育教諭等とすることができる。(幼稚園教諭免許状のみを有する場合は、修了確認期限までに、更新講習修了確認を受ける必要がある。)
 - その他、教員免許更新制の適用に係る具体的な手続きや留意事項について平成25年8月8日付で周知。

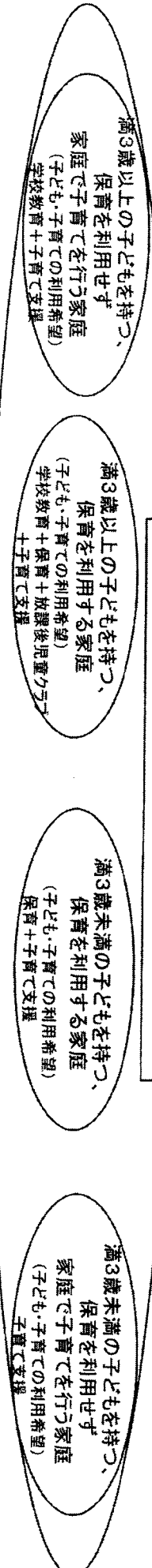
●子ども・子育て3法公布通知(平成24年8月31日)

- 3(3)④職員の資格(第15条関係)
- 1) 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師(保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。)は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものでなければならないこととしたこと。(第15条第1項関係)
- 6(4)保育教諭等の資格の特例(附則第5条関係)
- ① 3の(3)の④の1)にかかわらず、施行日から起算して5年間は、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の登録を受けた者は、保育教諭等とすることができることとしたこと。(附則第5条第1項関係)
- 7(3)幼保連携型認定こども園における保育教諭は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けたものでなければならないものとしたことから、有する幼稚園教諭の普通免許状に基づき教員免許更新制が適用されることとなる。このため、各都道府県教育委員会及び幼保連携型認定こども園の設置者においては、保育教諭が円滑に免許状更新講習を受講し、及び都道府県教育委員会に必要な手続きを行うことができるよう必要な周知及び対応の準備をお願いしたいこと。なお、教員免許更新制の適用に係る具体的な手続きや留意事項については、別途周知すること。

市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要



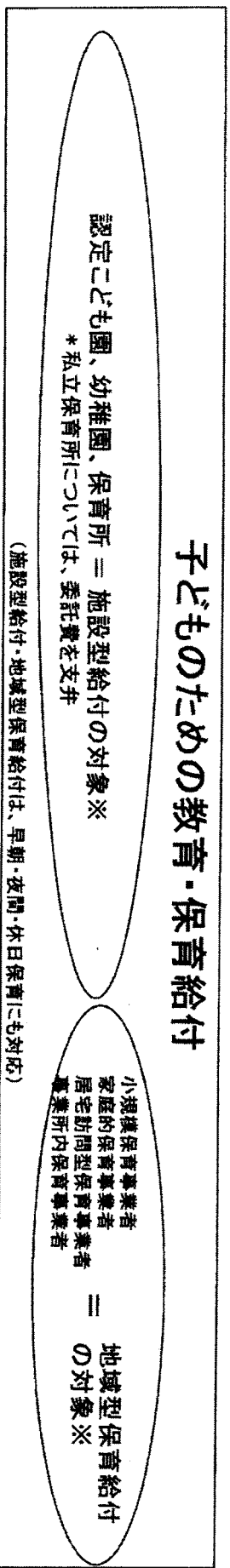
需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

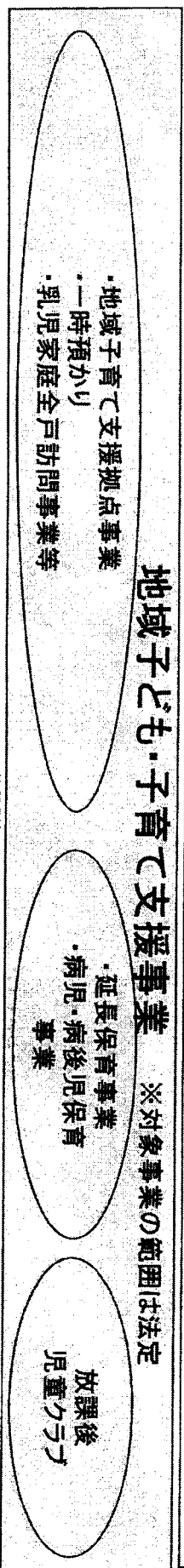
幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付



地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定



※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の権限を受けたもの

安定財源の確保

■ 消費税の使い途を子育てにも拡大

→ 国分の消費税収の使い途を、現在の高齢者3経費（基礎年金、老人医療、介護）から、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）に拡大。

■ 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

■ 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳

→ 保育等の量の拡充（最優先課題である待機児童解消等）、質の改善（職員配置の改善・処遇改善等）に充当。

○ 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」（平成25年4月設置）などにおける議論を踏まえ検討。

■ 0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題

→ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。
今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。

○ 社会保障・税一体改革に関する確證書（社会保障部分）（抄）

（平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革（社会保障部分）に関する実務者間会合）

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

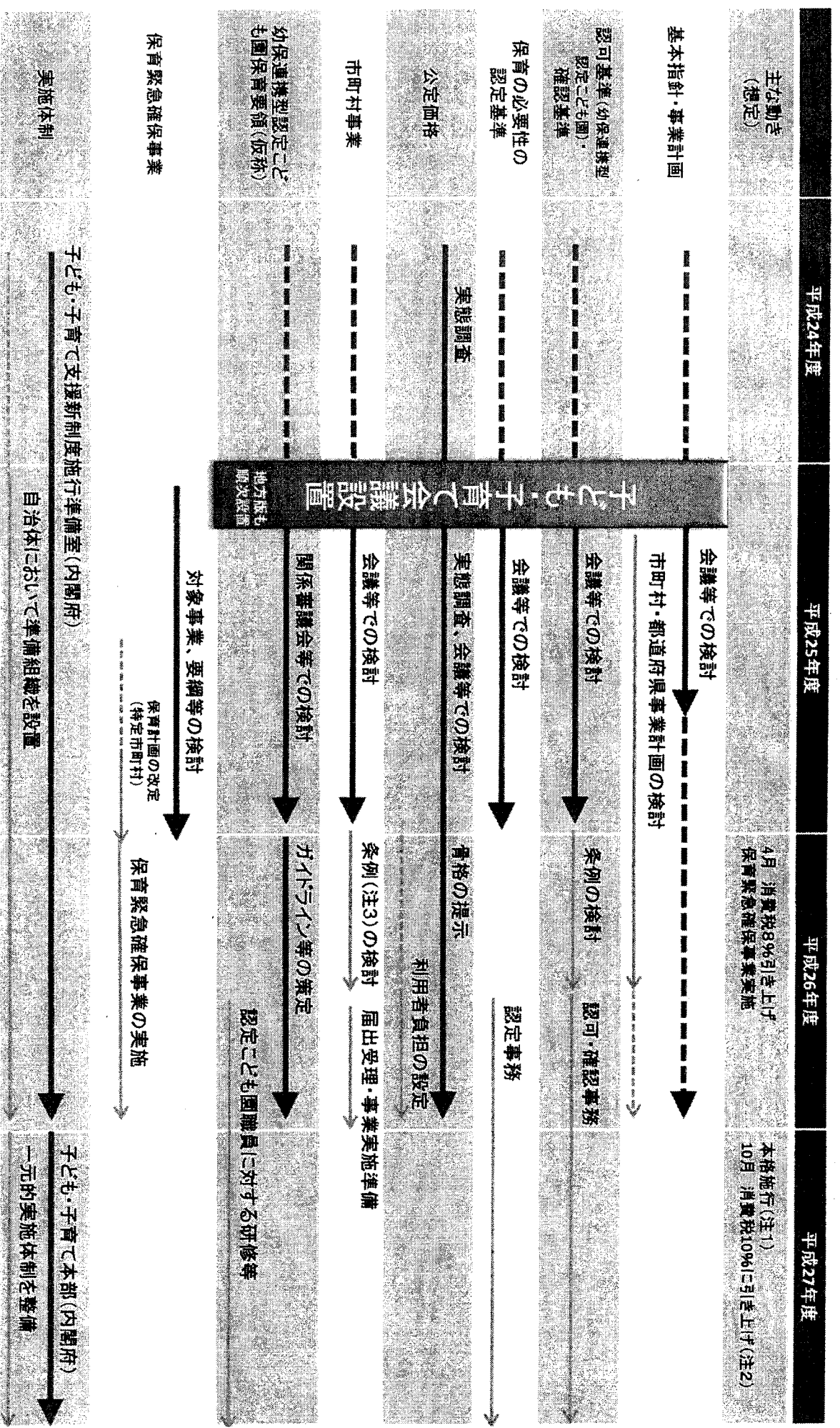
⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

○ 子ども・子育て支援法（抄）
附 則

（財源の確保）

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施



子ども・子育て会議設置
地方版も
順次整備

(注1) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。
 (注2) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

保育の必要性の認定について

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

現行の「保育に欠ける」事由

- 以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること
- ① 昼間労働することを常態としていること(就労)
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④ 同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥ 前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由

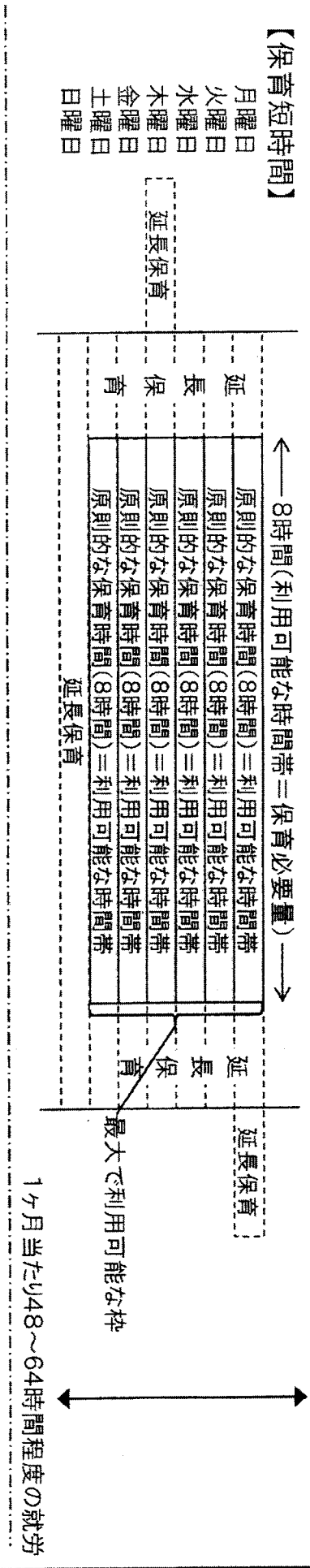
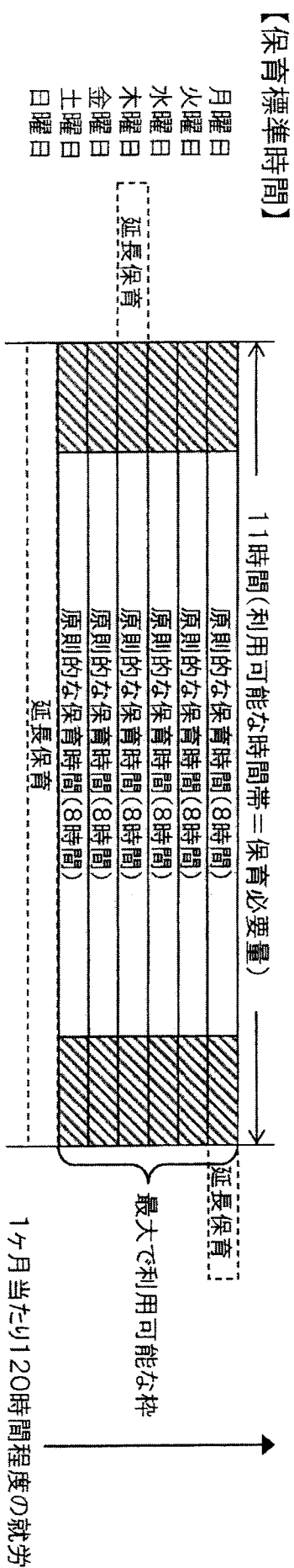
- 以下のいずれかの事由に該当すること
- ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ① 就労
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ② 妊娠、出産
- ③ 保護者の疾病、障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動
・起業準備を含む
- ⑦ 就学
・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

3. 「区分」について

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

【保育必要量のイメージ】(一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業者ごとに定める



3. 情報公表について

- 施設・事業者の透明性及び教育・保育の質向上を促すための教育・保育に関する情報の報告及び公表の対象となる事項について設定(都道府県が公表)。

分類	主な事項
法人 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・名称、所在地、代表者の氏名等 ・施設の種別(幼稚園、保育所、認定こども園)、地域型保育事業の種別(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育) ・名称、所在地等 ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況) ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無、常勤・非常勤、勤続年数・経験年数等) ・職員1人当たりの子ども数 ・利用定員、学級数、在籍子ども数 ・開所時間等 など
基本情報 運営情報	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、事業の運営方針 ・教育・保育の内容・特徴 ・選考基準 ・給食の実施状況 ・相談、苦情等の対応のための取組状況 ・自己評価等の結果 ・事故発生時の対応 など

幼保連携型認定こども園の認可基準について

1. 基本的な考え方

- 学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設（幼稚園、保育所、認定こども園）からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認定となり、設備について、現行基準を適用する。

2. 設置パターン別の基準案

施設の設置パターン	基本的考え方	主な基準案
<p>【新設】のパターン 新規に新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<p>・幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。</p>	<p>〈学級編制・職員配置基準〉 ・満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置。 ※具体的な職員配置基準は、公定価格の議論において検討。</p> <p>〈園長等の資格〉 ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。（設置者が判断する際の指針を示す）</p> <p>〈園舎・保育室等の面積〉 ・満3歳以上の園舎面積は幼稚園基準(3学級420㎡、1学級につき100㎡増) ・居室・教室面積は、保育所基準(1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人)</p> <p>〈園庭(屋外遊戯場、運動場)の設置〉※名称は「園庭」とする。 ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どもについて保育所基準(3.3㎡/人) ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3学級400㎡、1学級につき80㎡増)と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</p> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉 ・提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号子ども(1号子どもへの提供は園の判断)。 ・原則自園調理。満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。</p>

施設の設置 パターン

基本的考え方

主な基準案

【既存の幼稚園・保育所からの移行】のパターン
既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合

・適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して、移行特例を設ける。

・確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す。

・施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討。

・新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置（法律の附則）

〈園舎面積〉

・保育所からの移行の場合→保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可。

・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可。

〈園庭の設置・面積〉

・保育所からの移行の場合→保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可。

・幼稚園からの移行の場合→幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可。

〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉

・満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと、代替地の算入可。

・設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める。（学級編制、職員配置や運営などについては、新設と同じ基準）

【現行の幼保連携型認定こども園からの移行】のパターン
法律上新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合

地域型保育事業について

○ 子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしている。

◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

…比較的小規模な家庭保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）

…家庭的な雰囲気の下、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

◇ 居宅訪問型保育

…保護者・子どもが住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

◇ 事業所内保育

…企業等が主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供

地域型保育事業の位置付け

認可 可定員	19人	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業主等
	6人			
	5人 1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども (従業員枠) + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育))に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

＜主な認可基準＞

保育所	小規模保育事業		
	A型	B型	C型
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名
資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例 有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施
設備・面積	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡ 0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員

※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。
 ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。
 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

家庭的保育事業等の認可基準について

- 家庭的保育事業等については、現行の事業からの移行や、それぞれの事業形態、特徴等を踏まえ、基準を設定する。
- 〈主な認可基準〉

		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
職員	職員数	0～2歳児 3:1 家庭的保育補助者を置く場合 5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児 1:1
	資格	家庭的保育者 (十家庭的保育補助者) * 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡		
処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—

※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の
 設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)

※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。

※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

地域子ども・子育て支援事業について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

【対象事業】

- ①利用者支援事業
- ②地域子育て支援拠点事業
- ③妊婦健康診査
- ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- ⑧一時預かり事業
- ⑨延長保育事業
- ⑩病児保育事業
- ⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑫実費徴収に係る補給を行う事業
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【子ども・子育て会議等での主な取りまとめ事項】

事業名	主な取りまとめ事項（詳細は別紙参照）
利用者支援事業	新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。
一時預かり事業	事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算）、②余裕活用型、③幼稚園型、④訪問型に再編。
放課後児童クラブ	事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。 ※社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にて検討し、当会議に報告された。

「利用者支援事業」について

事業の目的

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所での情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援。

主な事業内容

○総合的な利用者支援

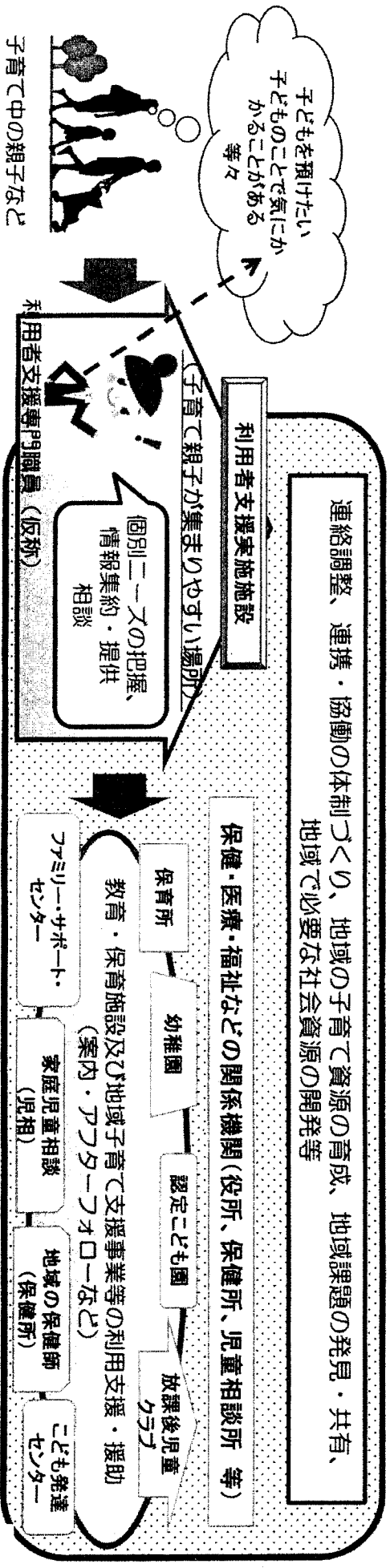
子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施。

- ① 「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態
(主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用。) (例：地域子育て支援拠点事業で実施の「地域機能強化型」)
- ② 「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態 ※地域連携については、行政がその機能を果たす。
(主として、行政機関の窓口等を活用。) (例：横浜市「保育コンシェルジュ事業」)



一般社団法人 神奈川県保育会

保育士人材アンケート調査

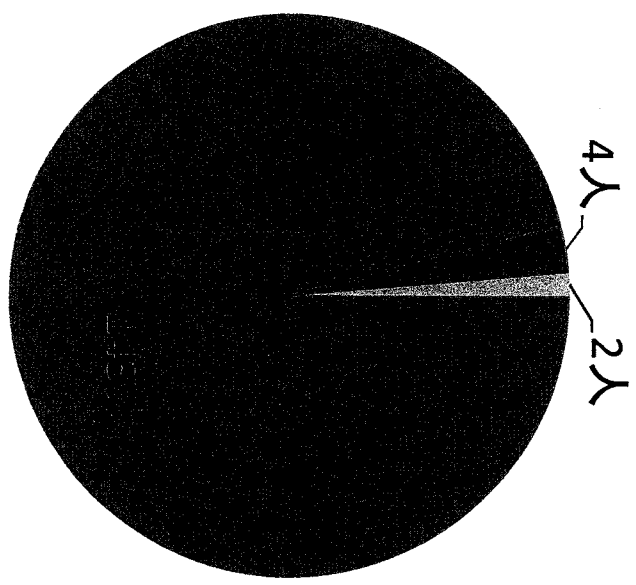
<平成25年度>

【設問1】

潜在保育士の雇用を

促進したいと考えますか。

- はい
- いいえ
- どちらでもない

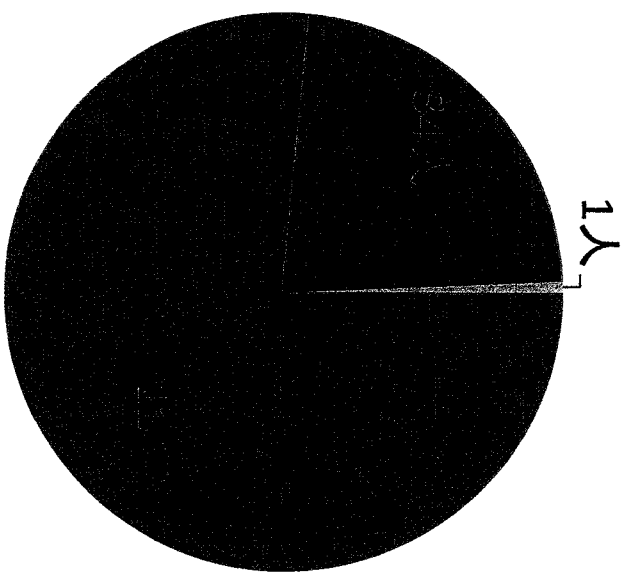


【設問2】

今までに潜在保育士を

雇用したことがありますか。

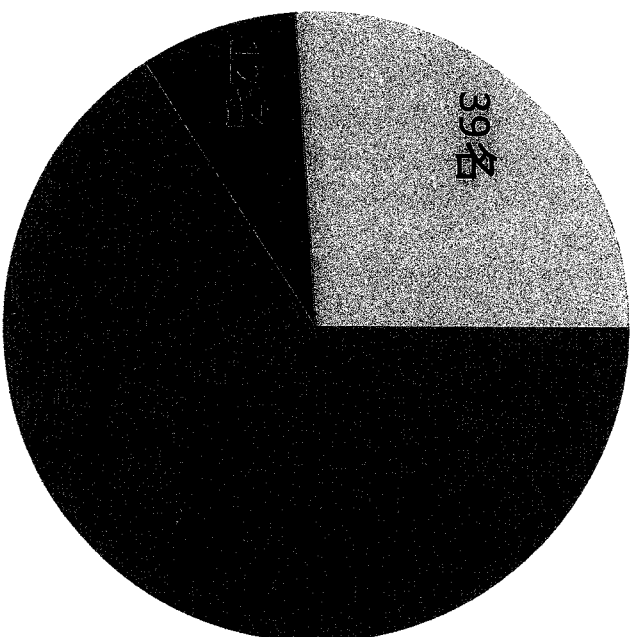
- はい
- いいえ
- どちらでもない



【設問3】

潜在保育士の雇用においてどうでしたか。

■ 雇用してよかった ■ 雇用して問題があった ■ その他



- していない
- プランクがある為、経験不足と知識不足は否めない為研修の機会を増やすなどの策が必要。
- 良い人もいれば問題のある人もいる。
- プランクを考慮した働き方の提案が必要。
- ①、②両方
- 基本的には良かったが、プランク期間分の穴埋め（制度の違いや保育の考え方）に時間が必要。
- 問題はなかったが長続きしなかった。
- 技能的なことより性格や人柄によると思う。
- 園の近くに住んでいる方なのでよかった。
- 経験を生かし、チキバキ働いてくれる。
- 資格をもっていたが初めての職場という事で仕事内容になれる事や対応などの理解を得るために時間がかかる。

【設問 4】

設問 3 で問題があった または③その他と回答されました方にお聞きします。
どのような問題がありましたか。

①ギヤツプの存在 (以前の勤務時 / 若手職員との)

- ・ 若い職員との温度差
- ・ フランクが長いと現状とのギヤツプを感じてしまう。
- ・ 他 6件

②経験・能力の不足

- ・ 雑務などには対応できるが、乳児クラスの1つのグループの担当を任せることなどは難しく感じた。
- ・ ペーパードライバーと同じで、資格は有っても実際には動けず何から何まで指導が必要。
- ・ 他 4件

③雇用条件

- ・ 短時間希望の方が多く、常勤希望がない。
- ・ 扶養の範囲内での勤務希望であるので、必要な時間が仲々確保されない。
- ・ 他 3件

4. 研 修

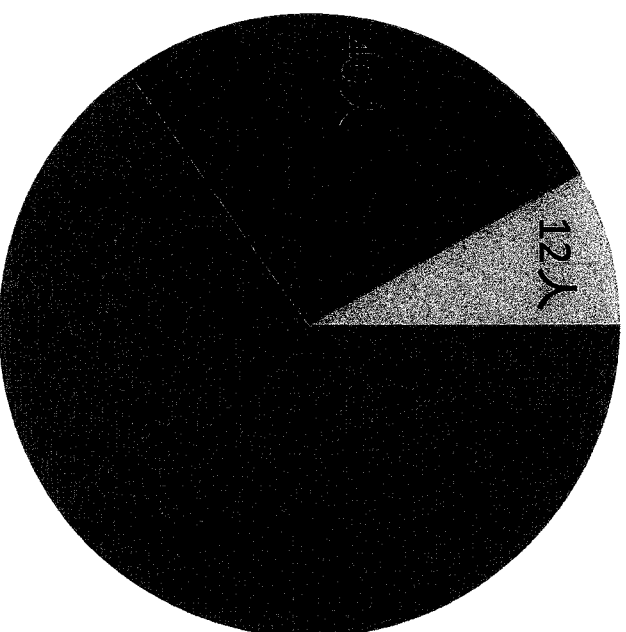
- ・ 全く新人と位置づけで研修等を期する必要がある。
- ・ 存在を対象として研修会（短時間制）を開催して欲しい。

【設問 5】

現在、保育士の確保は

加算分も含めて確保できていますか。

■ できている ■ できていない ■ その他 ■



- できているが少し余裕をもちたい。
- 非常勤がなかなか見つからない。
- 現在はできているが来年度に不安がある。
- 十分又は余裕がない。
- 何とか確保、しかし新卒者は0。
- 確保の方法として①養成大学、専門等学校②ハローワーク③人材派遣④子ラシ等が考えられるが、年度途中における確保がより難しい。
- 希望の形ではないが…(無資格の助手であったり、短時間であったり)但し産休保育士が出るとすぐにこまるのが現状です。
- 確保はできているがやむを得なく派遣職員を雇用している。
- 来年度に関しては募集中ですが…。
- 保育士が足りているが、〇〇市全体を考えると不足している。

【設問6】

保育士の改善にどのようなことを望みますか。

① 人件費（賃金・福利厚生費等の改善）

- ・ 給与アップ、人材のゆとり、運営面での補助金のアップ。
- ・ 新採用時における初任給のかさ上げが必要不可欠。
- ・ 今年度のような処遇改善費が、続くことを望む。
- ・ 他 104件

② 定数（人員増）

- ・ 配慮の必要な子への対応の為、人員増を望む。
- ・ 保育士が休みが取りやすい人数配置。
- ・ お金の分配よりも、人的配置を向上させてほしい。
- ・ 他 30件

③ 研修の充実

- ・ 研修体制のバックアップ。
- ・ ステップアップできるような研修の充実。
- ・ 専門職としての研修を義務づける。
- ・ 他 3件

④ 雇用環境（労働条件の改善）

- ・ 保育士の利用者を重視しすぎの傾向にあり、現場を軽視されている為、保育士の労働内容が過大となる。
- ・ 労働条件の改善と社会的地位の確立。
- ・ 他 12件

⑤ その他

- ・ 公立保育園の存続と正規職員の採用。
- ・ 奨学金制度はどうか？
- ・ 他 8件

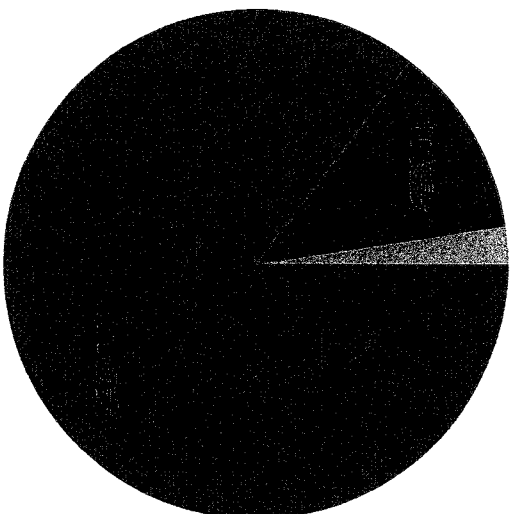
【設問 7】

平成26年度以降に必要となる保育士の数はどのくらいですか。

■ 0～5名 ■ 6～10名 ■ 11名以上 ※回答があつた施設のみ集計

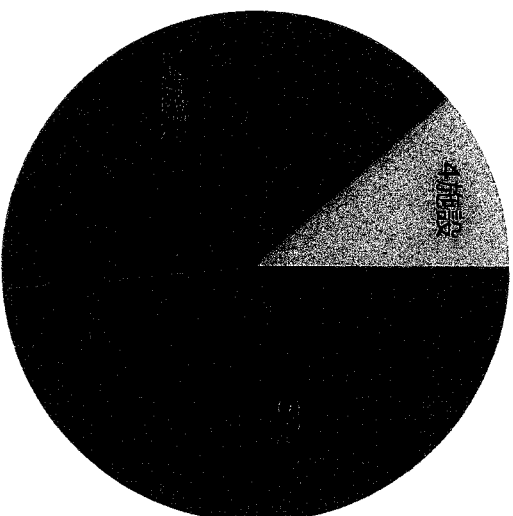
常勤保育士

2施設

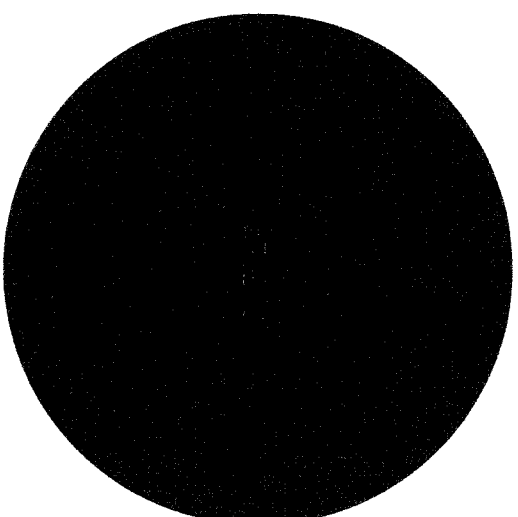


常勤的非常勤保育士

4施設



短時間パート保育士



保育士人材アンケート調査

一般社団法人 神奈川県保育会

市町村名 _____

下記設問の該当する番号を○で囲ってください。また、問題点等につきましては、皆様のご意見をお伺いいたします。複数園あるところは保育園ごとに作成願います。

- 設問1 潜在保育士の雇用を促進したいと考えますか。
①はい ②いいえ
- 設問2 今までに潜在保育士を雇用したことがありますか。
①はい ②いいえ
- 設問3 潜在保育士の雇用においてどうでしたか。
①雇用して良かった ②雇用して問題があった
③その他()
- 設問4 設問3においていいえまたはその他と回答されました方にお聞きます。どの様な問題点がありましたか。

[]

- 設問5 現在、保育士の確保は加算分も含めて雇用できていますか。
①できている ②できていない
③その他()

- 設問6 保育士の処遇改善にどのようなことを求めますか？

[]

- 設問7 平成26年度以降に必要となる保育士の数はどのくらいですか。

- ① 常勤保育士……………名
② 常勤的非常勤保育士……名
③ 短時間パート保育士…………名
④ その他()名

ご協力ありがとうございました。

平成26年7月3日

企画運営委員 各位

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた
各地方自治体への要望について

梅雨の候、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃から、当保育会事業の推進につきましては、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記要望につきましては、別添のとおり全国保育協議会会長及び全国保育士会会長連名で全国知事会、全国市長会、全国町村会あて要望書が提出されたところです。

また、併せて各地方自治体における要望文の雛形が送付されました。

各市町村において要望活動をされる場合は子の雛形を使用していただきたいと思っております。

各企画運営委員におかれましては所属する市町村の保育会もしくは民間保育園長会代表にお渡しいただけると幸いです。

なお、雛形について電子データを要望される場合、保育会事務局宛て「雛形メール要望」とメールいただければ返信いたします。

問い合わせ先

一般社団法人 神奈川県保育会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2
神奈川県社会福祉会館内
Tel 045-311-8754
Fax 045-311-1837

E-mail : kenho@hoiku-kanagawa.jp

平成26年 月 日

《団体名》長 様

〇〇市保育会

会長 〇〇〇〇

《団体名》における「子ども・子育て支援新制度」の施行におけた
「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定並びに
各種基準等に係る条例の制定について【お願い】

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」が、27年4月に施行されるとして、あらためて政府から明確な方針が示されました。

各自治体におかれましては、26年4月以降の「子ども・子育て支援新制度」に係る各種基準等の告示を踏まえ、6月議会以降、条例の制定にむけてご準備のことと存じます。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、保育所、幼稚園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が創設されます。また、地域の実情やニーズに応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実の計画が、事業の実施主体者となる基礎自治体に期待されているところです。

各種基準は、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されております。子ども・子育て支援の一層の推進のため、《団体名》におかれましては、より高次の基準が制定されますようお願い申し上げますとともに、従来各自治体単独で実施されてきた補助事業が、新制度下で引き続き実施されますことを、お願い申し上げます。

なにとぞ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、全国市長会会長、全国町村会会長あてにも、別紙文書と同内容で提出済みでありますことを申し添えます。

[添付文書1点]

(本件に関するお問い合わせ先) 適宜入れ替えてください

一般社団法人 神奈川県保育会

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

TEL 045-311-8754

FAX 045-311-1837

«団体名»長 様

〇〇市保育会

会長 〇〇〇〇

1. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられる『地域子ども・子育て支援事業』（いわゆる『地方13事業』）は、«団体名»の地方版「子ども・子育て会議」等における地域のニーズ把握並びに関係者の十分な協議・連携のもと、策定いただきたい。

- 市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、利用者支援事業や地域子ども子育て支援拠点事業をはじめとする、いわゆる地方13事業を実施する、とされています。
- 域内の実情に応じたニーズを充足するためにも、地域のニーズを正確に把握いただき、地域子ども・子育て支援事業が効果的に展開されるべく、関係者の十分な協議・連携のもと、複層的な子ども・子育て支援が図られますよう、お願い申し上げます。

2. «団体名»における、「子ども・子育て支援新制度」に係る各種基準は、より高次の基準を制定いただきたい。

- 国から示された各種基準は、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されております。各地域の子ども・子育て支援が、質の高い、安心・安全な環境で育まれるよう、より高次の水準の基準が制定されることを、お願い申し上げます。

3. «団体名»において、これまで実施されてきた保育・教育の質を高めるための補助事業は、新制度下でも引き続き継続いただきたい。

- 各自治体独自にこれまで実施されてきた補助事業につきましては、各地域の保育・教育の質を高める趣旨から、実施されてきたものと拝察いたします。
- 子ども・子育て支援新制度は、学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する趣旨のもと、従来よりも制度的充実が図られたところではありますが、より質の高い環境で乳幼児期の子どもが育まれるためにも、単独補助事業の継続をお願い申し上げます。

全国知事会

会長 山田 啓二 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 万田 康
全国保育士会 会長 上村 初美

「子ども・子育て支援新制度」の施行におけた
「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について【お願い】

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはお協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」が、27 年 4 月に施行されるとして、あらためて政府から明確な方針が示されました。

子ども・子育て支援新制度では、基礎自治体（市町村）が実施主体となります。市町村は地域のニーズに基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付・事業を実施しますが、都道府県では「都道府県子ども・子育て支援始業支援計画」を策定し、実施主体である市町村を重層的に支えることとされています。

都道府県におかれては、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、計画作成段階において市町村との協議・調整が図られるとともに、計画記載事項が地域のニーズを十分踏まえたものとしていただきますよう、なにとぞ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

[添付文書 1 点]

(本件に関するお問い合わせ先)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
全国保育協議会 事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4F

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 e-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

平成26年6月20日

全国知事会

会長 山田 啓二 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 万田 康

全国保育士会 会長 上村 初美

1. 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」は、管内市町村との十分な協議・調整の上、策定いただきたい。

- 都道府県におかれては、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、計画作成段階において市町村との協議・調整が図られますよう、また、計画記載事項が、必須記載事項・任意記載事項を問わず、地域のニーズを十分踏まえたものとしていただきますよう、なにとぞ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2. 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整は、実際に新制度施行後、利用者や現場の事業者に混乱が生ずることのないよう、都道府県においてイニシアチブをとって行っていただきたい。

3. 既存の保育所が認定こども園へ移行する場合に設定される、需要に加えての「都道府県計画で定める数」は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する事業者の意向等を、十分に踏まえて設定いただきたい。

- 既存の保育所・幼稚園が認定こども園へ移行する場合には、需要と「都道府県計画で定める数」の合算が供給を上回る場合においても、原則認可・認定されることとされています。
- この「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する事業者の意向等を十分に踏まえていただきたいとともに、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性が確保されますよう、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

4. 保育士等の確保、質の向上のための措置を講ずるにあたっては、地域の実情を踏まえていただきながら、保育士養成や、潜在保育士の活用も含めた就業の促進等にご配慮いただきたい。

全国市長会

会長 森 民夫 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 万田 康

全国保育士会 会長 上村 初美

「子ども・子育て支援新制度」の施行におけた
「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定並びに
各種基準等に係る条例の制定について【お願い】

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」が、27年4月に施行されるとして、あらためて政府から明確な方針が示されました。

各自治体におかれましては、26年4月以降の「子ども・子育て支援新制度」に係る各種基準等の告示を踏まえ、6月議会以降、条例の制定においてご準備のことと存じます。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、保育所、幼稚園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）が創設されます。また、地域の実情やニーズに応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実の計画が、事業の実施主体者となる基礎自治体に期待されているところです。

各種基準は、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されております。子ども・子育て支援の一層の推進のため、各市町村におかれましては、より高次の基準が制定されますようお願い申しあげるとともに、従来各自治体単独で実施されてきた補助事業が、新制度下で引き続き実施されますことを、お願い申し上げたく存じます。

なにとぞ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

〔添付文書1点〕

（本件に関するお問い合わせ先）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

全国保育協議会 事務局

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4F

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 e-mail: zenhokyo@shakyo.or.jp

平成26年6月20日

全国市長会

会長 森 民夫 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 万田 康

全国保育士会 会長 上村 初美

1. 「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付けられる『地域子ども・子育て支援事業』（いわゆる『地方13事業』）は、各市町村の地方版「子ども・子育て会議」等における地域のニーズ把握並びに関係者の十分な協議・連携のもと、策定いただきたい。

- 市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、利用者支援事業や地域子ども子育て支援拠点事業をはじめとする、いわゆる地方13事業を実施する、とされています。
- 域内の実情に応じたニーズを充足するためにも、地域のニーズを正確に把握いただき、地域子ども・子育て支援事業が効果的に展開されるべく、関係者の十分な協議・連携のもと、複層的な子ども・子育て支援が図られますよう、お願い申し上げます。

2. 各市町村における、「子ども・子育て支援新制度」に係る各種基準は、より高次の基準を制定いただきたい。

- 国から示された各種基準は、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」が示されております。各地域の子ども・子育て支援が、質の高い、安心・安全な環境で育まれるよう、より高次の水準の基準が制定されることを、お願い申し上げます。

3. 各市町村において、これまで実施されてきた保育・教育の質を高めるための補助事業は、新制度下でも引き続き継続いただきたい。

- 各自治体独自にこれまで実施されてきた補助事業につきましては、各地域の保育・教育の質を高める趣旨から、実施されてきたものと拝察いたします。
- 子ども・子育て支援新制度は、学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する趣旨のもと、従来よりも制度的充実が図られたところではありますが、より質の高い環境で乳幼児期の子どもが育まれるためにも、単独補助事業の継続をお願い申し上げます。

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
神奈川県保育士会
会長 竹田 幸恵

神奈川県「子ども・子育て支援新制度」の施行におけた
「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定について【お願い】

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本会事業の推進につきましてはご協力を賜り、深謝申し上げます。

さて、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」が、27年4月に施行されるとして、あらためて政府から明確な方針が示されました。

子ども・子育て支援新制度では、基礎自治体（市町村）が実施主体となります。市町村は地域のニーズに基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付・事業を実施しますが、都道府県では「都道府県子ども・子育て支援始業支援計画」を策定し、実施主体である市町村を重層的に支えることとされています。

都道府県におかれては、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、計画作成段階において市町村との協議・調整が図られるとともに、計画記載事項が地域のニーズを十分踏まえたものとしていただきますよう、なにとぞ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、全国知事会会長あてにも、別紙文書と同内容で提出済みでありますことを申し添えます。

[添付文書1点]

(本件に関するお問い合わせ先)

一般社団法人 神奈川県保育会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2
神奈川県社会福祉会館内
TEL 045-311-8754
FAX 045-311-1837

平成26年 月 日

神奈川県知事 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三
神奈川県保育士会
会長 竹田 幸恵

1. 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」は、神奈川県内市町村との十分な協議・調整の上、策定いただきたい。

- 都道府県におかれては、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、計画作成段階において市町村との協議・調整が図られますよう、また、計画記載事項が、必須記載事項・任意記載事項を問わず、地域のニーズを十分踏まえたものとしていただきますよう、なにとぞ、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

2. 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整は、実際に新制度施行後、利用者や現場の事業者に混乱が生ずることのないよう、神奈川県においてイニシアチブをとって行っていただきたい。

3. 既存の保育所が認定こども園へ移行する場合に設定される、需要に加えての「都道府県計画で定める数」は、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する事業者の意向等を、十分に踏まえて設定いただきたい。

- 既存の保育所・幼稚園が認定こども園へ移行する場合には、需要と「都道府県計画で定める数」の合算が供給を上回る場合においても、原則認可・認定されることとされています。
- この「都道府県計画で定める数」の設定に当たっては、現在の施設の利用状況や認定こども園への移行に関する事業者の意向等を十分に踏まえていただきたいとともに、地方版子ども・子育て会議等の議論を通じて透明性が確保されますよう、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

4. 保育士等の確保、質の向上のための措置を講ずるにあたっては、地域の実情を踏まえていただきながら、保育士養成や、潜在保育士の活用も含めた就業の促進等にご配慮いただきたい。

平成26年7月28日

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 万田 康 様

一般社団法人神奈川県保育会
理事長 萩原 敬



保育士の処遇改善についての要望

時下 ますますご清栄のこととお喜びもうしあげます。

日頃から、当保育会の事業の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年度から施行される子ども・子育て支援新制度に向けての大きな課題が保育士の確保ということは申し上げるまでもないことですが、このたび神奈川県保育士会から保育士の処遇改善について意見をいただいたところで、現時点で重要と思われる点をとりまとめましたので以下の事項について要望します。

1 保育士等の増員について

- ・配慮を必要とする子や障がい児を受け入れるための人員配置の見直しと増員
- ・都市部を中心とした待機児童を減らすための人員配置の増員
- ・事務作業を円滑に行うための人員の増員
- ・看護師の配置
- ・研修への参加や有給休暇が取得しやすくする為の人員の増員

2 労働条件の改善について

- ・精神的負担を抱える職員の増加に対応するカウンセラーの配置など
精神的ケアの実施
- ・一般社会に相応する保育士の賃金体系の見直しと労働条件の向上と改善

3 保育の質について

- ・保育士をめざす学生の人材育成と確保
- ・保育士の資質向上のための研修参加の保障と書籍等資料購入補助費の確保

4 環境整備について

- ・男性保育士に対する設備の改善や保健室の確保
- ・施設整備費（改築を含む）の増額と安定的財源の確保

5 最低基準の見直し

- ・保育士配置基準の見直し（特に3歳児、4歳児、5歳児）

- ・園児一人当たりの有効面積を増やして欲しい

6 その他

- ・保育園の保育をもっとアピールしてほしい
- ・調理、用務の仕事もアピールしてほしい
- ・療育施設の増設
- ・専門職員による育児相談業務の充実

以上

平成26年7月9日

各市・町児童福祉担当課長 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成26年度(続)「自己評価・保育所の評価」、「新保育要領を読む」
研修について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、各保育園(所)の保育事業従事者を対象に、標記研修会を別添写のとおり開催することになり、各園(所)長あて、別添によりご案内いたしましたので、該当職員の方々の多数の受講につき、特段のご配慮をたまわりますようお願い申し上げます。

神奈川県保育会事務局

TEL045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成26年7月9日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成26年度(続)「自己評価・保育所の評価」、「新保育要領を読む」
研修について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、参加の場合は、準備の都合もございますので、①10月17日(金)、②11月7日(金)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成26年度(続)「自己評価・保育所の評価」、「新保育要領を読む」
研修参加申込書

		市町村名	月	日
保育園名		電話		
参加者名		職名		
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)			
参加希望日	① 10月30日(木)(横浜)	② 11月20日(木)(小田原)		

参加希望日は①、②のいずれかに必ず○をしてください。

平成26年度(続)「自己評価・保育所の評価」・「新保育要領を読む」
研修開催要領

- 1 目的 平成25年度実施した研修をもとに講義を行い、保育所にあった自己評価の体制を作るための意識を高めます。また、幼保連携型認定こども園保育要領についての内容を学びます。
併せて受講者の利便性に配慮し同一内容を、県西地域と横浜地域で実施します。
- 2 主催 神奈川県保育会
- 3 日時 ① 平成26年10月30日(木) 午後2時00分から午後4時30分まで
受付13時30分～
② 平成26年11月20日(木) 午後2時00分から午後4時30分まで
受付13時30分～
- 4 会場 ① 神奈川県社会福祉会館 2階ホール
横浜市神奈川区沢渡4-2 Tel045-311-8754
② 小田原お堀端コンベンションホール
小田原市栄町1-14-8 Tel0465-23-1188
- 5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者等
- 6 定員 ①150名②100名
- 7 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

- (1) 当日会場に持参していただいても結構です。
(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわら けいぞう 萩原敬三

[郵便振替] 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

- 8 申込方法 ①平成26年10月17日(金)②平成26年11月7日(金) までに別紙申込書にて Fax 045-311-1837 に申し込み下さい。

9 日程

	研 修 内 容
13:50 14:00	開会・主催者あいさつ
	自己評価・保育所の評価、新保育要領を読む 東京家政大学 教授 増田 まゆみ氏 質疑・応答
16:30	閉 会

小田原お堀講 コンベンションホール



ジャンボーナックビル
Jumbo Nak Building

ホーム

会社概要

交通案内

お問い合わせ

フロア案内

小田原お堀講 コンベンションホール

コンベンションホールのお問い合わせはこちら
TEL.0465-23-1188
(受付時間:平日9:00~18:00)

イベント&インフォメーション

施設使用料金

設備備品使用料金

よくある質問

利用規約

交通案内

お問い合わせ

運営会社情報

利用案内ダウンロード

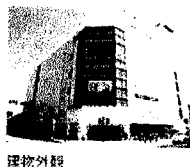
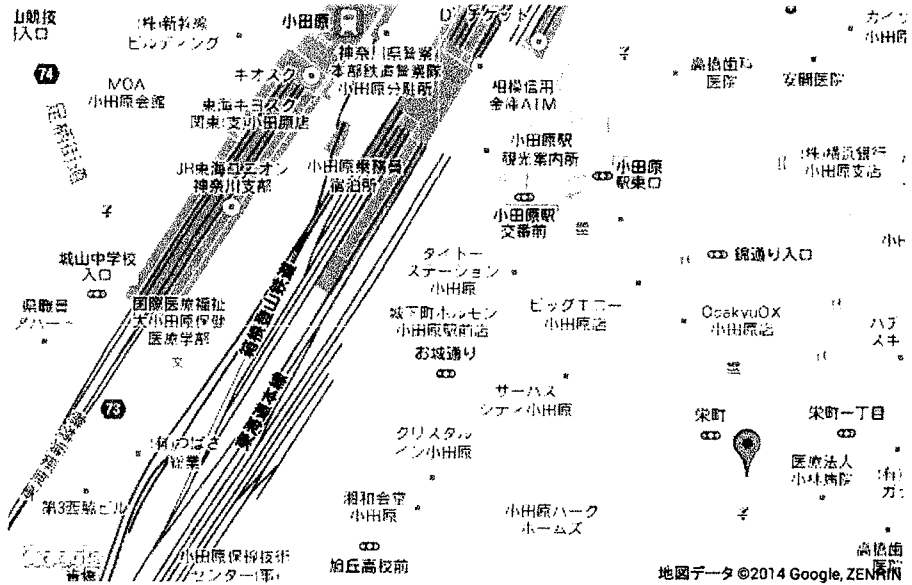
利用案内はPDFで表示されます

利用申込書ダウンロード

利用申込書はPDFで表示されます



交通案内



小田原お堀講 コンベンションホール (ジャンボーナックビル5F)

〒250-0011

神奈川県小田原市栄町1-14-48 ジャンボーナックビル5F

TEL.0465-23-1188



至小田原駅



万葉の湯 小田原館

入り口はこちら

こちらから入館後、エレベーターにて5階にお上がり下さい



お車でお待ちの方

東京方面より...
・西湘バイパス 小田原I.C.→国道1号線→市民会館前信号右折→栄町1 信号左折
・東名高速道路 大井松田I.C.→国道255号線→大工町通り信号右折

電車でお待ちの方

小田原駅下車 東口より徒歩3分
●新宿から小田急特急ロマンスカーで70分・急行90分
●東京からJR東海道新幹線で35分・普通電車で90分
●新横浜からJR東海道新幹線で20分
●横浜からJR東海道線で60分

平成26年7月9日

各市・町児童福祉担当課長 様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成26年度「より良い保育環境作り」研修について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、各保育園(所)の保育事業従事者を対象に、標記研修会を別添写のとおり開催することになり、各園(所)長あて、別添によりご案内いたしましたので、該当職員の方々の多数の受講につき、特段のご配慮をたまわりますようお願い申し上げます。

神奈川県保育会事務局

TEL045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成26年7月9日

保育園園(所)長様

一般社団法人 神奈川県保育会
理事長 萩原 敬三

平成26年度「より良い保育環境作り」研修について(ご案内)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

県保育会事業の推進につきましては、日頃から格別のご理解とご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記研修会を、別添開催要領のとおり開催いたしますので、該当の職員のご参加をいただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げ、ご案内いたします。

なお、参加の場合は、準備の都合もございますので、9月5日(金)までに、下記参加申込書に必要事項を記載の上、本会事務局宛にファックス又は郵送で申し込みください。

神奈川県保育会事務局

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2

Tel 045-311-8754 Fax 045-311-1837

平成26年度「より良い保育環境作り」研修参加申込書

市町村名 _____ 月 日

保育園名		電話	
参加者名		職名	
参加費	<input type="checkbox"/> 当日持参 <input type="checkbox"/> 振込(替)		
実施日	① 9月19日(金)(横浜)		

平成26年度「より良い保育環境作り」研修開催要領

1 目的 保育士の採用や潜在保育士が再雇用されたとき、どう受け入れていくのか、職員の離職をどう捉えていくのか、楽しい保育環境作りと、新任保育士の今の考え方などを事例を交えながら学び合います。

2 主催 神奈川県保育会

3 日時 平成26年9月19日(金) 午後1時30分から午後4時30分まで
受付13時00分～

4 会場 産業貿易センター地下1階 B102 会議室

横浜市中区山下町2番地

TEL045-671-7111

・みなとみらい線「日本大通り」駅3番出口から徒歩3分

・JR・市営地下鉄「関内」駅徒歩15分

5 対象 会員保育所の園長、主任、保育士および関係者

6 定員 100名

7 参加費 会員 1,000円 非会員3,000円

(1) 当日会場に持参していただいても結構です。

(2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。

【銀行振込】 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 6016262

一般社団法人 神奈川県保育会 理事長 はぎわら けいぞう 萩原敬三

【郵便振替】 00260-2-68336 一般社団法人 神奈川県保育会

8 申込方法 9月5日(金)までに別紙申込書にてFax 045-311-1837に申し込み下さい。

9 日程

	研 修 内 容
13:30	開会・主催者あいさつ
～	
14:45	講義1 ニヤリ・ホット 日頃の生活の中でホッとする場面を探す、ヒヤリハットならずにやりホッとと 社会福祉法人唐池学園 ドルカスベビーホーム 園長 摩尼 昌子氏
15:00	講義2 今の保育士情報と期待していること 白峰保育園 園長 亀谷美代子氏
～	
16:20	質疑
16:30	閉会

各 都道府県子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

保育緊急確保事業の実施に要する費用の国、都道府県及び市町村
の負担割合等について

平素より子ども・子育て支援の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

保育緊急確保事業については、昨年末以降、平成26年度予算案や対象事業、国・地方の負担割合、補助方式等について順次情報提供をさせていただいたところです。

本年3月20日に保育緊急確保事業の国負担分を含む平成26年度予算が成立したところですが、保育緊急確保事業における国・地方の負担割合及び国庫補助のスケジュールについては以下により行うこととしておりますので御留意いただくとともに、管内市町村に情報提供いただきますようお願いいたします。

また、保育緊急確保事業における地方負担分については、「平成26年度予算編成における子育て支援関連予算の取扱いについて」（平成25年12月25日付事務連絡）にあるとおり、地方消費税等の増収分も含め、適切な地方財政措置が講じられることとなっておりますので、都道府県におかれては管内市町村の事業の実施状況に対応した都道府県負担分を適切に確保いただくなど、管内市町村の円滑な事業の実施に御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 保育緊急確保事業の国及び地方の負担割合

事業名	実施主体が一般市町村の場合			実施主体が指定都市・中核市の場合		
	国	都道府県	市町村	国	都道府県	市
保育士等处遇改善臨時特例事業	3/4	1/8	1/8	3/4	—	1/4

事業名	実施主体が一般市町村の場合			実施主体が指定都市・中核市の場合		
	国	都道府県	市町村	国	都道府県	市
小規模保育運営支援事業 グループ型小規模保育事業 幼稚園における長時間預かり保育支援事業 家庭的保育事業 認可化移行総合支援事業（運営費支援）	1 / 2	1 / 4	1 / 4	1 / 2	—	1 / 2
認定こども園事業 保育体制強化事業 民有地マッチング事業 認可化移行総合支援事業（認可化移行可能性調査支援、移転費等支援） へき地保育事業	1 / 2	1 / 4	1 / 4	同左		
放課後児童クラブ開所時間延長支援事業	1 / 3	1 / 3	1 / 3	1 / 3	—	2 / 3
利用者支援事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 子育て援助活動支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子育て短期支援事業 新規参入施設への巡回支援事業	1 / 3	1 / 3	1 / 3	同左		

2 保育緊急確保事業の今後の執行スケジュール

平成26年4月10日	国庫補助事前協議の提出締切
5月中旬	交付要綱及び実施要綱の発出
5月末	国庫補助内示 当初交付申請書の提出依頼
6月末	当初交付申請書の提出締切
9月	当初交付決定
11月頃	変更交付申請書の提出依頼
12月頃	〃 締切
平成27年2月頃	変更交付決定

少子化危機突破のための緊急対策

平成25年6月7日
少子化社会対策会議決定

I. はじめに

1. 我が国は、社会経済の根幹を揺るがしかねない「少子化危機」とも言うべき状況に直面している。

○ 少子化社会の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもない。一方で、少子化等による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く関係する問題であり、直接的には年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されるという点で、社会的課題であるということ念頭に置いた対策が必要である。

2. 少子化対策を「新たなステージ」へ高める観点から、『少子化危機突破のための緊急対策』に早急に取り組む必要がある。

- 現在も多くの若者が、将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっている。しかしながら、晩婚化が進むとともに、生涯未婚率が上昇しており、また、合計特殊出生率も1.41(2012)と、結婚や妊娠・出産に対する国民の希望を叶えることができていない。こうした国民の希望を叶える観点から、少子化対策は、政府をはじめ関係者あげて取り組まなければならない国民的な課題である。
- 一方で、政府はこれまでも少子化対策に継続的に取り組んできたが、少子化の進行に十分に歯止めがかかっているとはいえない。
- ・いわゆる「団塊ジュニア世代」による「第3次ベビーブーム」は到来せず、「出生数」の減少傾向が続いている。

- ・「合計特殊出生率」は1.26（2005年）から1.41（2012年）まで上昇したが、先進国の中でも低い水準である。しかも、このまま上昇傾向が続くかどうか不透明である。
- ・晩婚化が進むとともに、生涯未婚率は上昇している。
- フランスやスウェーデンの例のように、総合的な政策の充実・強化によって、個人の価値観や選択を前提としながら出生率を反転させ、少子化傾向に歯止めをかけることも可能であると考えられる。
- こうしたことから、従来の取組の成果と課題、地域の実情やニーズを踏まえ、少子化対策の重要性に関して国民的な認識の醸成に努めつつ、「少子化危機」を克服するために少子化対策を「新たなステージ」に高める観点から、『少子化危機突破のための緊急対策』に取り組むことが強く求められている。

II. 基本方針

- これまでの少子化対策は、「子育て支援」と「働き方改革」を中心に取り組んできており、『子ども・子育て関連3法』の成立や『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章』の策定などを進めてきたが、待機児童解消や、長時間労働の抑制等をはじめとして更なる強化が必要となっている。
- 一方、個人の希望の実現という点で政策ニーズが高く、出生率への影響も大きいとされている「結婚・妊娠・出産」に係る課題については、これまでの取組は弱いのが現状である。

【緊急対策の柱—「3本の矢」で推進】

- このため、『少子化危機突破のための緊急対策』として、
 - ・①「子育て支援」と②「働き方改革」をより一層強化するとともに、
 - ・③「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出すことにより、これらを『3本の矢』として推進する。

【対策の狙い—支援を「新たなステージ」に】

- こうした対策をパッケージとして進めることにより、
 - ①結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」、
 - ②「第1子・2子・3子以降」のそれぞれに対応した支援
の総合的な政策の充実・強化を目指す。

【対策成功のカギ】

- 上記の取組にあたっては、当事者だけでなく、家族・地域・職場が積極的に支援していく環境づくりが重要である。このため、
 - ①国民への情報発信と政府による着実な施策実行、
 - ②地域や職場の取組に対する社会的な支援、
 - ③子どもたちやシニア世代の「祖父母力」など幅広い年齢層の
参加促進
を進めていく。

Ⅲ. 緊急対策の柱—「3本の矢」で推進

1. 「子育て支援」の強化

(1) 「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行

- 我が国の「子育て支援」は、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が成立し、大きな転機を迎えた。この画期的な新制度を着実かつ円滑に施行するため、25年4月に「子ども・子育て会議」を設置し、検討を開始したところであるが、地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図り、地域の実情に応じて、子育て支援が総合的に推進できる体制を整備する。

(2) 「待機児童解消加速化プラン」の推進

- 「子育て支援」において緊急的に取り組むべき課題として、都市部を中心とする「待機児童問題」がある。この問題解消のため、子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに前倒しで、地方自治体に対し、できる限りの支援策を25年

度からスタートさせ、待機児童解消の「加速化」を図る。これにより、「緊急集中取組期間」（平成 25・26 年度）に約 20 万人分の保育を整備し、「取組加速期間」（平成 27～29 年度）に更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズも含め約 40 万人分の保育の受け皿を確保する。その際には、株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進する。

(3)多子世帯への支援

- 多子世帯特に 3 子以上世帯に対しては、子育てにかかる費用負担の軽減を図る観点から、現在講じられている保護者負担における特例措置などの支援はもとより、様々な支援を展開していくことが重要である。

(4)地域・職場の「子育て支援ネットワーク」

- 地域や職場における子育て支援を推進するとともに、親同士の交流や世代間交流を促すため、スポーツや文化芸術等を基盤とした「子育て支援のためのネットワークづくり」や、「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」、企業・店舗等が参加する「子育て支援のためのパスポート事業」の推進、地域コミュニティの子育て支援の拠点の確保、事業所内（大学・病院等を含む）の保育等の支援を推進する。
- また、障害のある子どものライフステージに応じた一貫した支援、児童虐待に対する相談・支援体制の強化等、社会的養護が必要な子どもに対する里親委託やファミリーホームの推進、児童養護施設等の小規模化等による家庭的養護の推進や自立支援の推進等により、特に支援が必要な子どもが健やかに育つ環境づくりを進める。

2. 「働き方改革」の強化

(1)子育てと仕事の「両立支援」

- 男女が子育てをしながら仕事の責任を果たすことが可能になるよう、長時間労働の抑制やテレワークの活用等による働き方の柔軟化などの働き方改革を強力に進める必要がある。また、現行育児・介護休業法の趣旨の徹底化を図り、子どもが 3 歳になるまでは、希望する場合には、男女とも育児休業や短時間勤務を取得しやすいよう、企業における環境整備を働きかける。パートタイマーなど非正規労働者も育児休業を取れるよう職場環境づくりを進める。

(2)中小企業の両立支援促進

- 仕事と子育ての両立の取組を促進するために、両立支援の取組を行うことに

課題が多い中小企業への配慮等が重要であり、育児休業取得後の円滑な職場復帰支援として、「育休復帰支援プラン（仮称）」の策定等を行うとともに、育児休業者の代替要員確保のための助成を行う。さらに、中小企業における仕事と子育ての両立支援の好事例を普及し、企業の実情に応じた取組を促す。

(3) 企業による「女性登用」の促進

- 女性が子育てをしながら活躍して働くことができる環境整備という観点から、個別企業における役員・管理職等への女性の登用や登用状況の情報開示に向けた働きかけを行う。全上場企業において、まずは、役員に一人は女性を登用するよう働きかけている。

(4) ロールモデル等の普及

- 女性がキャリア形成をしていく上で、身近にロールモデル（キャリア形成での目標となる社員）やメンター（女性社員の相談・サポートをする社員）がいることは大きな支えとなることから、企業におけるロールモデルやメンターの普及を図るとともに、女性就労者に対する教育訓練機会の拡充を促す。

(5) 男性の働き方の見直し

- 子育て期をはじめとして男性の働き方の見直しや意識改革も進めていく必要があり、仕事と子育ての両立支援のほか、長時間労働の抑制や多様で柔軟な働き方の促進等のワーク・ライフ・バランス施策を推進する。

3. 結婚・妊娠・出産支援

(1) 結婚・妊娠・出産支援の「全国展開」

- 結婚を希望する者が結婚できるように、若者の経済面における安定の確保に向け、自立に向けた支援、正規雇用化やキャリア形成等の支援に引き続き取り組むとともに、新婚世帯に対する経済面などの支援措置を検討する。また、地域や職場における取組を推進するため、全国レベルでの結婚・妊娠・出産支援に関する情報共有や、先進的な事例等に対する表彰を行う。
- 中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会の推進や地域の青年活動の促進等を図る。

(2) 妊娠・出産等に関する情報提供、啓発普及

- 妊娠・出産等について、適切な時期に正確な情報提供を行い、啓発普及を図ることが重要である。このため、女性及び男性を対象にした多様な情報提供の充実を図る観点から、その提供する情報の内容・時期・方法等について専門的

な検討を行う「情報提供・啓発普及のあり方に関する研究班」を設置し、具体的な施策を検討する。

(3)地域の「相談・支援拠点」づくり

- 地域における相談支援拠点の体制充実を図るため、「女性健康支援センター」等について、電話・メール相談体制の充実（全国統一の番号、利用しやすい受付時間の設定等）を進め、利用者が相談しやすい環境を整える。また、相談支援拠点について全国統一番号の呼称等を分かりやすく覚えやすいものにするなど、周知を図るとともに、利用者がより気軽に利用できるようにする。

(4)「産後ケア」の強化

- 産院退院後の悩みや孤立からもたらされる育児不安等は、第2子以降の出生行動に影響を与えうるといった指摘や、児童虐待の問題にも関わっているとの指摘がある。このため、退院後の母子にできる限り早期の接触を図り、必要な支援につなげることが必要である。具体的には、早期の電話相談等の充実を図る「産後早期ケア（産後3、4か月まで）」の強化や、産後ケアセンター等において休養（日帰り、宿泊）等を行う「産後レスパイト型事業」や、現在活動していない助産師等を活用した子どもの世話に関する相談に対応したり、シニア世代の活力である「祖父母力」を活用して、母親の話し相手や一緒に外出するなどの支援を行う「産後パートナー事業」をモデル事業として導入し、その成果を踏まえて対応を検討する。

(5)地域医療体制(産科・小児医療)の整備

- 社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえ、地域の産科・小児医療体制の整備のため、地域医療・医師確保に取り組む。

(6)不妊治療に対する支援

- 不妊治療に対する支援の在り方について検討し、その結果を踏まえ支援を進める。

4. 国民的な認識醸成と地域プランへの支援

(1)国民への情報発信と政府による着実な施策実行

- 我が国が直面している「少子化危機」を突破し、結婚・妊娠・出産・育児をしやすい社会を作っていくには、これから結婚・妊娠・出産する世代や、現在子育て中の世代への支援の重要性に加え、地域や職場における認識を深めてもらうため、広く情報発信を強化していくことが重要である。特に、企業の経営

- 者や自治体の首長の間で「少子化危機」に関する状況及び対策の必要性について認識を広め、少子化対策への積極的な参加を推進していくことが重要である。
- また、こうした少子化対策の展開にあたっては、具体的な政策目標・スケジュール等を明確に示し、国民的な理解を得ながら着実に実行していくことが重要である。

(2)「地域・少子化危機突破プラン」の推進

- 少子化対策においては、地域の実状に即した取組が重要である。このため、地方自治体が創意工夫した「地域・少子化危機突破プラン」を全国から公募し、その中からモデル的な取組を選定した上で、集中的にその取組を支援し、成果や課題について全国的に共有することにより、少子化対策の地域レベルでの取組を推進・加速化させる。

5. 制度・財源面の対応

(1)子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成 27 年 4 月（予定）における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るための財源として、消費税引き上げによる財源（0.7 兆円）を含め 1 兆円超程度の確保に努める。
- また、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な施行を確保し、待機児童解消等を推進するため、平成 26 年度に「保育緊急確保事業」を実施する。
- 地域において若者が経済面における安定性の確保ができる企業に雇用されるなどの環境が整備され、結婚、子育てができる社会を構築するため、「結婚・妊娠・出産支援」や「子育て支援」などの多様な取組に対して、安心こども基金等の活用も含めた財政的な支援について検討する。

(2)「次世代育成支援対策推進法」の延長・強化の検討

- 平成 26 年度で期限切れとなる「次世代育成支援対策推進法」について、官民あげて「少子化危機突破」に向けた取組を推進する観点からも、その延長・強化を検討する。

各 都道府県 子ども・子育て支援新制度担当課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する調査の集計結果について
(情報提供)

子ども・子育て支援施策の推進につきましては、平素からご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先日は、標記調査の取りまとめにご協力いただきありがとうございました。

放課後児童健全育成事業の「量の見込み」については、国から示した「調査票のイメージ」が主に0～5歳児を対象としていたことから、「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」において、

- ・ 対象児童として5歳児の利用意向を用いた算出方法を示しつつ、
- ・ 留意事項として、就学児に対する調査を行っている場合には、各市町村の判断で、当該調査の結果を利用する

ことについて記載しておりました。

今回、各市区町村からの回答をとりまとめ、5歳児時点での利用意向を基にした「量の見込み」と、就学児の利用意向を基にした「量の見込み」を比較したところ、よりニーズの実態に近い就学児よりも、5歳児時点での利用意向を基にした「量の見込み」の方が高くなる傾向が見られますので、この結果について別紙のとおり情報提供いたします。

この調査結果を受けて、国としましては、

- ① 5歳児調査と就学児調査の両方を実施している市区町村については、就学児調査の結果を「量の見込み」とする
- ② 5歳児調査のみを実施している市区町村については、別紙傾向を踏まえ、5歳児調査と就学児調査の乖離度又は就学児調査の利用意向率の全国平均値を用いて、5歳児調査の数値を補正して「量の見込み」とする

といった方法が、よりニーズの実態に近い「量の見込み」になるものと考えております。

つきましては、就学児調査を行っていない市区町村も含め、各市区町村の子ども・子育て会議での議論等における「量の見込み」の今後の検討材料としてご活用いただけるよう、管内市区町村に情報提供をお願いいたします。

なお、本集計結果はあくまでも暫定値であり、今後精査を行った上で確定値を情報提供させていただく予定です。

問い合わせ先：

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

TEL：03-5253-1111（内線7909）、FAX：03-3595-2672

○放課後児童健全育成事業に関する「量の見込み」に関する調査集計結果（暫定）

・利用意向率及び「5歳児調査」・「就学児調査」の乖離度（平成31年度）

【全国】

	小学1～3年生	小学4～6年生
利用意向率（5歳児調査）	34.1%	17.8%
利用意向率（就学児調査）	26.9%	12.3%
乖離度（就学児調査/5歳児調査）	<u>78.9%</u>	<u>69.0%</u>

【都市部（指定都市・中核市）】

	小学1～3年生	小学4～6年生
利用意向率（5歳児調査）	35.2%	17.3%
利用意向率（就学児調査）	28.4%	12.5%
乖離度（就学児調査/5歳児調査）	<u>80.5%</u>	<u>72.2%</u>

【一般市区町村】

	小学1～3年生	小学4～6年生
利用意向率（5歳児調査）	33.3%	18.1%
利用意向率（就学児調査）	25.9%	12.1%
乖離度（就学児調査/5歳児調査）	<u>77.7%</u>	<u>66.9%</u>

※利用意向率の算出方法・・・小学1～3（4～6）年生の「量の見込み」/6～8（9～11）歳の児童数

※乖離度の割合が高いと「5歳児調査」と「就学児調査」の乖離が少ない

公定価格に関するFAQ（よくある質問）

このFAQは、仮単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう、現行の幼稚園・保育所等における取り扱いを基に作成したものであり、今後詳細を検討していく過程で、随時その検討結果を反映させていくものです。

【目次】

No.	施設・事業				事項	質問	頁
	幼	保	認	家小事居			
1	○				基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
2		○			基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
3			○		基本部分（配置基準）	認定こども園の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
4				○	基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P7
5				○	基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P8
6				○	基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P8
7				○	基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうなっているのか。	P8
8	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格上の子ども的人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	P8
9	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	教育・保育に従事する者には短時間勤務の職員を充てることができるのか。	P9
10	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格における配置基準を上回る（又は下回る）運用は可能か。	P9
11	○	○	○	○	基本部分（年齢区分）	子どもの年齢については、いつ時点の年齢によることになるのか。	P9

No.	施設・事業			事項	質問	頁
	幼保	認家	小居			
12	○	○	○	基本部分（地域区分）	地域区分ごとの市区町村はどのようになっているのか。	P9
13	○	○	○	基本部分（地域区分）	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分は利用者の居住地の区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	P10
14	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案（詳細版）」の資料にある基本分単価の内訳には人件費、社会保険料事業主負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる用途や異なる金額で人件費等を支払った場合、基本分単価は各施設・事業の実態に応じて加算・減算されるのか。	P10
15	○	○	○	基本部分	基本分単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	P10
16	○	○	○	基本部分 調整部分（定員を恒常的に超過する場合）	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	P10
17	○	○	○	基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	P10
18	○	○	○	処遇改善等加算	処遇改善等加算の加算率はどのように算定するのか。	P11
19	○	○	○	処遇改善等加算	キャリアアップの取り組みとは具体的にどのようなものか。	P11
20	○	○	○	所長（管理者）設置加算	所長（管理者）設置加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P11
21	○	○	○	副園長・教頭設置加算	副園長・教頭が学級担任をしている場合は、加算されないのか。	P11
22	○	○	○	副園長・教頭設置加算	副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。	P11
23	○	○	○	学級編制加配加算	学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P11
24	○	○	○	3歳児配置改善加算	3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P11
25	○	○	○	満3歳児対応教諭配置加算	満3歳児加算は、3歳児全員に適用されるのか。	P11
26	○	○	○	満3歳児対応教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6：1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	P12
27	○	○	○	チーム保育加配加算	どういった場合にチーム保育を実施していると言えるのか。	P12

No.	施設・事業				事項	質問	頁
	幼保	認家	小	事居			
28	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	子一人保育加配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	P12
29	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	P12
30	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P12
31	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給食実施加算	休業期間中において（休業期間中は除く）隔週など変則的に実施する場合の取扱いはどのようなのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	P12
32	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	P12
33	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。	P12
34	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	P13
35	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようなのか。	P13
36	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。	P13
37	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算	他の施設（事業）を利用して子どもも休日に受け入れているが、その場合はどのように支払われるのか。	P13
38	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」はその年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込みを上回った（下回った）場合にはどうなるのか。	P13
39	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P13
40	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようなのか。	P13
41	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようなのか。	P13
42	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようなのか。	P14
43	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようなのか。	P14
44	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようなのか。	P14

No.	施設・事業				事項	質問	頁
	幼	保	家	小			
45	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P14
46	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設（事業所）に加算されることになるのか。	P14
47	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（分園の場合）	分園の場合はどのように計算すれば良いのか。	P14
48	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（配置基準を下回る場合）	認定こども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法とその具体的な適用方法はどのようになるのか。	P14
49	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（職員資格を有しない場合）	幼保連携型認定こども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有していれば減算されないのか。	P14
50	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（職員資格を有しない場合）	認定こども園の場合、3歳未満児保育を幼稚園教諭免許のみ保有する者が行っている場合や、学級担任に保育士資格のみ保有する者がなっている場合に減算されるのか。	P15
51	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（土曜閉所する場合）	常態的に土曜日に閉所する場合の調整はどのような場合に適用されるのか。	P15
52	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	調整部分（連携施設を設定しない場合）	この調整は、どのような場合に適用されるのか。また、支援の頻度については、決まりがあるか。	P15
53	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	主幹教諭等専任加算	主幹教諭等専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P15
54	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	主幹教諭等専任加算	主幹教諭等とあるが、主幹教諭以外はどのような職種が対象になるのか。	P15
55	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	主任保育士専任加算	主任保育士専任加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P15
56	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	主幹教諭等/主任保育士専任加算	主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当にはなれないのか。	P15
57	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P16
58	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事務職員雇上費加算	認定こども園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合なども加算が適用されるのか。	P16
59	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P16
60	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P16
61	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P16

No.	施設・事業				事項	質問	頁
	幼保	認定	家小	事居			
62	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	P16
63	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P16
64	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
65	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
66	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
67	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	P17
68	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されないのか。	P17
69	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	加算部分全般	年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。	P17
70	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつかあるが、端数処理はどのようにするのか。	P17
71	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案（詳細版）よりも詳しく示されないのか。	P18
72	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	今回示されたのは「仮単価」であり、実際の公定価格は「各年度の予算編成時に確定」とされているが、いつ示されるのか。	P18
73	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	給付費・委託費は毎月支払われるのか。	P18
74	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	月途中での入退所があった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。	P18
75	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。	P18

<以下、第2版において追加>

76	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（定員区分）	公定価格の「定員区分」における「定員」は、認可定員なのか、利用定員なのか。	P18
77	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	基本部分（定員区分）	認定こども園または保育所における保育認定子どもに適用される単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員それぞれごとの単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるのか。	P19

No.	施設・事業				事項	質問	頁	
	幼	保	認	家小				居
78		○				基本部分（定員区分）	<p>認定こども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、利用定員100名（1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名）の施設の場合、施設全体の定員をベースとして、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「91人から105人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「115人から100人まで」の単価が適用されるのか、それとも、1号については教育標準時間認定単価表の定員区分「115人から100人まで」の単価、2号・3号については保育認定単価表の定員区分「81人から90人まで」の単価がそれぞれ適用されるのか。</p>	P19
79	○	○	○	○	○	調整部分（土曜閉所する場合）	<p>公定価格において、施設が、土曜日に閉所する場合は定率調整されるとなっているが、半日の閉所の場合は、どのような調整がされるのか。また、まずは月1、2回の閉所から始めたいという場合はどのような取扱いになるのか。</p>	P20
80	○	○	○			基本部分（配置基準と学級編制との関係）	<p>幼稚園や認定こども園の公定価格上の職員配置基準は、学級ごとに満たす必要があるのか。</p>	P20
81				○		公定価格	<p>事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能か。</p>	P20

【回答】

No.	施設・事業			事項	質問	回答
	幼児	保認家	小事情			
1	○			基本部分（配置基準）	幼稚園の公定価格上の配置基準はどうか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>（園長） 1人 （幼稚園教諭） 1人 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人 利用定員36人以上300人以下の施設については1人を加配 利用定員35人以下及び12人以上については、非常勤講師を加配（事務職員） 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は配置は不要）</p>
2	○			基本部分（配置基準）	保育所の公定価格上の配置基準はどうか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>（保育士） 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 利用定員90人以下の施設については1人を加配 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 上記の定数に加えて非常勤保育士を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）</p>
3	○			基本部分（配置基準）	認定子ども園の公定価格上の配置基準はどうか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>（園長） 1人 （保育教諭等） 4歳以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1、2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 2、3号の利用定員90人以下の施設については1人を加配 主幹保育教諭等を専任化させるための代替要員を2人加配 保育標準時間認定を受ける子どもを受け入れる施設については1人を加配 上記の定数に加えて非常勤講師等を加配 （事務職員） 1人及び非常勤事務職員を加配（園長等の職員が兼務する場合は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 2、3号の利用定員40人以下の施設は1人、41人以上150人以下の施設は2人、151人以上の施設は3人（うち1人は非常勤）</p>
4	○			基本部分（配置基準）	家庭的保育事業の公定価格上の配置基準はどうか。	<p>基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。</p> <p>（家庭的保育者） 子ども3人につき1人 ※別途家庭的保育補助者を配置する場合は子ども5人まで （事務職員） 非常勤事務職員（家庭的保育者が兼務する場合は、業務委託する場合は配置は不要（なお、定員3人以下の場合で家庭的保育補助者を配置する場合は対象外）） 非常勤調理員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は配置は不要（その場合は家庭的保育補助者加算は対象外））</p>

No.	施設・事業					事項	質問	回答
	幼保	認定	家小	事業	居			
5				○		基本部分（配置基準）	小規模保育事業A型・B型の公定価格上の配置基準はどうか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （保育従事者） ・ 1,2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 及び 左記に加えて1人を加配 ※上記の定数のうちA型は100%、B型は50%以上（*）は保育士 （必要保育従事者数（整数化後（「No.8」を参照））×1/2＝必要保育士数（小数点第1位を四捨五入）） ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員
6				○		基本部分（配置基準）	小規模保育事業C型の公定価格上の配置基準はどうか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 （保育従事者） ・ 家庭的保育者 子ども3人につき1人（それぞれの家庭的保育者に補助者を配置する場合は5人） ・ 上記の定数に加えて非常勤保育従事者を加配 （事務職員） 非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は配置は不要） （調理員等） 非常勤調理員
7				○		基本部分（配置基準）	事業所内保育事業の公定価格上の配置基準はどうか。	基本分単価に含まれる職員構成は、以下のとおりとなっています。 ・ 定員19人以下の小規模保育事業A型又はB型の基準が適用される事業所→「No.5」の回答を参照 ・ 定員20人以上の事業所→「No.2」の回答を参照
8	○	○	○	○	○	基本部分（配置基準）	公定価格上の子どもの人数・年齢に応じた配置基準については、どのように計算すれば良いのか。	配置すべき教育・保育に従事する者の数の具体的な算定方法は、年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下四捨五入）、各々を合計した後、小数点以下を四捨五入した数になります。 ※家庭的保育事業、小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業を除く <算式> $[4\text{歳以上児数} \times 1/30 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)}) + \{3\text{歳児数}^{(*)1} \times 1/20 (\text{〃})\} + \{1\text{,2歳児数}^{(*)2} \times 1/6 (\text{〃})\} + \{乳児数 \times 1/3 (\text{〃})\}] = \text{必要教育・保育従事者数(小数点第1位を四捨五入)}$ (*1)1号認定子どもの場合満3歳児を含む、(*2)1号認定子どもの場合満3歳児は含まない。 ※子ども年齢は年度の初日の前日における満年齢 ※認定子どもも園の場合は施設全体（1号～3号）の子どもの数を基に計算

No.	施設・事業				事項	質問	回答
	幼児	保認	家小	事業居			
13	○	○	○	○	基本部分(地域区分)	他の市町村の子どもが利用する場合には、地域区分が適用されるのか。それとも、施設の所在地の区分が適用されるのか。	他の市町村の子どもが利用する場合も、地域区分は施設の所在地の区分が適用されます。また、給付費・委託費の請求は、利用者の居住地の市町村に対して行うこととなります。なお、利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額となります。
14	○	○	○	○	基本部分	「公定価格の骨格案(詳細版)」の訳には基本単価の内訳には人件費、社会保険料事業などの負担金、減価償却費などの経費が算定されているが、積算と異なる使途や支払った場合、事業の単価は各施設・事業の単価に応じて加算・減算されるのか。	公定価格の単価は、経営実態調査等に基づく費用の実態や現在の保育所運営費の単価設定などを基に積算しているものであり、各施設における人件費等の費用を全て積算どおりに支払わなければならないものではありません(個別の支出額に応じて単価を変更するものではありません)。なお、私立保育所に対しては委託費として支払われることから、その使途の取り扱いについて現行制度の対応等を踏まえて検討していくこととしています。
15	○	○	○	○	基本部分	基本単価に含まれる教員のうち1人は主幹教諭として費用を算定されているが、主幹教諭の発令をしていない場合、減算されるのか。	学校教育を行うに当たり実際に主幹教諭又はそれと同等の立場の教諭が必要であることを前提に積算していますが、発令の有無を算定要件としているものではなく、減算されません。
16	○	○	○	○	基本部分(定員調整に超える場合)	基本部分(定員調整に超える場合)は支払われるのか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受け入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受け入れをしている場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、年間平均在籍率が120%以上の場合には利用定員を見直す必要が必要となります。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。 ※なお、利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。
17	○	○	○	○	基本部分	学級編制調整教諭の加配はなぜ36人以上300人以下のみ対象としているのか。	35人以下の極めて小規模な園は、必ずしも年齢別の学級編制が行われない場合もあること、他方、大規模園は30:1(公定価格における4歳以上児配置基準)と35:1(幼稚園設置基準における原則的な学級編制基準の上限)の差が縮まるため、学級編制調整加配を行わなくとも必要な配置を満たすことが比較的容易と考えられるためです。

No.	施設・事業				事項	質問	回答
	幼保	認定	家事	居			
18	○	○	○	○	○	○	<p>加算率は職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取組に応じて適用される加算率が段階的に上昇する仕組みとしており、具体的な算定方法は現在検討しているところです。そのため、現段階では、暫定的に以下の現行の保育所運営費における民間施設給与等改善費における加算率の区分に当てはめて計算してください。</p> <p><民間施設給与等改善費> 施設・事業所に勤務する全ての常勤職員1人当たりの平均勤続年数 10年以上：12（%）、7年以上10年未満：10（%）、4年以上7年未満：8（%）、4年未満：4（%） ※賃改善後の運営費を試算する場合は上記の加算率に+3（%）を加算</p> <p>また、処遇改善等加算の単価を計算する場合は、単価に加算率の「数値」を乗じて算出してください。 例：加算率が10%の場合 「100円（単価）×10（加算率）＝1,000円」</p>
19	○	○	○	○	○	○	<p>例えば、介護保険制度では、以下のうちいずれかを満たすこと及び職員に対してその内容を周知することを要件としており、こうした取り組みを参考に検討していきます。 ・職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（職員の賃金に関するものを含む）を定めている。 ・職員の賃金の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保している。</p>
20		○		○			<p>所長（管理者）が保育士等の配置基準とは別途配置されており、かつ以下の要件を満たしている場合に加算されます。 ・所長（管理者）が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、実際にその施設（事業所）の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合 ※ そのため、2以上の施設（事業所）と兼務し、所長（管理者）としての職務を行っていないものは欠員とみなして加算の対象にはなりません。</p>
21	○			○			<p>副園長又は教頭を置く場合には、学級担任をしているか否かにかかわらず、加算されます。</p>
22	○			○			<p>副園長が免許保有者でない場合は加算の対象にならないのか。</p>
23				○			<p>学級編制加配加算の具体的な加算要件はどのようなものか。</p>
24	○	○	○				<p>3歳児配置改善加算の具体的な加算要件はどのようなものか。</p>
25	○			○			<p>満3歳児配置改善加算は、3歳児全員に適用されるのか。</p>

No.	施設・事業				事項	質問	回答
	幼保	認家	小	事居			
26	○	○			満3歳児対応 教諭配置加算	年度当初から、満3歳児の受入れを想定して手厚く教員を配置し、年度途中から満3歳児を受入れて6:1配置が実現している場合、満3歳児加算はいつから適用になるのか。	満3歳児の受入れがされた時点からその年度内までの間について加算が適用されます。
27	○	○			チーム保育加算 配加算	どういった場合にチーム保育を実施しているのか。	低年齢児を中心として小集団化したグループ教育・保育を実施している場合や、副担任を設けている場合などにおいて、基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数、保育教諭数以上の教諭等を配置している場合に、その人数に応じて加算が行われることとなります。(利用定員の区分ごとに人数の上限があります。)
28	○	○			チーム保育加算 配加算	加算人数に上限があるのはなぜか。	現状の幼稚園の教諭配置状況を踏まえて、おおむね5割以上の私立幼稚園が対象となるように上限数を設定しています。(上限は利用定員45人以下は1人、46人以上150人以下は2人、151人以上270人以下は3人、271人以上は4人)なお、施設の判断でこの基準を上回る配置を行うことも可能であり、この場合の人員費は、上乗せ徴収等により賄うこととなります。
29	○	○			通園送迎加算	運転手が兼務・外部委託の場合も加算が適用されるのか。	必ずしも専任運転手の配置を要件としておらず、例えば、運行委託によることも可能です。
30	○	○			通園送迎加算	長期休業期間中も加算が適用されるのか。	年間に必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
31	○	○			給食実施加算	休業期間中において(休業期間中は除く)隔週など差別的に実施する場合の取扱いはどのようになるのか。長期休業期間中も加算が適用されるのか。	休業期間中の平均的な月当たり実施日数を4(週)で除して「週当たり実施日数」を算出してください(小数点第1位を四捨五入)。必要な経費を平準化して公定価格を設定しているため、長期休業期間の公定価格にも加算が適用されます。
32	○	○			給食実施加算	外部委託、外部搬入の場合も加算が適用されるのか。	給食の実施方法の別にかかわらず、給食を実施している場合には加算されます。その際の要件については、保育所における業務委託、外部搬入の際の要件を参考に検討していきます。
33	○	○			給食実施加算	自園調理の場合は、外部委託などに比べて費用がかかるため、さらに加算すべきではないか。	給食実施に係る現実の費用(人件費)の実態を踏まえて平均的な額で設定しているため、給食の実施方法の別にかかわらず加算額は同額になります。

No.	施設・事業			事項	質問	回答
	幼保	認家	小事居			
34	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	加算額よりも高い/低い監査報酬額を支払った場合、加算単価は加算/減算されるのか。	加算/減算はされません。本加算の金額は実際の費用の態を踏まえて平均的な額として設定しています。
35	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	実施時期と加算時期との関係はどのようになるのか。	当年度の3月時点で、前年度の3月以降に監査を受けていることが確認できれば加算されます。(例えば、前年度会計について当年度(翌会計年度)の5月頃に監査を受けた場合は、当年度(翌会計年度)の3月分の単価に加算されることとなります。)
36	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	外部監査費加算	外部監査を受けた場合も市町村による会計監査の対象となるのか。	公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、施設型給付の用途等に関する市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、加算の前提となる職員配置等の事実関係の確認等は市町村が行うこととなります。
37	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算	他の施設(事業)を利用して入れている子どもが、その場合どのように入れているのか。	休日保育加算については、「休日保育の年間の延べ利用子ども数」の区分に応じた加算額となつていますが、この利用子ども数には、平日は他の施設(事業)を利用して入っている子どもであっても、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子ども数も含まれます。延べ利用子ども数(平日に他の施設(事業)を利用する子どもを含む)に応じて適用される加算については、上記の施設(事業)を実施する各月初日の子ども数(平日は他の施設(事業)を利用する子どもを含む)で除して加算されることとなります。
38	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算	「休日保育の年間延べ利用子ども数」は、その年度の見込みで良いのか。また、その場合、実績が見込めた場合(下回った)場合(下回った)場合はどうなるのか。	「休日保育の年間の延べ利用子ども数」は、過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することを想定しており、年度を通じて利用見込みに応じた同一の加算額が適用されることとなります。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合であっても、加算額の増額(減額)は行われません。なお、利用見込みと実績が大きく異なった場合には、翌年度の利用見込みの算出及び市町村による加算額の認定の際に、その実績を踏まえて適切な利用見込み数の算出・認定をする必要があります。
39	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	夜間保育加算	夜間保育加算はどのような施設(事業所)に加算されることになるのか。	夜間保育加算については、夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可(認定)を受けた施設に加算されることとなる。なお、保育所以外の施設・事業における具体的な要件等については、現在の夜間保育所の設置認可に当たつての要件を参考に検討していく予定です。
40	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	休日保育加算 夜間保育加算	居宅訪問型保育事業の休日保育加算や夜間保育加算の加算要件はどのようになるのか。	居宅訪問型保育事業の利用者が常態的に休日又は夜間に利用する場合には加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後検討してまいります。
41	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	資格保有者加算	資格保有者加算の加算要件はどのようになるのか。	資格保有者加算は家庭的保育事業及び小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業の家庭的保育者について、保育士資格又は看護師免許を有する場合に加算されます。また、小規模保育事業C型については、資格を有する人数に応じて加算が行われます。

No.	施設・事業			事項	質問	回答
	幼保	認定	家事居			
42				保育士比率向上加算	保育士比率向上加算の加算要件はどのようなものか。	保育士比率向上加算は小規模保育事業のB型及び同基準が適用される事業所内保育事業において、常態的に保育比率を3/4以上として保育を実施する場合に適用されます。また、その際の必要保育士数については「No. 5」の回答に準じて以下のとおり計算します。 (*) 必要保育従事者数(整数化後) × 3/4 = 必要保育士数(小数点第1位を四捨五入)
43				家庭的保育支援加算	家庭的保育支援加算の加算要件はどのようなものか。	家庭的保育支援加算は家庭的保育支援者や連携施設から代替保育等の特別な支援を受けて土曜日における保育や8時間を超える保育を実施する場合に加算の対象とすることを予定しており、詳細は今後検討してまいります。
44				障害児保育加算	障害児保育加算の加算要件はどのようなものか。	障害児(**)を受け入れる事業所において、障害児2人につき1人の保育士等により保育する場合に加算の対象となります。 (**) 市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない)
45				減価償却費加算	保育所等の減価償却費加算はどのような施設(事業所)に加算されることになるのか。	保育所等の減価償却費加算については、施設整備費補助金を受けずに整備した施設(事業所)について加算の対象とする予定であり、その際の要件等の詳細については今後検討してまいります。また、減価償却費加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。
46				賃借料加算	保育所等の賃借料加算はどのような施設(事業所)に加算されることになるのか。	保育所等の賃借料加算については、建物(土地は対象外)を賃貸方式で実施している施設(事業所)について加算の対象とする予定であり、その際の要件等の詳細については今後検討してまいります。また、賃借料加算の地域区分については、別添2のとおりとなります。
47				調整部分(分園の場合)	分園の場合にはどのように計算すれば良いのか。	分園を設置する施設の場合、「基本分単価」、「処遇改善等加算」、「所長設置加算」については、中心園と分園それぞれその定員区分を基に単価を計算します。その上で、分園については、その合計額の「10/100」を差し引いた額が適用されます。また、その他の加算については中心園と分園の定員を合計した定員区分を基に単価を計算します。
48				調整部分(配置基準を下回る場合)	認定子ども園の場合の不足保育教諭等数の算定方法はその具体的な適用方法はどのようなものか。	施設全体(1号~3号)の実配置数(常勤換算値)が基本分単価における保育教諭等の配置基準を下回る場合に、不足保育教諭等数 = 年齢別配置基準 - 園全体の実配置数(常勤換算) となります。 ※ 「No. 3、No. 8」の回答を参照
49				調整部分(職員の資格を有しない場合)	幼保連携型認定子ども園の場合であっても、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれかを有している場合は減算されないのか。	幼保連携型認定子ども園の保育教諭については当分の間は経過措置が適用されるため、資格要件に係る減算は適用しないこととしています。この調整項目については、幼保連携型認定子ども園以外の3種類の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準(職員資格)とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定しています。

No.	施設・事業				事項	質問	回答
	幼保	認定	家小	事居			
50		○			調整部分(職 員資格を有し ない場合)	認定こども園の場合、3 歳未満保育を幼稚園教 諭免許のみ保有する者が 行っている場合や、学級 担任に保育士資格のみ保 有する者がなっている場 合に減算されるのか。	【No.49】のとおり、この調整項目については、幼保連携型認定こども園以外の3類型の幼稚園機能部分・保育所機能部分について、国の示す基準(職員資格)とは異なる基準により運営されている場合に調整することを想定していません。国の示す基準では、幼稚園型認定こども園における2号認定こどもの保育については幼稚園教諭免許を保有する者とする特例及び保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園における学級担任については保育士資格を保有する者とする特例を設けていることから、その場合については調整の対象にはなりません。
51		○	○	○	調整部分(土 曜閉所する場 合)	常態的に土曜日に閉所す る場合の調整はどのよう な場合に適用されるの か。	保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設(事業所)に 適用されます。
52			○	○	調整部分(運 携施設を設 定しない場 合)	この調整は、どのような 場合に適用されるのか。 また、支援の頻度につい ては、決まりがあるか。	連携施設から受ける支援内容については、原則として全ての支援を受けることが想定されていますが、給食に関する 支援や嘱託医による健康診断等に関する支援については、自園で調理する場合や事業所において直接医師に嘱託し健 康診断等を実施する場合は不要であり、また、屋外遊戯場の利用に関する支援については、小規模保育事業所が十分 な広さの屋外遊戯場を有していると認められる場合は不要とすることも可能にするなど、詳細については今後検討し ていきます。 また、支援を受ける頻度については、小規模保育事業所の置かれている状況や支援の内容等を踏まえてご判断頂くこ とになります。
53		○			主幹教諭等専 任加算	主幹教諭等専任加算の具 体的な加算要件はどのよ うなものか。	主幹教諭等が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれ る配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要幼稚園教諭数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下 の事業等を複数実施する場合は加算が適用されます。また、その場合は子育て支援活動費加算も対象になります。 ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設(対象事業の詳細は今後検討)
54		○			主幹教諭等専 任加算	主幹教諭等とあるが、主 幹教諭以外はどのような 職種が対象になるのか。	主幹教諭以外に副園長、教頭、指導教諭を専任化させる場合も加算の対象となります。
55			○		主任保育士専 任加算	主任保育士専任加算の具 体的な加算要件はどのよ うなものか。	主任保育士が保護者からの育児相談や地域の子育て支援活動等に専任させることができるよう、基本分単価に含まれ る配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事 業等を複数実施する場合は加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している 施設(対象事業の詳細は今後検討)
56		○	○		主幹教諭等/ 主任保育士専 任加算	主幹教諭等や主任保育士 が学級担任やクラス担当 にはなれないのか。	本加算については、主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当から離れて、地域の子育て支援活動等に専任で きるよう加算するものですので、加算の適用を受ける施設で主幹教諭等や主任保育士が学級担任やクラス担当になる ことは適当ではありません。なお、学級担任やクラス担当の職員が休んだ場合に代理で教育・保育を行うことを妨げ るものではありません。

No.	施設・事業				事項	質問	回答
	幼保	認可	家小	事居			
57	○	○	○		療育支援加算	療育支援加算の具体的な加算要件はどのようなのか。	障害児を受け入れている施設で、主幹教諭等（幼稚園、保育所は主幹教諭等/主任保育士専任加算が適用されている施設）を補助する者（非常勤職員であつて資格の有無は問わない）を配置して地域住民等の子どもへの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。また、以下の区分に応じて加算額が異なります。（加算はA又はBのいずれか） ・特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている施設・・・A ・A以外の障害児（*）を受け入れている施設・・・B （*）市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない）
58		○			事務職員雇上費加算	認定ことも園全体の利用定員が91人以上を満たしているが、非常勤事務職員がいない、もしくは専任の事務職員がいない場合などでも加算が適用されるのか。	本加算は施設全体（1号～3号）の定員が91人以上の場合を加算の要件としており、園長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。
59		○			事務職員雇上費加算	事務職員雇上費加算の具体的な加算要件はどのようなのか。	以下の事業等のいずれかを実施する場合に加算が適用されます。なお、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
60	○	○	○	○	冷暖房費加算	冷暖房費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	冷暖房費加算は、施設（事業所）の所在地により加算額が異なりますが、「1級地から4級地」については、「国家公務員の寒冷地手当第1号及び第2号」に掲げる地域となり、記載のない地域については「その他地域」の加算額が適用されます。
61	○	○	○	○	除雪費加算	除雪費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	除雪費加算は「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。
62	○	○	○	○	降灰除去費加算	降灰除去費加算はどの施設（事業所）に適用されるのか。	降灰除去費加算は「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設（事業所）に対して加算が適用されます。
63	○	○	○		入所児童処遇特別加算	入所児童処遇特別加算の具体的な加算要件はどのようなのか。	高齢者等（*）を非常勤職員として雇用（年間総雇用時間が400時間以上）し、児童の処遇の向上を図る場合であつて、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討） （*）高齢者（満60歳以上65歳未満の者）、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦

No.	施設・事業					事項	質問	回答
	幼児	保認	家小	事居	居			
64	○	○	○	○	○	施設機能強化推進費加算	施設機能強化推進費加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設（事業所）の。総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合に加算が適用されます。 なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。（1施設（事業所）当たり15万円が上限） （幼稚園の場合） ・一時預かり事業、満3歳児が入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討） （幼稚園以外施設・事業の場合） ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設（対象事業の詳細は今後検討）
65	○	○	○	○	○	栄養管理加算	栄養管理加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	栄養士を活用して給食を実施する対象となります。なお、栄養士については雇用形態は問わず、嘱託する場合などについても加算の対象となります。（調理員として栄養士を雇用している場合も含みます。）
66	○	○	○			小学校接続加算	小学校接続加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用することを想定しており、具体的な加算要件は今後精査してお示しする予定です。
67	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算の具体的な加算要件はどのようなものか。	「福祉サービスマスター」や「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って第三者評価を受審しており、その結果をHP等で公表している場合に加算を行うことを想定しています。
68	○	○	○	○	○	第三者評価受審加算	第三者評価受審加算は5年に一度しか加算されるものか。	第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、その期間内において、1回限りの加算を予定しています。
69	○	○	○	○	○	加算部分全般	年度の途中や月の途中で加算の要件を満たした場合は（満たさなくなった場合）はいつの時点から単価が変更されるのか。	基本的に加算の要件を満たしているか、いないかは各月初日時点で判断することになり、要件を満たしている場合はその月を通じて加算されることになり、そのため、月の途中で加算の要件を満たした場合は、満たさなくなった場合はその翌月から単価が変更されることになります。
70	○	○	○	○	○	加算部分2	加算部分2には各月（3月）初日の利用子ども数で除す事項がいくつあるのか、端数処理はどのようにするのか。	算式に従い単価を計算した結果については、加算項目ごとに10円未満端数切り捨てを予定しています。

No.	施設・事業					事項	質問	回答
	幼保	認家	小	事	居			
71	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他	<p>公定価格の各種加算の具体的な適用要件は、公定価格の骨格案(詳細版)よりも詳しく示されないのか。</p>	<p>具体的な加算要件について検討中としているものについては、今後早期に検討したうえで、その検討結果をお示ししていきます。(その場合、FAQについても随時内容を更新していく予定です)</p>
72	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他	<p>今回示されたのは「仮単価」であり、実際の公定価格は「各年度の予算編成時に確定」とされているが、いつ示されるのか。</p>	<p>各年度の子算編成過程を経て、12月末を目途に翌年度の政府予算案が閣議決定されることから、1月以降の早い段階で実際に適用される「本単価」の政府案をお示しすることを予定しています。</p>
73	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他	<p>給付費・委託費は毎月支払われるのか。</p>	<p>給付費・委託費については、「各月初日の在籍児」に係る給付費等はその月中に支払い、「月途中での入退所」がある場合については、翌月の支給時(翌月初日の在籍児の支給時)に併せて支払うことを予定しています。</p>
74	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他	<p>月途中での入退所があった場合に入退所がなかった場合に給付費・委託費はどのように支払われるのか。</p>	<p>月途中での入退所があった場合には、以下により計算することを予定しています。 ※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て (教育標準時間認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額) × その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数) (20日を超える場合は20日) ÷ 20日 (保育認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額) × その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数) (25日を超える場合は25日) ÷ 25日 ※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設(事業所)においては20日</p>
75	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	その他	<p>利用者負担額を誤って徴収したり、未納があった場合、経過措置として市町村が定める利用者負担額よりも低額の利用者負担額を徴収する場合は、給付額に反映されるのか。</p>	<p>給付費は、公定価格から市町村が定める利用者負担額を控除した額により支払われます(子ども子育て支援法附則9条)。徴収額を誤った場合や未納の場合、経過措置により低額の徴収を行う場合であっても市町村から給付費の額は変わりません(公費補填される仕組みではありません)。なお、徴収額を誤った場合や未納の場合は、施設・事業者において適正な金額を保護者から徴収してください。</p>

<以下、第2版において追加>

					基本部分(定員区分)	公定価格の「定員区分」における「定員」は、定員可定員なのか。	利用定員です。(なお、利用定員は、認可定員の範囲内で設定されることが必要です。認可定員を超過している施設の利用定員の設定の在り方については現在検討中であり、追ってお示しする予定です。)
76	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	基本部分(定員区分)	利用定員です。(なお、利用定員は、認可定員の範囲内で設定されることが必要です。認可定員を超過している施設の利用定員の設定の在り方については現在検討中であり、追ってお示しする予定です。)

No.	施設・事業 幼保認家小事居	事項	質問	回答
77	○○○	基本部分(定員区分)	<p>認定子ども園または保育所における保育認定単価の「定員区分」については、2号定員、3号定員は、それぞれ1の単価が適用されるのか、それとも、2号・3号の合計定員の単価が適用されるか。</p>	<p>2号・3号の合計定員の単価が適用されます。</p>
78	○	基本部分(定員区分)	<p>認定子ども園に適用される単価の「定員区分」については、例えば、1号認定10名、2号認定60名、3号認定30名の施設の場合、又として、1号認定について単価105人時間「91の単価、保認定単価で1の単価、保認定単価から1000人までの1の単価が適用されるのか、それとも、1号認定単価の標準区分「15人までの単価、保認定単価表の90人までの1の単価が適用されるのか。</p>	<p>後者となります。</p>

No.	施設・事業					事項	質問	回答
	幼保	認定	家小	事業	居			
79	○	○	○	○	○	調整部分（土場 調整所とする 合）	<p>公定価格において、施設場 が、土曜日に閉所すると 合は定率調整されると なっているが、半日 の調整がされるのか。2回 開所から始めたいとい う場合はどのような取 扱になるか。</p>	<p>適用される要件の詳細は追 って整理のうえお示し します。なお、当該調 整部分は保育が必要な 子どもについて、土曜 日の利用希望が常態 的でない場合に適用す る場合は事例のよう な取り扱いはできません。</p>
80	○	○				基本部分（配 置基準と学級 編制との関 係）	<p>幼稚園や認定こども園の 公定価格上の職員配置 基準は、学級ごとに満 たす必要があるのか。</p>	<p>各年齢ごとの子どもの 総数に対して各年齢 ごとの職員配置基準 を満たす必要があります。</p>
81					○	公定価格	<p>事業所内保育所を利用 する従業員の子ども が、3歳以上児の保 育は、保育所又は認 定こども園で行うこ とが原則ですが、必 要に応じて、定員 の範囲内で、特例 給付を引き続き給 付を受けることは 可能か。</p>	<p>3歳以上児の保育は、 保育所又は認定こ ども園で行うこと が原則ですが、必 要に応じて、定員 の範囲内で、特 例給付を受ける ことは可能です。</p>

事業者向けFAQ（よくある質問） 【第3版】

※本資料は、平成26年6月にお示ししたものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。

※また、公定価格については、このFAQの他、「公定価格に関するFAQ」を作成していますので、こちらも併せてご参照下さい。

平成26年7月

目 次

【幼稚園に関すること】

- Q 1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。
- Q 2) 新制度に入らない（施設型給付を受けない）私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。
- Q 3) 子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。
- Q 4) いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。
- Q 5) 公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。
- Q 6) 公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。
- Q 7) 現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。
- Q 8) 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースがあるのでしょうか。
- Q 9) 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。
- Q 10) 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。【追記等】
- Q 11) 幼稚園及び認定こども園において、利用者負担が徴収できなかった場合、減収分の補填は行われるのですか。徴収できない場合の代行徴収は、具体的にどのような仕組みとなるのでしょうか。

Q 1 2) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

Q 1 3) 教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、全国统一費用部分（国、地方が費用の2分の1ずつを負担）と地方単独事業部分（地方が費用の全額を負担）を組み合わせることとされていますが、地方単独事業部分を含め、確実に給付がなされるのでしょうか。

Q 1 4) 1号認定子どもについては、現在幼稚園が行っている翌日の準備や研修など、教員が幼児教育の質の維持、向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定となるのでしょうか。

Q 1 5) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

【追記等】

Q 1 6) 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

Q 1 7) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

Q 1 8) 幼稚園での3歳未満児の受け入れはどのような扱いとなりますか。

Q 1 9) いわゆる附則6条園（旧102条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。【追記等】

Q 2 0) 施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

Q 2 1) 施設型給付を受ける場合の会計監査はどのような扱いとなりますか。

【保育所に関すること】

Q 2 2) 幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。【追記等】

Q 2 3) 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定

員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

Q 2 4) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とするこどもについても直接契約となるのですか。

Q 2 5) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q 2 6) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

Q 2 7) 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。

Q 2 8) 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

【その他 認定こども園に関すること】

Q 2 9) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

Q 3 0) 現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。

Q 3 1) 幼稚園型認定こども園について、2号定員を設定することは必要ですか。

Q 3 2) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

Q 3 3) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。

Q 3 4) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となるのですか。

Q 3 5) 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

Q 3 6) 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30:1、3歳児については20:1とする方針が示されましたが、従来、35:1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。

Q 3 7) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の種類の認定こども園では公定価格に差は出るのですか。

Q 3 8) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

Q 3 9) 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

Q 4 0) みなし認可を受けることとなる現行の幼保連携型認定こども園で「幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園・△△保育園」と名乗っている園は、単一の施設に移行することによって現状どおりの名称を名乗ることは認められなくなるのでしょうか。

Q 4 1) 幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどうなるのですか。

【小規模保育に関すること】

Q 4 2) 小規模保育事業において、A型・B型・C型という3つのタイプが設けられたのは何故ですか。また、この3つのタイプごとの認可基準はどのような内容でしょうか。

Q 4 3) 小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、弁当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

Q 4 4) 小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きましたが、連携施設の役割はどのようなものでしょうか。

Q 4 5) 連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の小規模保育事業の連携施設となることは可能ですか。

Q 4 6) 連携施設として協力していただける施設が見つからない場合、小規模保育事業の認可を受けられないのですか。市町村に調整をお願いすることはできますか。

Q 4 7) 地方単独事業で実施している認可外の保育施設(東京都の認証保育所など)は、連携施設として認められますか。

Q 4 8) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

Q 4 9) 現在、実施されているグループ型小規模保育事業では、最大で15人(3グループ)までを限度に実施されているにもかかわらず、小規模保育事業C型の利用定員が10人以下とされているのは何故ですか。10人以下だとグループ型小規模保育事業からの移行が困難になりませんか。

【家庭的保育に関すること】

Q 5 0) 現行の保育ママ制度は、新制度ではどのようになりますか。

Q 5 1) 新制度の給付対象となる家庭的保育事業の職員の配置基準や設備などの基準はどのような内容ですか。保育従事者は保育士資格が必要ですか。

Q 5 2) 家庭的保育を行う保育者や保育補助者に求められる研修はどのような内容ですか。

Q 5 3) 家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなることが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置けるのでしょうか。

【事業所内保育に関すること】

Q54) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。

Q55) 事業所内保育所全体の定員が20人以上であっても、地域型保育給付を受けることは可能ですか。

Q56) 複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。

Q57) 新制度の給付対象事業となる事業所内保育所においては、給食は自園で調理することが原則であるとは聞きましたが、その調理施設(設備)として、社員食堂を活用することは認められますか。

Q58) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どもに対する給付と地域の子どもに対する給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。

Q59) 従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。

Q60) 年度途中に従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

Q61) 大学が設置する事業所内保育所において、教員の子どもの他に、学生の子どもを受け入れている場合、学生の子どもは給付の対象となりますか。

Q62) 事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

【居宅訪問型保育に関すること】

Q63) 新制度に基づく給付の対象となる居宅訪問型保育事業の認可基準はどのような内容でしょうか。また、居宅訪問型保育事業の利用が認められるのはどのような場合

ですか。保育認定を受ければ利用可能ですか。

Q64) 居宅訪問型保育事業において、1人の保育者がきょうだいなど複数の子どもを預かることは可能ですか。

Q65) 居宅訪問型保育事業において、食事を提供する必要はありますか。

Q66) 居宅訪問型保育事業において、保育者を利用者の家庭に派遣するための交通費はどのような取扱いとなりますか。利用者から実費徴収すればよいのでしょうか。

【その他地域型保育事業に関すること】

Q67) 地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育）の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。

【一時預かり事業に関すること】

Q68) 子ども・子育て支援新制度では、一時預かり事業については、どのような内容の充実が図られるのですか。【追記等】

Q69) 短時間の就労を理由とする一時預かり事業の利用において、その対象は、保育短時間認定の下限時間（48～64時間）に満たない就労者に限られるのですか。

【利用者支援事業に関すること】

Q70) 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどのようなのですか。

Q71) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

Q72) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

Q73) 今後、事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。

【放課後児童クラブに関すること】

Q74) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。【追記等】

Q75) 産業競争力会議において、放課後児童クラブを約30万人分拡充するとの発表がありました。今後どのように進めていくのでしょうか。

Q76) 小学校の余裕教室等の活用を進めるということは、放課後児童クラブ事業に民間事業者が参入しにくくなるのではないのでしょうか。

Q77) 基準省令で都道府県が行うこととされている放課後児童支援員の認定研修について、研修科目等の内容はいつごろ提示されるのでしょうか。また、ガイドラインの通知はいつごろ発出されるのでしょうか。

<以下、第3版において追加>

【幼稚園に関すること】

Q78) 新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

Q79) 私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。

【保育所に関すること】

Q80) 現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いのでしょうか。

【事業所内保育事業に関すること】

Q81) 事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能でしょうか。

【放課後児童クラブに関すること】

Q 8 2) 放課後児童クラブの対象年齢が小6まで引き上げられましたが、小6まで受け入れなければならないのでしょうか

【利用者負担に関すること】

Q 8 3) 園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。

Q 8 4) 現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは、新制度ではどうなりますか。

Q 8 5) 私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。

Q 8 6) 上乘せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。

Q 8 7) 月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園（又はその逆）など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。

Q 8 8) 公定価格の水準は、27～29年度は各年度において変わり得るとのことですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わるのですか。

【幼稚園に関すること】

Q1) 利用者の希望・選択が尊重される仕組みになるのですか。共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか。

新制度は、保護者等のニーズとその選択に応じた多様かつ総合的な子育て支援を進めることを目的としており、共働き家庭の幼稚園利用の希望にも応えられるような制度設計を行っています。

具体的には、夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、その選択により、幼稚園を利用することが可能な仕組みとしています。この場合は、教育標準時間認定（いわゆる1号認定）を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かりニーズについては、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q2) 新制度に入らない（施設型給付を受けない）私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか。質改善による充実は、私学助成についても実施されるのでしょうか。

新制度に入るか否か（施設型給付を受けるか）は、各幼稚園の判断に委ねることとしています。また、新制度への移行は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとしています。

新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなりますが、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実にも努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実にも努めていくこととしています。

ただし、消費税増収分は社会保障4経費に充てることとされており、私学助成はこの対象になっていないため、私学助成の充実は、この消費税増収による質改善とは別途、毎年の予算編成過程で検討することとなります。

Q3) 子ども・子育て支援新制度の施行時には、私学助成を受ける幼稚園として残り、数年後に施設型給付を受ける選択をすることは可能でしょうか。

私立幼稚園が新制度に移行する時期は、施行時に限られるものではなく、いつでも可能です。少なくとも施行当初においては、毎年、事業者の意向を確認する方針です。ただし、

法人格（学校法人、社会福祉法人、宗教法人等の法人の種類は問いません。）を有しない個人立幼稚園は、特例措置により、施行時点においてのみ、施設型給付を受ける対象施設としての「みなし確認」を受けることができることとされているため、新制度の施行後に施設型給付を受ける園に移行するためには、法人格の取得が必要となります。（Q19も参照）

Q4) いったん施設型給付を受ける施設として確認を受けた幼稚園が、その後、確認を辞退することはできますか。

可能です。確認を辞退する手続きには、手続き上3か月以上の事前予告期間が必要です。

また、市町村の確認を辞退した後に、都道府県の私学助成の一般経常費補助をいつから受けることができるか等については、都道府県の運用により異なりますので、市町村・都道府県と十分に余裕を持って相談する必要があります。

Q5) 公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。

市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。

市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。

Q6) 公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならないのでしょうか。

施設型給付における国の定める公定価格及び利用者負担の基準は、私立施設に関する国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、国・都道府県の負担金が法定されている私立施設について定めることとしており、その際には、私立の幼稚園や保育所における費用実態等を勘案して設定することとしています。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。

公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

また、公立幼稚園の利用者負担の設定についても、それぞれの市町村における現行の利

ユーザー負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。

なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。

Q7) 現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要はありますか。

公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設としてみなされるため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となります。新制度への移行に伴い、3年保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応を含め、その確保方策を市町村として定めていただく必要があります。

Q8) 応諾義務との関係で、選考はどのような場合に認められるのですか。また、受け入れを拒否することができる「正当な理由」に該当するのはどのようなケースでしょうか。

幼稚園や認定こども園を利用する教育標準時間認定子どもについては、保護者が幼稚園等に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなります。

契約に先立って、幼稚園等はあらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要（目的・運営方針、教育保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担等）などについて事前説明を行い、同意を得たうえで、教育・保育の提供を行うこととしています。

こうした事項については、情報公表の対象にもなっていることから、保護者は事前に情報収集したうえで、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなります。

施設・事業者は、保護者から正式の利用申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされており、「正当な理由」については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申し込みがあった場合、③その他特別な事情がある場合などを基本としています。

定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、各園で選考を行うことが可能ですが、

①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考等の方法により、あらかじめ選考方法を明示したうえで行うことが求められます。

「その他特別な事情がある場合」については、今後、

- ・特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受入れ能力・体制との関係
- ・利用者負担の滞納との関係（Q11も参照）
- ・設置者・事業者による通園標準地域の設定との関係
- ・保護者とのトラブルとの関係

などについて、慎重に整理したうえで、その運用上の取扱いについて示して行く予定としています。

※ 保育認定の子どもについては、市町村が利用調整を行います。定員を上回る利用要請等に対する選考も、優先利用の考え方に従うこととなります。

※ このほか、小規模保育事業等の卒園後の受け皿となる連携施設については、特定の小規模保育等からの優先的利用枠を設定し、入園選考又は利用調整の際に優先的に取り扱うことを明示する等のルールを市町村が定めることが想定されています。

Q9) 私立幼稚園の利用者負担はどうなるのですか。また、それはいつ決まるのでしょうか。

新制度における利用者負担は、国で定める基準を限度として、各市町村が定めることとしており、同一市町村内で教育標準時間認定を受けて私立幼稚園に通う子どもの利用者負担額は、同じ所得状況であれば、同じ額となります。

具体的には、新制度における利用者負担の水準は、入園料に毎月の保育料を加えた額の全国平均（私立幼稚園は年額 308,000 円、月当たり 25,700 円）と就園奨励事業の国の補助基準（保育料・入園料の全国平均を基に所得段階別に設定）を踏まえ、補助を受けた後の「実費負担額」をベースに設定することとしており、全国を平均すると、現行と比べて利用者負担が重くなることは、基本的にはないものと考えます。

国基準は最終的には平成27年度の予算編成過程で決定されますが、各市町村では現行制度ベースの「実費負担額」の水準をもとに、各市町村における利用者負担額の検討を進めることとなります。

なお、地域的には、全国平均よりも低額な保育料を設定しているケースも想定されることから、新制度に移行した際、現在、市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。

また、各私立幼稚園では、現行制度ベースの「実費負担額」の水準（各市町村が定める額が決まっている場合は当該市町村が定める額）を前提として、公定価格では賅うことができない費用等がある場合には、その額や徴収方法などを検討し、園児募集の際に保護者

に説明した上で、「上乗せ徴収」として徴収することとなります。（新制度での上乗せ徴収は、理由の開示と保護者への説明・同意が条件）。

Q10) 幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。

入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが、基本となります。

また、公定価格中の利用者負担は月額 25,700 円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担（保育料＋入園料＋施設整備資金＋その他の納付金）がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。

上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。

こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収をすべて「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが適当と考えられます。

上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度にのみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。

徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。

選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラブルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。

なお、利用者負担及び上乗せ徴収については、学則（園則）の記載事項を定めている学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 4 条第 7 号に該当するため、学則（園則）に記載する必要があります。その際、利用者負担については、「所得に応じて市町村が定める額を毎月徴収する」といった記載ぶりとし、上乗せ徴収については、これまでの各種納付金と同様に記載することが考えられます。また、実費徴収については、一律に学則（園則）に記載する必要はありません。

Q11) 幼稚園及び認定こども園において、利用者負担が徴収できなかった場合、減収分の補填は行われるのですか。徴収できない場合の代行徴収は、具体的にどのような仕組みとなるのでしょうか。

幼稚園及び認定こども園（私立保育所から移行したものを含む）は、市町村が定める利用者負担額を保護者から徴収するとともに、施設型給付費として、公定価格から利用者負担額を控除した額が支給されます（通常は施設が市町村から法定代理受領）。この場合の利用者負担額は、実際に徴収できた額ではなく、徴収すべき額となるため、徴収できなかったことに伴う減収分を公費で補填する仕組みではありません。

したがって、利用者負担の未納が生じた場合は、施設と保護者間の契約に基づき、まずは施設において適切に保護者に対して支払請求等を行うことが必要です。

また、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園については、その児童福祉施設としての位置づけにかんがみ、施設側で再三にわたり徴収に努めても支払に応じない保護者等については、法律上、市町村が施設に代わって納付請求を行うことができるという代行徴収の仕組みがあります（市町村が減収分を公費で補填するものではありません）。措置行政の受け皿ともなり得る施設全体として保育に支障が生じないように、1号認定子どもも代行徴収の対象となります。

悪質な滞納が続くなど一定の場合には、民事上必要な手続きが適切に行われることを前提に、これを退園理由として利用契約を解除することもあり得るものと考えます。ただし、代行徴収が可能な施設について市町村が適切に徴収している間に契約を解除することは想定されません。また、特に保育認定の子どもについては、市町村において、所得階層区分の変更、一般の保育所への転園等の措置を講じる対応が求められます。

Q12) 幼稚園等の認定こども園への移行の意向は尊重されるのですか。人口減少地域でも移行できるのでしょうか。

認定こども園への移行を促進するため、26年7月に公布した「基本指針」においては、幼稚園等が認定こども園への移行を希望する場合には、幼稚園等が認定こども園の認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定が行われるよう特例を設けています。

なお、この特例が適切に実施されるよう、25年12月と26年4月に事務連絡を發出し、都道府県等に対して周知を行っています。

(参考)

- ・幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整に係る特例措置の再周知について（依頼）（平成25年12月18日事務連絡）
- ・認定こども園への移行について（平成26年4月1日事務連絡）

Q13) 教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、全国统一費用部分（国、地方が費用の2分の1ずつを負担）と地方単独事業部分（地方が費用の全額を負担）を組み合わせることとされていますが、地方単独事業部分を含め、確実に給付がなされるのでしょうか。

教育標準時間認定を受けた子どもに係る施設型給付は、国が定める公定価格に係る基準をもとに、各市町村において給付額を定める仕組みとしていますが、この給付額については、基本的に、国が定める公定価格に係る基準に基づき設定していただくよう、自治体に要請しています。

併せて、国の定める基準を下回る給付額を設定する場合には、その合理的な理由を明確にし、地方版子ども・子育て会議等で審議するなど、対外的に説明することを求めています。

また、国・都道府県において、全国の市町村の給付額の設定状況などを調査・公表することとしています。

（参照：私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について（平成26年4月10日事務連絡））

Q14) 1号認定子どもについては、現在幼稚園が行っている翌日の準備や研修など、教員が幼児教育の質の維持、向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定となるのでしょうか。

新制度における幼稚園及び認定こども園における教育時間は、現在と同様、4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間となり、また、教育時間においては学級を編制し、学級担任の教諭等を置いて教育を行うこととなります。

この教育時間で行う教育に係る公定価格上の教諭等の配置は、現状の私立幼稚園の教諭等の配置状況を踏まえ、4歳以上の子ども30人に1人、3歳の子ども20人に1人を基準として公定価格を設定することとしています。

また、各園の年齢構成にかかわらず学級担任の教諭等を置くことができるよう、施設規模に応じた教諭等の加配を行うほか、チーム保育を推進するため、チーム保育を担当する教諭等の配置状況に応じた加算や、満3歳児について6人に1人という手厚い教諭等の配置を行っている場合の加算を設けることとしています。

これらの教諭等については、基本的に常時勤務を前提として公定価格を設定していますので、教育時間における教育はもとより、教材準備や研修等に充てる時間も十分に確保されるよう配慮しています。

さらに、幼児教育の質の向上を図るため、消費税増収等による財源を得ながら、順次、私立幼稚園に係る職員の処遇改善や3歳の子どもに係る職員配置の改善（20：1→1

5：1) などについて、公定価格の加算等を設けることとしています。

Q15) 新たな幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園の違いはなんですか。

主な相違点は以下の通りです。(ただし、幼稚園型認定こども園の設備・運営基準は参酌基準であり、都道府県の条例等により、これと異なる場合があります)。

(法的性格)

新たな幼保連携型認定こども園(以下、単に「幼保連携型認定こども園」という。)は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、幼稚園型認定こども園は学校教育法に基づく「学校」である幼稚園と、認可外の児童福祉施設により構成されるタイプなどがあります。このような違いはあるものの、いずれも教育基本法上の「法律に定める学校」である点は同じです。

(認可・認定権限)

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県及び政令指定都市、中核市から認可を受けることが必要です。一方、幼稚園型認定こども園の場合は、都道府県から、幼稚園としての認可と保育機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けることが必要です。

(職員の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です(但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり)。

一方、幼稚園型認定こども園においては、満三歳以上の子どもの保育に従事する場合は、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが望ましいが、いずれかでも可としています(但し、学級担任は「幼稚園教諭免許状」を有しなければならない。また、長時間利用児の保育に従事する者は「保育士資格」を有しなければならない)。また、満三歳未満に満たない子どもの保育に従事する場合は、「保育士資格」を有することが必要です。

(園長の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「教諭免許状(専修免許状又は一種免許状)」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の一定の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です(但し、

これと同等の資質を有する者も認める)。

一方、幼稚園型認定こども園の長の資格は、幼稚園の園長として、「教諭免許状及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」を有することが原則です（但し、同等の資質を有する者等も認める）が、具体的には、認定権者である各都道府県が条例で定めるところによります。

なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

(施設設備基準)

幼保連携型認定こども園の認可基準については、新規に策定することとしています。幼稚園等の既存施設から移行する場合には、特例措置が設けられています。

幼稚園等の既存施設から移行する場合、調理室を含め、幼保連携型認定こども園と幼稚園型認定こども園とでは、基本的には施設設備基準に違いを設けない方向で検討を進めています（給食の実施義務については、Q38参照）。

この他、土曜や長期休業期間の開所の義務等については、幼稚園型認定こども園は、幼保連携型認定こども園と比べて、より地域の実情等に応じた弾力的な対応が可能と考えています（Q12, 32, 35, 38参照）。

Q16) 幼稚園や幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、幼稚園の廃止の認可を受けることが必要でしょうか。

幼稚園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、学校教育法第4条第1項に基づく幼稚園の廃止の認可と認定こども園法第17条第1項に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可の両方が必要となります。

幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行する場合には、これらの手続のほか、認定こども園法第3条第1項又は第3項に基づく従前の幼稚園型認定こども園としての認定が不要となる旨を申し出ることが必要となります（認定権者においては、申し出に応じて従前の認定を撤回し失効させることとなります）。

なお、施行日の前日において、既に、現行の認定こども園法に基づき認定されている幼保連携型認定こども園が、改正認定こども園法附則第3条第1項の規定により、新制度の幼保連携型認定こども園の「みなし認可」を受ける場合には、現行の幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の認可は当然に失効することとなるため、幼稚園及び保育所の廃止の認可又は承認に係る手続（申請、審査、私立学校審議会への諮問等）は不要となります。

Q17) 幼稚園での預かり保育はできなくなるのですか。

従前どおり行うことができます。

実施する場合の財政支援については、基本的には、

- ・新制度に移行する幼稚園については、市町村の行う地域子ども子育て支援事業のひとつである「一時預かり事業（幼稚園型）」
- ・私学助成に残る幼稚園については、私学助成による預かり保育への補助

を想定しています。

新制度での「一時預かり事業（幼稚園型）」については、基本的に、在籍園児を対象として行う教育時間前後の預かり保育活動に対して、市町村による事業受託又は補助を受けます。この場合の「市町村」は在籍園児の居住地市町村を想定しており、市町村との事業実施に係る契約等が必要となることから、市町村における現状把握と、幼稚園側からの市町村への働きかけが必要となってくるものと考えられます。

新制度に移行した幼稚園が、仮に、市町村からの一時預かり事業（幼稚園型）の受託等を受けられなかった場合には、引き続き私学助成の預かり保育補助の補助対象とすることも想定していますが、できる限り、一時預かり事業へ円滑に移行できるよう支援していくこととしています。

Q18) 幼稚園での3歳未満児の受入れについてはどのような扱いとなりますか。

幼稚園（認定こども園を含まず）において、学校教育として、利用定員を設け、施設型給付の対象とできるのは、満3歳以上の子どもに限られます。

満3歳未満の受け入れについては、その受け入れの形態（親子登園なのか、子どもだけの預かりもやるのか）、実施頻度（毎日、週3日、月2回程度・・・）、保護者の就労状況などによっても異なりますが、例えば

- ・「一時預かり事業（幼稚園型）」の実施要件を満たして市町村から事業受託等を受けて、園外児の一時的な預かりとして実施する ※園児の預かり保育以外に、地域の子どもの預かりも幼稚園型において実施が可能
- ・「地域子育て支援拠点事業」の実施要件を満たして市町村から事業受託等を受けて、親子の交流の場の提供等のメニューとして実施する
- ・「小規模保育施設」等を併設して又は「家庭的保育」として3号認定子どもの定員を設定して保育を行い、地域型保育給付の対象とする（3号認定が必要）
- ・認定こども園となり、3号認定子どもの定員を設定して保育を行い、施設型給付の対象とする（3号認定が必要）

といった選択又はその組合せがあり得、各園や地域の実情に応じて実施いただくこととなります。また、新制度による支援を受けることなく、付随事業・収益事業として地域の二

一ズに応えた事業を引き続き任意に行っていくことも、差し支えありません。

なお、一時預かり事業（幼稚園型）も含め、満3歳未満の子どもに対して保育を実施する場合には、原則として保育士資格が必要となることに留意ください。

Q19) いわゆる附則6条園（旧102条園）はどうなるのですか。施行時に「みなし確認」を受けなければ、給付対象にならないのでしょうか。

新制度の施設型給付等の給付を受ける特定教育・保育施設については、法律に基づき、市町村の確認を受ける必要がありますが、この条件の一つとして、法人格（法人の種類（学校法人、宗教法人、社会福祉法人、一般財団法人等）は問いません。）を有することが法律上求められています。

しかしながら、学校教育法附則第6条（改正前の学校教育法附則第102条）に基づき設置されている個人立幼稚園については、

①子ども・子育て支援法の施行の際現に存するものが子ども・子育て支援法附則第7条の規定による「みなし確認」を受ける場合

②新制度施行後に認定こども園に移行する場合（個人立の幼稚園（現行の私学助成を受ける園を含む。）又は幼稚園型認定こども園が幼保連携型認定こども園に移行する場合や、「みなし確認」を受けた個人立の幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行する場合）

に限り、法人格を有さなくても新制度の給付対象となることができる特例が設けられています。

上記に該当しない、

・「みなし確認」の辞退をした後に確認を受けようとする場合

・「みなし確認」を受けた後に子ども・子育て支援法第31条第1項に掲げる教育・保育施設の区分（幼稚園、保育所、認定こども園の3区分）を変更する場合（上記②に該当する場合を除く。）

等は、この特例の対象とならず、法律の原則通り、法人格の取得が必要となります。

なお、既に「みなし確認」を受けて、新制度の対象施設として経営してきた個人立の施設が、当該個人の死亡等により親族が承継し、設置者の変更が生じる場合については、給付を受ける施設としての同一性が維持されていると考えられることから、確認を受け直す必要はなく、引き続き給付を受ける施設として存続することとなります。なお、設置者の変更に係る学校教育法の認可（第4条）や認定こども園法の届出（第7条）、これらに伴う子ども・子育て支援法の届出（第35条。内閣府令は現在検討中）の手續に遺漏のないようお願いいたします。

※なお、個人立の保育所についても、

- ①子ども・子育て支援法の施行の際、現に存するものが子ども・子育て支援法附則第7条の規定による「みなし確認」を受ける場合
- ②新制度の下で認定こども園に移行する場合（個人立の保育所が保育所型認定こども園に移行する場合）
- について、法人格を有さなくても新制度の給付対象となることができる特例が設けられています。

Q20) 施設型給付を受ける私立幼稚園に対する国の私学助成の取扱いはどうなるのでしょうか。

国の私学助成の考え方としては、施設型給付を受ける私立幼稚園について一種免許状の保有の促進と財務状況の改善支援については、引き続き実施する方向で検討していますが、それ以外の部分は、基本的に一般補助の対象から外れるものと考えています。また、施設型給付を受ける私立幼稚園についても、特別補助については、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援について、引き続き実施する予定です。

Q21) 施設型給付を受ける場合の会計監査はどのような扱いとなりますか。

現在、私学助成を受ける私立幼稚園については、補助額が少額で所轄庁の許可を得た場合を除き、公認会計士等の監査が義務づけられています。

新制度では、新制度の給付対象となる教育・保育施設に対して、一律に、こうした監査を義務づけることはしませんが、施設型給付に係る公定価格において、公認会計士等による外部監査を受けた場合に一定額の加算を行うこととしています（私立保育所を除く）。

また、公認会計士等の外部監査を受けた私立幼稚園や認定こども園については、市町村等による会計監査の対象外とする方向で検討しています。なお、私立保育所については、現行制度と同様、市町村からの委託であることから、現行制度における対応等を踏まえ、自治体による会計監査等を行う方向で検討しています。

【保育所に関すること】

Q22) 新たな幼保連携型認定こども園と保育所型認定こども園との違いはなんですか。

(法的性格)

新たな幼保連携型認定こども園（以下、単に「幼保連携型認定こども園」という。）は、幼保連携型認定こども園として認可を受けた施設であり、認定こども園法に基づき「学校」

と「児童福祉施設」の両方に位置付けられます。一方、保育所型認定こども園は、保育所としての認可を受けた施設であり、法律上は児童福祉施設に位置付けられますが、「学校」としての法的位置付けはありません。

(認可・認定権限)

幼保連携型認定こども園の場合、都道府県及び政令指定都市、中核市から認可を受けることが必要です。一方、保育所型認定こども園の場合は、都道府県から、保育所としての認可と幼稚園機能を有することの認定の2つの認可・認定を受けることが必要です。

(職員の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することが原則です（但し、新制度施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることができる経過措置あり）。

一方、保育所型認定こども園においては、幼稚園教諭の免許と保育士資格を併有していることが望ましいですが、併有することが必須とはなっていません。

(園長の資格)

幼保連携型認定こども園は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その園長は、「教諭免許状（専修免許状又は一種免許状）」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有し、5年以上の一定の教育職・児童福祉事業の経験者であることが必要です（但し、これと同等の資質を有する者も認める）。

一方、保育所型認定こども園の園長は、特に規定はありませんが、運営費の基準において、施設長は、「児童福祉事業に2年以上従事した者」又は「同等以上の能力を有すると認められる者」となっています。

なお、幼保連携型認定こども園は学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であることから、園長は1人となります。

(施設設備基準)

幼保連携型認定こども園の認可基準については、新規に策定することとしています。保育所等の既存施設から移行する場合には、特例措置が設けられています。

Q23) 保育所が幼保連携型認定こども園に移行する場合、必ずしも1号定員を設定しなくてもよいと聞きましたが、本当ですか。認定こども園であるにもかかわらず、1号定員の設定を必須としないのは何故なのでしょう。

幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設として法令上位置付けられており、3歳以上の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に提供する施設であるため、2号定員を設定すれば幼保連携型認定こども園としての最低限の目的は達成することが可能です。このため、1号定員及び3号定員の設定は必須とはしないこととしています。

Q24) 保育所型であっても、認定こども園になった場合には、保育を必要とする子どもについても直接契約となるのですか。

認定こども園は類型に関わらず、施設の設置者と保護者との直接契約となるので、保育所型認定こども園の保育を必要とする子どもについても、市町村の利用調整を経た上で施設の設置者と保護者との直接契約となります。

Q25) 保育標準時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

新制度における保育標準時間認定の子どもについては、原則的な保育時間を8時間としつつ、通勤時間や休憩時間を考慮し、最大で11時間の保育を保障することとしています。現行制度においても、11時間の開所を求めているところですが、これへの対応として

- ①保育所運営費として、保育士の休憩時間を確保する観点や長時間開所に対応する観点から、配置基準上の人数を超えて1人常勤保育士を加配しているほか、
- ②延長保育促進事業の基本分としても開所時間の始期・終期の前後の時間帯での保育需要に対応するため、11時間の開所時間内に保育士（常勤1人相当）を加配するための補助を行っているところです。

新制度においては、現行制度で措置している常勤保育士1人分の加配を継続するとともに、開所時間の範囲内にもかかわらず延長保育の一部とされて分かりにくいと指摘されている延長保育基本分として措置されている常勤職員1人分に相当する費用を基本的な給付費・委託費の中に組み入れる形で整理し直すこととしています。

さらに、これらに加えて、保育士の勤務シフトを組みやすくし、保育士の負担軽減、保育士確保を促進するため、8時間を超える3時間分の非常勤保育士を加配する措置を講じることとしています。

Q26) 保育短時間認定の子どもに係る公定価格の水準はどうなるのですか。

職員の勤務体制等を考慮し、現行の保育所運営費の水準をベースに設定することとして

います。

Q27) 保育短時間認定の子どもの受け入れについて、保護者の個々の就労実態に対応して8時間受け入れることが必要でしょうか。それとも、保育短時間児の保育時間を園として一律に設定してよいのでしょうか。また、延長保育との関係はどうなるのでしょうか。

保育短時間認定の子どもの保育時間（利用時間）については、施設ごとに、例えば9時～17時までといった一律の時間帯を設定していただくことを想定しています。その時間帯以外の利用については延長保育として取り扱っていただくこととなります（子ども・子育て支援法第59条第2号を参照）。

Q28) 保育所や認定こども園に対する施設整備費補助はどうなるのですか。また、公定価格における減価償却費加算との関係はどうなるのでしょうか。

保育所に対する施設整備費補助については、新制度においても、改正後の児童福祉法第56条の4の3第2項に規定する施設整備補助金の仕組みを維持することとしています。

その上で、施設整備費補助金を受けていない施設については、公定価格の中で施設整備費補助の水準等を踏まえた加算制度を設け、長期間に平準化した形で施設の設置コストに対する支援を行うこととしています。

また、認定こども園に移行する際に必要であるものの、保育所に対する施設整備費補助の対象とならない施設整備については、現在、安心こども基金の認定こども園整備事業（幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分や保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の新設・修理・改造に対する補助）で支援を行っていますが、平成27年度以降の取扱いについては、予算編成過程等で検討することとなります。

【その他 認定こども園に関すること】

Q29) 認定こども園は3歳未満児を受け入れなければならないのですか。

認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することができます。

Q30) 現在、幼保連携型認定こども園で、満3歳以上の保育に欠ける子どもの定員を設定していない場合、2号定員を設定しないままでも、27年4月から、新幼保連携型認定こども園に移行することはできますか。

幼保連携型認定こども園においては、2号定員を必ず設定していただくことが必要となりますので、現行の幼稚園部分に在籍する共働き家庭等の子どもの利用状況等を勘案し、幼稚園部分の定員を適切に1号・2号に区分するなどにより設定してください。(幼稚園型認定こども園については、Q31参照)

Q31) 幼稚園型認定こども園については、2号認定を設定することは必要ですか。

幼稚園型認定こども園については、幼稚園にいわゆる認可外保育施設を併設する場合(接続型・並列型)と、幼稚園の中で保育を必要とする子どもを受け入れる場合(単独型)がありますが、新制度のもとでは、いずれの類型も引き続き運営が認められます。

新制度では、保育の必要性の有無と年齢、保護者の利用意向等に応じて、

- ・ 満3歳未満で保育認定を受けて保育機能施設(一定規模以上の認可外保育施設等)を利用する子どもについては、3号認定子どもの定員を、
- ・ 満3歳以上の子どものうち、保育認定を受けることができ、かつ、2号認定子どもとして保育機能施設又は幼稚園を利用し、施設型給付を受ける子どもについては、2号認定子どもの定員を、
- ・ 満3歳以上のそれ以外の子どもについては1号認定子どもの定員を、

それぞれ設定することとなります。

2号定員の設定は、単独型・接続型については、幼稚園部分の定員を1号・2号に区分する方法により、並列型については、併設する保育機能施設に2号定員を設定する方法によるのが一般的と考えられますが、並列型で幼稚園部分の定員をさらに1号・2号に区分することも可能です。

※ 認定こども園ではない幼稚園は1号定員しか設定できませんが、幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は、いずれの類型においても、2号定員を設定可能です。

※ 幼稚園の入園資格は満3歳以上ですので、3号定員は幼稚園部分ではなく、併設の保育機能施設部分に設定する必要があります。

※ なお、並列型については満3歳未満の子どもの受入れが必須ではなく、また、単独型については、満3歳未満の子どもを受け入れることができないことから、こうした場合は、3号定員の設定がないことがあり得るものと考えます。

このように、基本的には、幼稚園型認定こども園も2号定員を設定することとなりますが、

- ・ 幼稚園から認定こども園の移行初期段階のため、保育認定を受ける子どもが低年齢

見しかいない場合や、

- ・ 保護者の就労状況が変化したり、保護者の就労頻度が低く「教育標準時間に係る施設型給付」に「幼稚園型の一時預かり事業」の利用を希望する場合など、結果的に2号認定を受ける子どもがいない場合

には、極めて例外的に2号定員が設定されないこともあり得、また、あらかじめ2号定員を設定していても、結果として2号認定の子どもの利用がないことも想定されます。

Q32) 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園する義務があるのですか。また、毎日11時間開所しなければならないのでしょうか。

現行の認定こども園の開園日や開園時間は、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めることとされており、幼稚園型を含む既存3類型については基本的には変更ありません。

新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外について、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の地域の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。

なお、公定価格の取扱いにおいて、常態的に土曜日を閉所する場合については、公定価格の減額調整を行うこととなります。また、保育標準時間認定の子どもが11時間の利用を必要とする場合には、施設型給付の範囲内で対応することが必要となります。

Q33) 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで、学級を分ける幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級を分けることは可能ですか。また、異年齢の3～5歳を1クラスにすることは可能ですか。

教育時間について編制する学級については、原則として、1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定しています。また、異年齢での学級編制については、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則としつつ、地域の実情等に応じた、弾力的な対応が可能です。

Q34) 幼保連携型認定こども園では、満3歳に到達した子どもについて、学級編制を行う必要がありますか。また、行う場合、公定価格は、現行2歳児または3歳児のいずれの水準となりますか。

満3歳に到達した子どもについては、学級編制を行う必要はありますが、その編制の方法については、各園において、子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認めることと

しています。

(想定される対応例)

- ①年度中は3歳未満児クラスに入る。
- ②3歳児学級(年少)へ移る。
- ③3歳児学級(年少)とは別に満3歳児学級を設ける等

また、公定価格の取扱いについては、

- ・教育標準時間認定の場合、原則は3歳児(20:1(質改善が実現された場合には、加配として15:1まで可能))での配置としつつ、当該年度内は2歳児並みの6:1配置が実現している場合は加算することとしています。
- ・保育認定の場合、当該年度内は2歳児(6:1配置)と同額の単価が適用されます。

Q35) 認定こども園においては、保育認定子どもを選考し、直接契約することができなくなるのですか。

認定こども園(幼稚園型認定こども園を含む。)においては、保育認定子どもも含め、施設の設置者と保護者の直接契約となります。具体的には、保護者は市町村に施設利用希望の申込みを行い、市町村による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、施設の設置者と直接契約することとなります。

なお、園が自ら直接選考することは原則としてできなくなるものの、保護者は施設利用の申し込みに当たって、各施設の教育・保育の方針、内容等の情報に基づき、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなることから、各園の教育・保育の方針等に賛同した保護者が利用申し込みをすることになるものと考えられます。

Q36) 今回、幼稚園の公定価格上の職員配置基準として、4・5歳児については30:1、3歳児については20:1とする方針が示されましたが、従来、35:1と定められていた認定こども園の短時間利用児の職員配置基準の取扱いはどうなるのですか。

すべての認定こども園の類型について、公定価格上の配置基準は30:1、20:1とした上で、それに満たないものは調整措置を講じることとなります。

※ なお、児童福祉施設設備運営基準の認定こども園の短時間利用児に関する職員配置基準は削除する予定。

Q37) 幼保連携型認定こども園とそれ以外の類型の認定こども園では公定価格に差は設けられるのですか。

いずれの類型の認定こども園についても、公定価格に関係する職員配置や食事の提供等の国が定める基準に大きな違いはないことから、公定価格も基本的には同じになります。ただし、国が参酌基準として定める基準に関して、国の基準よりも低い基準を条例で定めて、当該低い基準で運営がなされる等の場合は、減額調整をすることとなります。

Q38) 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか。

幼保連携型認定こども園においては、保育認定（いわゆる2号・3号認定）子どもについては食事の提供を行うことが必要です（教育標準時間認定（いわゆる1号認定）子どもについては施設の任意）。

食事の提供にあたっては自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室でなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数（1号認定子どもに食事の提供を行う場合は、当該1号認定子どもの数も含む）が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。

また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。

なお、幼保連携型以外の認定こども園の3類型については、各都道府県の条例等により、これと異なる基準となっている場合があります。

Q39) 認定こども園へ移行するために必要となる施設整備の支援にはどのようなものがありますか。

認定こども園への移行に伴い、必要となる施設整備に対する支援としては、安心子ども基金により、以下の財政支援メニューを用意しています。

- ①保育所緊急整備事業（保育所の施設整備費に対する補助）
- ②賃貸物件による保育所整備事業（賃貸により保育所を設置する場合の改修費等に対する補助）
- ③認定こども園整備事業（幼保連携型認定こども園の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす幼稚園型認定こども園の保育所機能部分や保育所型認定こども園の幼稚園機能部分の新設・修理・改造に対する補助）
- ④幼稚園耐震化促進事業（認定こども園を構成する幼稚園（予定含む）の改築・増改

築（耐震化）に対する補助）

このうち、認定こども園の保育所機能部分の整備費事業は、従来、1歳以上の全年齢の子どもを受入れることを条件としていましたが、平成25年10月18日付け要綱改正により、その条件は廃止しています。

なお、新制度実施後は、上記①については、児童福祉法に新設される交付金として基本的には継続し、新たな幼保連携型認定こども園の整備もこれに含まれる予定です。また、上記②から④までの平成27年度以降の取扱いについては、予算編成過程等で検討することとなります。

また、施設型給付費の加算として「減価償却費加算」を設定することにしており、施設整備費による補助を受けずに自己資金等により整備を行う場合には、施設整備費補助と同水準程度の費用を長期にわたって平準化した形で受けとることも可能です。

Q40) みなし認可を受けることとなる現行の幼保連携型認定こども園で「幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園・△△保育園」と名乗っている園は、単一の施設に移行することによって現状どおりの名称を名乗ることは認められなくなるのでしょうか。

みなし幼保連携型認定こども園が現行の名称（「幼稚園」や「保育園」という文字を含む）を引き続き用いることについては、「幼保連携型認定こども園〇〇幼稚園・△△保育園」という名称を用いることは法令上可能ですが、施設として一体となることを踏まえると、単一の施設である幼保連携型認定こども園として単一の名称としていただくことが望ましいと考えています。

なお、幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示することとされています（幼保連携型認定こども園認可基準第11条）。

Q41) 幼保連携型認定こども園を運営する法人の一本化に伴い転籍する職員の退職金はどうなるのですか。

現在の退職金に係る共済制度については、社会福祉法人については医療福祉機構の退職手当共済制度の対象となり、学校法人については各都道府県に設けられている私学退職金団体の退職金共済制度の対象となっています。既存の幼保連携型認定こども園が、新制度の幼保連携型認定こども園となるため、新制度の施行までに学校法人又は社会福祉法人に一本化する際に、現行制度では、両制度間における勤続年数の通算が認められておらず、法人間の転籍に際し、職員を一旦退職させて退職手当を支給する取扱いとなることから、勤続年数が通算できずに職員が不利益を受けるといった問題があります。

この問題については、幼保連携型認定こども園を設置するために法人を一本化する場合

には、従来から加入していた医療福祉機構又は私学退職金団体の制度に引き続き加入することができるよう、法令上又は規約等の手当を行うことで対応できないか、検討を進めているところです。できるだけ早期に検討結果についてお示しできるようにしたいと考えています。

なお、医療保険（短期給付）や年金保険（長期給付）については、学校法人は私学共済、社会福祉法人は健康保険と厚生年金に加入することとなり、年金保険の被保険者期間は通算されることとなります。

【小規模保育に関すること】

Q42) 小規模保育事業において、A型・B型・C型という3つのタイプが設けられたのは何故ですか。また、この3つのタイプごとの認可基準はどのような内容でしょうか。

地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応するため、既存の様々な事業形態からの移行を念頭に置きつつ、質が確保された保育を提供する観点から、小規模保育事業の認可基準を設定しています。

具体的には、様々な事業形態から新制度へ円滑に移行できるよう、保育所分園に近いA型、家庭的保育（グループ型小規模保育）に近いC型、その中間的なB型の3つのタイプを設けることとしました。

また、A型・B型・C型それぞれの主な認可基準は下表のとおりですが、B型については自治体単独事業による保育事業やへき地保育所などからの移行を念頭に保育士割合については2分の1以上とし、C型については現行のグループ型小規模保育事業からの移行を踏まえ現行の家庭的保育事業と同様の基準とし、また、保育の質を確保する観点から、全てのタイプにおいて連携施設の設定を求めることとしています。また、A型、B型について、小規模保育事業の特性を踏まえ、保育所の配置基準数よりも1名多く職員を配置することを求めています。さらに、B型については、保育士割合を高めた場合には、公定価格が上昇する仕組みを設けることとしています。

		保育所	小規模保育事業		
			A型	B型	C型
職員	職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有 (1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が

設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり 3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡	0歳・1歳児 1人当たり 3.3㎡ 2歳児1人当たり1.98㎡	認める者 0歳～2歳児 いずれも1人3.3㎡
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員
利用定員		20人以上	6～19人	6～19人	6～10人 経過措置あり
連携施設			連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり	連携施設の設定が必要 特例・経過措置あり

Q43) 小規模保育事業においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きました。併当持参や外部搬入は一切認められないのですか。

小規模保育事業においては、A型・B型・C型に共通して、自園調理を行うことが原則ですが、自園内での調理業務を外部の事業者へ委託することは可能です。

園外で調理された給食の搬入(外部搬入)は原則として認められませんが、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院から搬入することは可能です。また、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、例外的に学校(給食室)や学校給食センターからの搬入も認めることとしています。

また、現在自園調理を行っていない事業から新制度に移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に自園での調理体制を整える前提で、併当持参や外部搬入を認める経過措置を設けています。

Q44) 小規模保育事業においては、連携施設を設けることが必要であると聞きました。連携施設の役割はどのようなもののでしょうか。

小規模保育事業については、小規模であることや原則として3歳未満児を受け入れの対象としているという事業の性格を踏まえ、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿の役割を担う連携施設を設けていただくこととしています。(連携施設を設定することが認可の要件のひとつとなっています。)

上記①の「保育内容の支援」の具体例としては、連携施設で調理した給食の搬入、連携施設の嘱託医による合同健康診断、園庭開放、合同保育、小規模保育の保育士が急病の場合などにおける後方支援などが考えられます。

また、上記②の「卒園後の受け皿」については、小規模保育事業を卒園した後、確実な受け皿(転園先)があることが保護者の安心感や事業の安定性を確保していく上で、極め

て重要であることから、連携施設に求める重要な役割として位置付けています。なお、連携施設における小規模保育事業からの受け入れのルールについては、地域における必要性に応じて、市町村が定めることとしています。

Q45) 連携施設は1か所にする必要がありますか。複数の施設を連携施設として設定することは可能ですか。また、連携施設側が、複数の小規模保育事業の連携施設となることは可能ですか。

小規模保育事業が設定する連携施設は、必ずしも1か所に限定する必要はありません。複数の施設を連携施設として、複数の施設で卒園後の受け皿を確保することも可能ですし、連携施設側が複数の小規模保育事業の連携施設となることも可能です。

なお、小規模保育事業と連携施設との連携内容については、優先的な利用枠の設定などの内容を明確にすべきことから、①連携施設から給食の外部搬入を行う場合、②合同で嘱託医の健診を受ける場合、③優先的な利用枠を設ける場合、には、協定書などの締結を求めることとしています。

Q46) 連携施設として協力していただける施設が見つからない場合、小規模保育事業の認可を受けられないのですか。市町村に調整をお願いすることはできますか。

小規模保育事業者と教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の設置者との間で調整し、設定することが基本となります。しかしながら、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合には、小規模保育事業からの求めに応じて、市町村が調整を行うこととしています。

ただし、離島、へき地等で他に教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難であると市町村が判断する場合には、特例措置として、連携施設を設定しなくても認可を受けることが可能です。

また、第1期の市町村子ども・子育て支援事業計画の終期である平成31年度末までの間においては、連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要であると市町村が判断した場合、市町村は連携施設の設定を求めないことができる、という経過措置を設けています。

Q47) 地方単独事業で実施している認可外の保育施設（東京都の認証保育所など）は、連携施設として認められますか。

連携施設は、認定こども園、認可幼稚園、認可保育所に限られますので、自治体によ

る公的支援の対象となっている認可外の保育施設であっても、連携施設としては認められません。

なお、現に認可外の保育施設と連携して事業を行っているような場合、平成 31 年度末までは連携施設の設定を求めなくてよい経過措置を設けていることから、その間に新たな連携施設を見つける、あるいは現に連携している認可外の保育施設に認可施設に移行していただくなどの対応が考えられます。

Q48) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

3歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児としています。(他の地域型保育事業も同様)

ただし、例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合など市町村が特に必要と認めた場合には、3歳以上児を受け入れることも可能です。

Q49) 現在、実施されているグループ型小規模保育事業では、最大で15人(3グループ)までを限度に実施されているにもかかわらず、小規模保育事業C型の利用定員が10人以下とされているのは何故ですか。10人以下だとグループ型小規模保育事業からの移行が困難になりませんか。

現在、実施されているグループ型小規模保育事業からの移行を念頭に置いた小規模保育事業C型については、小規模保育事業の中でも、より小規模で家庭的な雰囲気での保育を重視した形態であることや、グループ型小規模保育事業の平均定員規模は9.5人、平均入所児童数は8.3人となっている実態を踏まえ、小規模保育事業C型の利用定員は最大で10人以下としています。

ただし、現状においては10人を超える施設が存在することに配慮して、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までは、「15人以下」とする経過措置を設けています。

【家庭的保育に関すること】

Q50) 現行の保育ママ制度は、新制度ではどのようになりますか。

現行の保育ママ制度は、新制度における家庭的保育事業に移行することを想定しており、市町村から認可及び確認を受けることによって、利用定員5人以下の家庭的保育事業として、公的な財政支援である地域型保育給付を受けることができます。

Q51) 新制度の給付対象となる家庭的保育事業の職員の配置基準や設備などの基準はどのような内容ですか。保育従事者は保育士資格が必要ですか。

家庭的保育事業の職員配置基準や設備等についての主な基準は以下の表のとおりです。

また、保育に従事する家庭的保育者は、必ずしも保育士資格を必要としませんが、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了が必要となります。また、家庭的保育補助者にも、必要な研修を受けていただくこととなります。

職員	職員数	0～2歳児 3：1 家庭的保育補助者を置く場合 5：2
	資格	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者） ＊市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児 1人当たり3.3㎡
処遇等	給食	・自園調理（連携施設等からの搬入可） ・調理設備 ・調理員（3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可）

Q52) 家庭的保育を行う保育者や保育補助者に求められる研修はどのような内容ですか。

すべての家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、基礎研修を修了することが必要です。また、保育士以外の家庭的保育者については、基礎研修に加えて認定研修の修了が必要です。

研修の内容については、現行制度で行われている以下の内容を基本としつつ、今後、研修の実施体制も含め、検討していくこととしています。

	基礎研修	認定研修	
受講者	すべての 家庭的保育者 家庭的保育補助者	保育士以外の者（基礎研修に加えて受講）	
		看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者（1年以上）	家庭的保育経験のない者、家庭的保育経験者（1年未満）
内容	講義等 21 時間＋ 実習 2 日間以上	講義等（40 時間）＋保育実習（Ⅰ）48 時間の計 88 時間	講義等（40 時間）＋保育実習（Ⅰ）48 時間＋保育実習（Ⅱ）20 日間

Q53) 家庭的保育における食事は、弁当持参は認められますか。自園調理を行わなければならないとすれば、保育者の負担が重くなることが懸念されますが、保育者とは別に調理員を置けるのでしょうか。

家庭的保育における食事は、自園調理（給食）を行うことが原則となります。しかしながら、現行の保育ママ事業においては、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえ、現在、自園調理を行っていない事業から新制度に移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に自園調理の体制を整えることを前提に、自園調理を行わず、弁当持参を認める経過措置を設けています。また、連携施設から給食を搬入することも認められます。

自園調理を行うために必要な体制の確保については、保育者とは別に調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、その費用は公定価格において算定することとしています。また、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することが可能です。

【事業所内保育に関すること】

Q54) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、どのような要件を満たすことが必要ですか。

事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるには、国が定める職員や設備等の基準（下表参照）を踏まえ、市町村が条例で定める認可基準を満たした上で、従業員枠（事業所の従業員の子どもが対象）の他に、地域枠（地域の保育を必要とする子どもが対象）を設けることが必要となります。

職員	職員数	【定員19名以下の施設】 小規模保育事業A型、B型の基準と同様
	資格	
設備・面積	保育室等	【定員20名以上の施設】

		保育所の基準と同様
処遇等	給食	自園調理（連携施設等からの搬入可） 調理設備 調理員

具体的な地域枠の定員については、事業所内保育所全体の定員規模区分に応じ、以下の表に示した国が定める基準を目安として市町村が地域の実情に応じて設定することになります。

定員区分		地域枠の定員
1名～10名	1名～5名	1名
	6名・7名	2名
	8名～10名	3名
11名～20名	11名～15名	4名
	16名～20名	5名
21名～30名	21名～25名	6名
	26名～30名	7名
	31名～40名	10名
	41名～50名	12名
	51名～60名	15名
	61名～70名	20名
	71名～	20名

Q55) 事業所内保育所全体の定員が20人以上であっても、地域型保育給付を受けることは可能ですか。

事業所内保育事業は定員に関する規制は特段設けられておらず、事業所内保育所全体の定員が20人以上の場合でも、地域型保育給付を受けることは可能です。

Q56) 複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となりますか。

複数の企業が合同で設置する事業所内保育所も、新制度に基づく地域型保育給付の対象となります。

ただし、この場合においては、①認可を受ける設置者となる企業（主たる設置・運営主体である企業）を1つに特定すること②従業員枠の配分・利用方法及び運営コストの負担、有効期間について、取り決めを行っておくことが必要であり、これらの内容を協定書等の形で締結し、明確にしておく必要があります。

Q57) 新制度の給付対象事業となる事業所内保育所においては、給食は自園で調理することが原則であると聞きましたが、その調理施設（設備）として、社員食堂を活用することは認められますか。

事業所内保育所においても、原則として、自園調理（給食）が必要となります。このため、定員 20 名以上の場合には調理室の設置が、19 名以下の場合には調理設備の設置が必要となります。

この調理施設（設備）については、事業所内保育所の特性にかんがみ、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われることを前提に、社員食堂を調理施設（設備）として活用することも認められます。

Q58) 事業所内保育所が新制度の給付対象事業となった場合、従業員の子どもも含め、給付の対象になるのでしょうか。また、従業員の子どもに対する給付と地域の子どもに対する給付ではその水準に差が設けられるのでしょうか。

事業所内保育所が市町村の認可・確認を受けて地域型保育給付の対象事業となった場合には、従業員枠の子どもを含め、事業所内保育所を利用する保育認定を受けた全ての子どもが給付の対象となります。

ただし、従業員の利用については、福利厚生・人材確保の側面もあることから事業者に一定の負担を求めることとし、公定価格の仮単価において、従業員枠の子どもに対する金額は地域枠の子どもに対する金額の 84%となっています。

Q59) 従業員の子どもの保育料を、地域の子どもの保育料よりも安く設定することは認められますか。

従業員枠の子どもの保育料については、市町村が定める額を上限として、各企業の判断の下、事業主が設定することとしています。したがって、事業主が福利厚生・人材確保の一環として、事業主の負担において、従業員利用者の保育料を地域の子どもの保育料よりも安く設定することも可能です。

Q60) 年度途中に従業員の子どもの保育利用の希望があった場合であって、従業員枠が既に埋まっているような場合、地域枠を活用するなどして受け入れることはできますか。

本来、従業員のために設置している事業所内保育所において、年度途中に従業員の子

どもが利用できず、復職の支援の妨げとならないよう、定員弾力化によって、柔軟な受け入れが可能となるよう配慮することとしています。

具体的には、従業員枠の定員が既に埋まっているが、地域枠に空きがある場合、地域枠を活用して受け入れることが可能です。なお、その結果、地域枠の定員も埋まってしまい、その後に地域枠の利用希望が生じた場合においても、認可基準を下回らない範囲で定員弾力化の活用を行い、全体の利用定員を超えて受け入れることも可能です。

また、年度当初から地域枠の空きがない場合でも、同様に、定員弾力化の活用による対応も可能です。

Q61) 大学が設置する事業所内保育所において、教員の子どもの他に、学生の子どもを受け入れている場合、学生の子どもは給付の対象となりますか。

学生の子どもについても給付対象となりますが、従業員枠の扱いとなります。

Q62) 事業所内保育所を従業員枠で利用する子どもに対する給付は、どこから受けられるのでしょうか。子どもが居住する市町村からでしょうか、それとも事業所内保育所が所在する市町村からでしょうか。

従業員の子どもについては、居住する市町村において保育認定を受けていただいた上で、居住市町村が給付を行うこととなります。

【居宅訪問型保育に関すること】

Q63) 新制度に基づく給付の対象となる居宅訪問型保育事業の認可基準はどのような内容でしょうか。また、居宅訪問型保育事業の利用が認められるのはどのような場合ですか。保育認定を受ければ利用可能ですか。

地域型保育給付の対象となる居宅訪問型保育についての職員配置や設備等の主な認可基準は以下のとおりです。

職員	職員数	0～2歳児 1：1
	資格	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	保育室等	—
処遇等	給食	—

また、居宅訪問型保育事業は、1対1対応が基本となる事業の特性を踏まえ、保育認定を受けた全ての子どもが利用できる訳ではなく、以下に該当するような場合に利用を認める（給付の対象とする）こととしています。

- ① 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
- ② 教育・保育施設又は地域型保育事業者が利用定員の減少の届出又は確認の辞退をする場合に、保育の継続的な利用の受け皿として保育を行う場合
- ③ 児童福祉法に基づく措置に対応するために保育を行う場合
- ④ ひとり親家庭で夜間の勤務がある場合等など、居宅訪問型保育の必要性が高い場合
- ⑤ 離島、へき地などであって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認める場合

Q64) 居宅訪問型保育事業において、1人の保育者がきょうだいなど複数の子どもを預かることは可能ですか。

居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人です。このため、きょうだいであっても、1人の保育者が複数の子どもを預かることはできません。

Q65) 居宅訪問型保育事業において、食事を提供する必要はありますか。

居宅訪問型保育事業においては、訪問先の居宅において保育を提供する業務形態が基本となるため、保育者による調理及び食事の提供を行うことは求めています。

Q66) 居宅訪問型保育事業において、保育者を利用者の家庭に派遣するための交通費はどのような取扱いとなりますか。利用者から実費徴収すればよいのでしょうか。

居宅訪問型保育事業において、保育者を派遣のために要する交通費は、利用者からの実費徴収となります。

【その他地域型保育事業に関すること】

Q67) 地域型保育事業（小規模、家庭的、事業所内、居宅訪問型保育）の保育料は、保育所を利用した場合と比べて高くなるのでしょうか。

保育料の額は、国が定める基準額を限度として各市町村が定めることとなりますが、国が定める基準においては、同じ認定区分（1号・2号・3号）であれば、施設・事業の類型に関わらず同一としており、同じ年齢・所得であれば、地域型保育事業を利用した場合と保育所を利用した場合の保育料は同じになります。

【一時預かり事業に関すること】

Q68) 子ども・子育て支援新制度では、一時預かり事業については、どのような内容の充実が図られるのですか。

新制度においては、現行の幼稚園における預かり保育と同様、園児を主な対象として実施する幼稚園型、児童の居宅において一時預かりを実施する訪問型を創設し、さらなる事業の充実を図る方向で検討しています。

なお、新制度の施行に先立ち、平成26年度に実施する保育緊急確保事業においては、保育所型、地域密着型、地域密着Ⅱ型について小規模な施設が多いことを踏まえ、保育所等の職員の支援を受けられる場合には担当保育士を一人以上とすることができる等の見直しを行い、「一般型」へ再編するとともに、年間延べ利用児童数が少ない施設に対する補助単価の改善を行いました。

また、保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型」を創設しました。

さらに、事業開始にあたり必要となる改修等の費用や準備のための賃借料を補助する「開設準備費」を創設し事業の充実を図っています。

Q69) 短時間の就労を理由とする一時預かり事業の利用において、その対象は、保育短時間認定の下限時間（48～64時間）に満たない就労者に限られるのですか。

保育の必要性の事由の状況に応じて柔軟な対応ができるよう、一時預かり事業において、利用に当たっての就労時間の上限時間を設定することは想定していません。

なお、共働き家庭の幼稚園利用の場合、通常の教育時間後の保育については、一時預かりの利用により対応することを想定しています。

【利用者支援事業に関すること】

Q70) 利用者支援事業の創設に伴い、地域子育て支援拠点事業はどうなるのですか。

これまでの地域子育て支援拠点事業の「地域機能強化型」の機能を、実施内容等につい

で拡充し、利用者支援事業に発展的に移行することとしています。したがって、利用者支援事業は、地域子育て支援拠点事業とは別に財政支援を行います。同じ事業者で両事業を行っていただく場合は、事業の運営にあたって、それぞれの事業の担当の方が相互に協力しあうとともに、事業の円滑な実施のために一体的な体制を構築していただきたいと考えています。

Q71) 地域子育て支援拠点事業「地域機能強化型」の「地域支援」機能は利用者支援事業に引き継がれるのですか。

これまでは、「地域機能強化型」において「地域支援」として、多世代間交流の促進、地域のボランティアやサークルの育成・協働、訪問支援等の地域の子育て支援機能を促進する活動の支援を行ってきました。利用者支援事業においては、この「地域支援」の機能に子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや地域の子育て資源の育成・開発等の役割を付加した「地域連携」として、拡充させました。従来、「地域機能強化型」において、「地域支援」のみを実施していた地域子育て支援拠点も、可能な限り「利用者支援」の取り組みを併せて実施し、利用者支援事業として実施していただきたいと考えています。

なお、利用者支援事業を実施せずに、地域子育て支援拠点事業のみを実施する場合においても引き続き「地域支援」の取り組みが実施できるようにしていきます。

Q72) 事業に従事するに当たり、職員は必ず研修を受講しなければならないのですか。

事業に従事する職員については、本事業を実施するに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質、技能等の維持向上を図るため、都道府県又は市町村が自ら、若しくは委託等により実施する研修を受講していただくこととしています。必要な時期に研修が開催されていないなど何らかの事情で、事前に研修を受講することが困難な場合は、事業に従事しながら研修を受講していただきます。

また、事業者におかれても職員を各種研修会等に積極的に参加させ、その資質、技能等の維持向上を図っていただきたいと考えています。(これらのことは事業実施要綱の留意事項に記載しています。)

なお、現在、研修プログラムのひな形を検討しており、取りまとめ次第、各自治体宛情報提供させていただく予定です。

Q73) 今後、事業実施要綱以上に詳しい内容を国から示す予定はありますか。

平成27年度の本格施行に向けて、更に事業の在り方の詳細等についてお示しできるよう、現在、有識者等のご協力も得ながら、検討していくこととしています。
なお、平成26年5月29日付で事業実施要綱をお示したところです。

【放課後児童クラブに関すること】

Q74) 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか。

新制度においては、放課後児童クラブの実施か所数についても量の拡充を進めていくこととしています。

また、質を確保する観点から、事業の設備及び運営について、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとなります。事業者におかれては、この条例の基準を遵守し、事業を行っていただくこととなります。

なお、新制度の施行に先立ち、平成26年度に実施している保育緊急確保事業では、保護者の利用意向を反映して開所時間の延長を行う放課後児童クラブに対して、追加的な財政支援を行うこととしています。

Q75) 産業競争力会議において、放課後児童クラブを約30万人分拡充するとの発表がありました。今後どのように進めていくのでしょうか。

放課後児童クラブに関しては、総理からの指示を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」を策定し、厚生労働省と文部科学省が協力して総合的な放課後対策に取り組むこととしています。

いわゆる「小1の壁」を打破し、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するため、放課後児童クラブについて、新たに約30万人分を市町村計画の終期である平成31年度末までに整備することを目指します。

その際、次代を担う人材の育成の観点から、共働き家庭等の児童だけでなく、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、学校の余裕教室等を徹底的に活用しつつ、可能な限り、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施していきたいと考えています。

このため、全小学校区で放課後子供教室を実施できるよう整備を進め、一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室を平成31年度末までに約1万か所以上で実施することを目指

します。

これらの目標の達成に向け、放課後子ども総合プランについては、次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に位置付け、市町村において積極的に取り組んでいただくよう、国は、予算・運用の両面で後押ししていきたいと考えています。

なお、これまでの説明と同様、各市町村において、次世代育成支援対策推進法に定める市町村行動計画と子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画とを一体的に策定することは差し支えありません。

Q76) 小学校の余裕教室等の活用を進めるということは、放課後児童クラブ事業に民間事業者が参入しにくくなるのではないのでしょうか。

厚生労働省の調査（平成25年5月1日現在）では、学校の余裕教室等で事業を実施している市町村以外の運営主体（運営委員会、社会福祉法人他）は約半数という状況です。

最終的には市町村の判断となりますが、小学校の余裕教室等を活用する場合であっても民間事業者の参入を妨げるものではなく、地域の民間サービスを活用して多様なニーズに対応することは重要ですので、市町村とよく相談していただきたいと考えています。

Q77) 基準省令で都道府県が行うこととされている放課後児童支援員の認定研修について、研修科目等の内容はいつごろ提示されるのでしょうか。また、ガイドラインの通知はいつごろ発出されるのでしょうか。

基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならないとされており、現在、当該研修の内容を検討中であり、夏頃を目途に取りまとめる予定です。

また、放課後児童クラブのガイドラインについては、今後年度内を目途に通知を改正する予定です。

なお、都道府県知事が行う認定研修については、基準省令の附則において5年間の経過措置が設けられています。

<以下、第3版において追加>

【幼稚園に関すること】

Q78) 新制度に入って施設型給付を受ける場合であっても、これまでどおりの建学の精神に基づく特色ある幼児教育を行うことはできますか。教育内容に制約を受けることはありますか。

私立幼稚園が園児に対して行う幼児教育の内容は、新制度に入る・入らないにかかわらず、幼稚園教育要領（幼保連携型認定こども園となる幼稚園については、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領）に則って実施していただくことを前提として、各園の建学の精神に基づき行われるものであり、新制度に入るからと言って、教育内容に制約を受けることはありません。

なお、施設型給付費を市町村から受ける施設として確認を受けることに伴い、正当な理由なくして申し込みを拒んではならないという制約を受けますが、定員を超えた申し込みについては、あらかじめ保護者に選考方法を明示したうえで、選考が可能です。

また、保育料（利用者負担）については、上乗せ徴収や実費徴収を除き、各園で定めるのではなく、国基準に基づき各市町村が定める額を徴収することとなります。

Q79) 私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。

28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられていることが望まれます。

【保育所に関すること】

Q80) 現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いでしょうか。

現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとしています。

【事業所内保育事業に関すること】

Q 8 1) 事業所内保育所を利用する従業員の子どもが、3歳以降も利用する場合、引き続き給付を受けることは可能でしょうか。

3歳以上児の保育は、保育所又は認定子ども園で行うことが原則ですが、必要な場合は、定員の範囲内で、特例給付を受けて事業所内保育事業で受け入れることは可能です。

【放課後児童クラブに関すること】

Q 8 2) 放課後児童クラブの対象年齢が小6まで引き上げられましたが、小6まで受け入れなければならないのでしょうか。

各市町村では、小4以上の放課後児童クラブ利用ニーズを踏まえた確保方策を講じる必要がありますが、個々の放課後児童クラブに一律に小6までの受け入れ義務を課すものではありません。

【利用者負担に関すること】

Q 8 3) 園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。

利用者負担額（保育料等）の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものですが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示ししたところであり、これを踏まえて、今年度の保育料等の水準を基本としつつ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、最終的な金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただくこととなります。

Q 8 4) 現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは、新制度ではどうなりますか。

多子軽減の取り扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講じることとしています。

具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、幼稚園年少から小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。

また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。

Q85) 私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならないのでしょうか。

市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。具体的な要件や経過措置の期間などの詳細については、追ってお示しします。

私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっていますが、運営に支障がない状態が一定期間継続している場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認めることを想定しているものです。したがって、基本的には、市町村などが公費によりその差額を補填する仕組みを想定しているものではありません。

Q86) 上乘せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。

教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格（利用者負担額を含む）によって賄われない費用については、実費徴収又は上乘せ徴収を行うことを検討していただくこととなります。

これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条において規定しています。

上乘せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもので、例えば、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乘せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができますが、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。

実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食材費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができます。

なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。

Q 8 7) 月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法については、どのように計算されますか。保育所から幼稚園（又はその逆）など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。

月途中での入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は 20 日、保育認定は 25 日を基本として日割り計算することになっています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することになります。
※計算の結果 10 円未満の端数が生じた場合は切り捨て

(教育標準時間認定の場合)

1 人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（20 日を超える場合は 20 日）÷ 20 日

(保育認定の場合)

1 人当たりの単価（基本部分及び加算部分、調整部分の合計額）×その月の途中入所日からの開所日数（その月途中退所日の前日までの開所日数）（25 日を超える場合は 25 日）÷ 25 日

※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設（事業所）においては 20 日

Q 8 8) 公定価格の水準は、27～29 年度は各年度において変わり得るとのことですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わるのですか。

利用者負担額についても、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過程を経て決定されることとなりますが、基本的には、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者負担額の水準を変更させることは考えていません。

自治体向けFAQ

平成26年7月

【事業計画】

NO	事項	問	答
1	事業計画	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ペースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。
2	事業計画 (私立幼稚園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことだが、事業計画との関係はどうか。また、施行後に新制度に移行する場合、供給計画の内容を見直す必要があるのでしょうか。	確認をしない幼稚園については、事業計画における確保方策において、「特定教育・保育施設」とは別に記載していただくこととしている（「量の見込み」の算出のための手引き）が、新制度への移行状況に変化が生じた場合でも必ずしも計画を変更していただく必要はありません。
3	事業計画 (認定こども園移行)	私立幼稚園が新制度に移行する時期は施行時に限られるものではなく、いつでも可能とのことですが、28年度以降、認定こども園として施設型給付を受けることを希望する場合であっても、移行は認められますか。	28年度以降に認定こども園に移行して施設型給付を受けることも可能です。なお、供給過剰地域においても認可・認定を受けられるよう、事業計画に「都道府県が定める数」を定めておく必要があることから、あらかじめ移行の意向を明確にし、事業計画に位置付けられています。
4	事業計画 (認定こども園移行 特例)	供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望し、かつ認可・認定基準を満たす場合には、認可・認定が行われるようにする特例措置において、設定することとなる利用定員（幼稚園が移行する場合には2号3号定員、保育所が移行する場合には1号定員）の水準はどのように考えればよいですか。保育所等の利用状況や移行の希望などを踏まえて設定することですが、事業者が希望する定員数を設定する必要がありますか。	本特例措置は、供給過剰地域においても、既存の幼稚園、保育所が認定こども園への移行を希望する場合には認可・認定を行えるようにするものですが、この場合においても、需給バランスは考慮すべき要素であり、事業者が希望したとしても、実態とかけ離れた大きな定員数を設定することまでを求めものではありません。例えは、幼稚園からの移行の場合においては、預かり保育との組み合わせにより幼稚園を利用している共働き家庭の子どもの数をひとつの目安として2号の定員を設定する子どもが考えられます。他方、保育所からの移行の場合においては、保育所を利用している子どもの保護者の就労時間数が、新制度における保育認定の下限の原則とされる時間数を下回っている人数を目安として、1号の定員を設定する、あるいは、保護者が就労を中断しても転園をしながらも1号定員を設定することなどが考えられます。教員程度の最低限の1号定員を設定することなどが考えられます。いすれにせよ、施設の利用実態、事業者の意向を踏まえつつ、地方版子ども・子育て会議等において議論を行っていただいた上で、各地域の実情に応じた定員数を設定していただくこととなります。

事業計画	<p>事業計画に、想定していない施設・事業について、事業者より認可申請があり、この申請が条件を満たしていれば、自治体は計画に位置付けられていなくても認可をしなければならないのでしょうか。</p> <p>(例えば計画中、保育の確保方策として認可保育所のみを定めているが、計画に定めていない小規模保育事業者からの認可申請がある場合。)</p>	<p>事業計画に具体的な記載がなくても、事業計画に定める需要量に達していない場合は、原則として認可しなればなりません。ただし、事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。</p> <p>この場合であっても、現に待機児童がいる場合、機動的な対応が望ましいと考えます。いずれにせよ、計画にない施設・事業であっても、認可・確認することは可能です。</p>
事業計画	<p>待機児童は存在しているが、事業計画で設定した供給量は既に満たされている場合において、認可申請が行われた場合、どのように取り扱うべきでしょうか。</p>	<p>事業計画に定める供給量がすでに確保されている場合であっても、現に保育認定を受けて保育を受けられない状況、すなわち待機児童がいる場合には、認可しなればなりません。事業計画に基づき、保育所等の整備が現に具体的に進められている場合において、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができます。</p>

【基準】

1	<p>基準条例 (地域型保育事業)</p> <p>地域型保育事業の認可基準については、現時点で事業の実施を想定していない場合であっても、条例を制定しなければならぬでしょうか。</p>	<p>そのような場合であっても、将来、参入しようとする事業者から認可申請があった場合に備え、条例を制定しておく必要があります。</p>
2	<p>基準条例 (地域型保育事業)</p> <p>小規模保育事業の認可基準について、条例において、B型、C型の職員配置基準に係る保育士資格の要件を国基準より厳しい内容に設定することは可能ですか。また、A型のみに限定することは可能ですか。</p>	<p>例えば、B型の基準について、保育従事者のうち保育士の割合を国基準である2分の1を上回る4分の3に設定するなど国の基準を上回る基準を設定することは可能ですが、その基準を全くA型と同一とし、実質的にB型という類型をなくすことまではできません。</p>
3	<p>基準条例 (放課後児童クラブ)</p> <p>放課後児童健全育成事業に係る基準条例において、小4から小6の児童については、児童館など放課後児童クラブ以外の居場所を確保することを前提に、放課後児童クラブの受け入れ対象児童の利用対象を小3までに限定することは可能ですか。</p>	<p>個々の放課後児童クラブに小6までの受け入れ義務を一律に課すものではありませんが、対象年齢を小6までとした児童福祉法改正の趣旨を踏まえれば、条例において利用対象を小3までに制限することは適当ではありません。</p>
4	<p>基準条例 (放課後児童クラブ)</p> <p>放課後児童クラブにおける集団の規模について、「おおむね40人以下」と定められましたが、これについて経過措置を設けることは可能ですか。</p>	<p>支援の単位(児童の集団の規模)は参酌すべき基準であり、各市町村で省令基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めていただくことも可能です。</p> <p>このため、省令基準を十分に参酌した結果、各市町村の判断で経過措置を設けることも可能ですが、経過措置期間内に省令基準に適合させる取組を進めるなど、放課後児童クラブの質の確保を図るといった基準策定の趣旨を踏まえた対応が望まれます。</p>

【認定、認可・確認】

NO	事項	問	答
1	支給認定 (有効期間)	認定の有効期間は原則3年とありますが、認定事由に該当しなくなった場合にはどうなりますか。また、現況確認についてはどのように対応すればよいでしょうか。	教育標準時間認定の有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とします。保育認定の有効期間についても3年間(2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、90日を基本的な有効期間として取り扱います。また、現況届は、認定事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めます。
2	保育の必要性認定	就労以外の事由についても、保育標準時間・短時間認定の区分設定を行う必要がありますか。また、求職活動、育児休業取得時の継続利用の事由については、一律に短時間認定としてもよいですか。	就労以外の事由についても、それぞれの置かれた状況が異なることから、保育標準時間・短時間の区分を設けることを基本としています。ただし、「妊娠・出産」「災害復旧」「虐待やDVのおそれがあること」の事由については、区分を設けず、保育標準時間を基本としています。「育児休業取得時の継続利用」の事由については、市町村判断により、必要に応じて、例えば、原則として保育短時間認定に統一することも可能とする方向で検討しています。
3	保育の必要性認定	求職活動中であることを理由として、保育の必要性を認定する場合、その有効期間はどのようになりますか。また、求職活動中であることを確認するための証明書類などの運用方針は国から具体的に示す予定はありますか。	保育の必要性の認定の期間については、雇用保険の失業給付日数(基本手当)の支給日数が90日となっていることを踏まえ、90日を基本的な期間として、それを上限に市町村が定める期間とする方針です。また、求職活動中であることの確認方法については、ハローワークの登録証の写しや求職活動の状況が分かる申立書などを利用していただくことを想定しています。
4	保育の必要性認定	保育認定が受けられる就労要件として、月48時間から64時間の間で市町村が定める時間が下限となりますが、現在、48時間未満の下限時間を設定している場合やそもそも下限時間を設定していない場合において、親の就労時間が48時間に満たないが、現に保育所を利用している児童の取り扱いはどうなりますか。保育所を利用できなくなるのでしょうか。	現在、保育所において入所している児童については、経過措置により、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所を利用することが可能です。
5	保育の必要性認定	現に保育所に入所している児童については、保育短時間認定の対象となる場合であっても保育標準時間認定しても良いでしょうか。	現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が保育短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとしています。

<p>6</p>	<p>保育の必要性認定</p>	<p>育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合には、保育の必要性を認定することとされたが、「継続利用が必要である場合」とは、具体的にどのような場合を想定しているのでしょうか。</p>	<p>現行制度における取扱いを踏まえ、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、①次年度に小学校入学を控えているなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときを想定しています。</p>
<p>7</p>	<p>教育標準時間認定</p>	<p>私学助成に残る幼稚園を利用する場合、1号認定(教育標準時間認定)の申請および認定の手続きは必要ないと理解して良いですか。</p>	<p>そのとおり。ただし、保護者が1号認定を市町村に申請した場合には、認定することが必要です。なお、当該利用者が保育所・認定こども園を希望していたが入園できず、私学助成の幼稚園を利用することとなった場合、引き続き保護者が保育所・認定こども園を利用する希望があれば、2号認定(保育認定)を維持することが必要です。</p>
<p>8</p>	<p>認定返上</p>	<p>安心こども基金による認定こども園整備事業等の国庫補助を受けて整備した認定こども園について、認定こども園としての認定を返上し、幼稚園と保育所に分けて運営することとした場合、補助金の返還を求められることとなりますか。</p>	<p>認定こども園として運営しない場合は、原則として、補助額の返還を命ずることとされています。しかしながら、認定こども園整備事業等の国庫補助を受けて設置した施設について、後発的事情により幼稚園や保育所に転用して使用継続する場合には、所管省庁に個別にご協議いただいた上で、補助事業の趣旨を損なうものではないと整理し、国庫納付に関する条件を付さずに財産処分することも可能と考えています。</p>
<p>9</p>	<p>確認(確認の効力)</p>	<p>各施設・事業者の確認について、広域利用がある場合には、利用者の居住する複数の市町村が確認をする必要がありますか。</p>	<p>施設型給付の対象施設(幼稚園、保育所、認定こども園)については、施設所在市町村による確認の効力が全国に及ぶことから、それぞれの市町村による確認行為は不要です。他方、地域型保育給付の対象事業者については、利用者の居住する複数の市町村がそれぞれ確認する必要がありますが、その具体的な方法については、できる限り簡素で効率的に処理できる仕組みを検討中です。</p>
<p>10</p>	<p>確認</p>	<p>確認対象施設・事業の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議しなければならぬとされていますが、個々の事業者から確認申請があつた場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならぬのでしょうか。また、みなし確認対象施設・事業については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。</p>	<p>確認対象施設・事業の利用定員については、あくまで個々の施設・事業の利用定員の設定について、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くとともに、都道府県知事に協議を必要とありますが、複数の案件をまとめて、付議・協議するなどその運用については、各自自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいています。また、みなし確認対象施設・事業については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る判断や手続きを不要とした趣旨にかんがみ、必要最低限の手続きとして都道府県知事への協議は必要とする一方、地方版子ども・子育て会議への意見聴取は市町村の判断に委ねる方針です。</p>

【利用者負担額】

NO	事項	問	答
1	園児募集時の利用者負担額の取扱い	園児募集を行う秋の時点では、利用者負担額は確定していませんが、どのように募集を行えば良いのでしょうか。	利用者負担額(保育料等)の水準は、国においても自治体においても、最終的には予算編成過程を経て決定されるものですが、5月26日の子ども・子育て会議において、国が定める利用者負担の水準のイメージをお示したところであり、これを踏まえて、今年度の保育料等の水準を基本としつつ、各市町村における利用者負担額や上乗せ徴収の有無や水準などを検討の上、最終的な金額には多少の変更があり得ることを周知の上で、募集を行っていただくこととなります。
2	幼稚園の入園料等の取扱い	幼稚園の入園料等の取扱いはどうなるのですか。	入園料については、保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、毎月徴収する利用者負担額の中で徴収していくことが、基本となります。 また、公定価格中の利用者負担は月額25,700円を限度とした所得階層別の国基準を定めることとしています。このため、現在の保護者負担(保育料+入園料+施設整備資金+その他の納付金)がそれを上回っている場合など、各園の教育・保育に要する費用が公定価格では不足するときには、当該差額分の費用を「上乗せ徴収」として各施設の判断で引き続き保護者から徴収することが可能です。なお、実費として徴収するものと利用者負担及び上乗せ徴収とは重複のないように設定する必要があります。 上乗せ徴収を行う場合には、その額や理由について、保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることが必要となります。 こうした観点にかんがみると、新制度の下で入園時に行う上乗せ徴収をすべて「入園料」と総称することは適当ではなく、説明責任を果たす観点から実際の用途に見合った具体的な名目を設定することが適当と考えられます。 上乗せ徴収の実施時期については、あらかじめ説明し同意を得ておくことにより、入園初年度のみ徴収することも、利用者負担額と合わせて毎月徴収することも、その他のあらかじめ決められた時期に徴収することも可能であると考えられます。徴収時期や返還条件などについては、事前に保護者に説明・同意を得ることが、契約のトラブルを防ぐ観点からも重要と考えられます。 選考など入園にかかわる事務手続きに要する費用については、教育・保育の直接の対価ではなく、上乗せ徴収や実費徴収などのルールの対象外ですが、これらに要する費用を徴収する場合にも、同様に、徴収時期や返還条件などについて保護者とトラザルのないよう、事前に入園申し込み者に対して説明・同意を得ておくことが必要と考えます。 なお、利用者負担及び上乗せ徴収については、学則(園則)に記載事項を定めるため、学則(園則)に記載する必要があります。その際、利用者負担については、「所得に依りて市町村が定める額を毎月徴収する」といった記載がふりし、上乗せ徴収については、これまでの各種納付金と同様に記載することが考えられます。また、実費徴収については、一律に学則(園則)に記載する必要はありません。

3	上乗せ徴収、実費徴収	上乗せ徴収と実費徴収の違いを教えてください。	<p>教育・保育を提供するための標準的な費用として定める公定価格(利用者負担額を含む)によって賄われたい費用については、実費徴収又は上乗せ徴収を行うことを検討していただくことになります。</p> <p>これらの位置付けについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)第13条において規定しています。</p> <p>上乗せ徴収は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対応について保護者に負担を求めた施設整備など、公定価格上の基準を超えた教員の配置や平均的な水準を超えた施設整備など、公定価格で賄えない費用を賄うために徴収するものです。上乗せ徴収は、施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができ、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>実費徴収は、教育・保育施設の利用において通常必要とされる経費であって、保護者に負担させることが適当と認められるものであり、例えば、文房具代・制服代、遠足代・行事参加代、給食代・食料費、通園バス代などがこれに該当すると考えられます。施設の種類や子どもの認定区分によらず、各施設・事業所の判断で実施することができ、私立保育所については、市町村との協議により承認を得ることが必要です。</p> <p>なお、徴収にあたっては、上乗せ徴収については書面による保護者の同意、実費徴収については保護者の同意が必要となります。</p>
4	私立幼稚園の経過措置	私立幼稚園が、経過措置により市町村が定める保育料よりも低い保育料を設定する場合、その差額は誰が負担することになるのでしょうか。市町村が負担をしなければならぬのでしょうか。	<p>市町村が定める利用者負担額よりも低い保育料を現在設定している幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずることとしています。具体的な要件や経過措置の期間などの詳細については、追ってお示しします。</p> <p>私立幼稚園にはこれまで保育料等の基準がなく、自由な保育料設定となっておりますが、運営に支障がない状態が一定期間継続している場合は、市町村が定める利用者負担額よりも低い額を徴収することを認めることを想定しているものです。したがって、基本的には、市町村などが公費によりその差額を補填する仕組みを想定しているものではありません。</p>
5	公立施設の利用者負担額の徴収根拠・位置づけ	公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しませんが、条例で定めることは必要ですか。また、利用者負担の額も条例で定める必要があるかどうか。また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのでしょうか。	<p>公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当するため、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理されます。また、公の施設の費用徴収に関して条例で定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されることが求められます。</p>

<p>利用者負担額</p>	<p>公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならぬのでしょうか。</p>	<p>施設型給付における国の定める公定価格及び利用者負担の基準は、私立施設に関する国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、国・都道府県の負担金が法定されている私立施設について定めることとしており、その際には、私立の幼稚園や保育所における費用実態等を勘案して設定することとしています。公立施設については施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることを踏まえ、国としては公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。</p> <p>公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれらの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。</p> <p>また、公立幼稚園の利用者負担の設定についても、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。</p> <p>なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等による「質の改善」による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。</p>
<p>就園奨励費との関係</p>	<p>公立幼稚園に対する就園奨励費補助金はどのようなのですか。</p>	<p>公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、公立幼稚園の保護者の負担軽減のために市町村が行う幼稚園就園奨励費補助事業に対する国の補助は廃止する予定です。</p>
<p>広域利用</p>	<p>広域利用する場合の利用者負担額について、保護者の居住地の市町村外の施設を利用する場合の利用者負担額は、当該保護者の居住地の市町村が定める額になると理解してよいでしょうか。 (公立保育所については利用者として施設(三市町村)との直接契約になるため、例えばA市の子どもa子がB市公立保育所に通う場合は、B市が、A市が定める利用者負担額をa子から徴収するということよろしいでしょうか。)</p>	<p>お見込みのとおり、広域利用の場合であっても、利用者負担額は保護者の居住地の市町村が定める利用者負担額となります。 (例のケースでは、お見込みのとおり、B市(施設)が、A市が定める利用者負担額をa子の保護者から徴収することになります。)</p>
<p>広域利用</p>	<p>私立幼稚園のないA市の子どもが、B市の私立幼稚園を利用した場合の利用者負担額はようになりますか。</p>	<p>広域利用の場合においても、あくまで給付の実施主体となるのは、利用者が居住する市町村になります。 したがって、ご質問の事例でいえば、A市が給付の実施主体となり、その場合の利用者負担額もA市が定める額となります。</p>

10	利用者負担	利用者負担には、どのような費用が含まれているのでしょうか。	利用者負担額は、認定区分ごとに設定されていますが、満3歳に到達した日より、年度途中で3号認定から2号認定に切り替わる子どもの利用者負担額は、2号の利用者負担額に切り替わるのでしょうか。	利用者負担額は、公定価格の一部を成すものであり、公定価格を構成する人件費、事業費、管理費等の全部又は一部を保護者に負担していただくものです。なお、2号認定子どもと3号認定子どもの利用者負担額には給食材料費相当額(2号は副食費、3号は主食費及び副食費)が含まれています。
11	2号認定に切り替わった満3歳児の保育料	現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは新制度ではどうなりますか。	多子軽減の取扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講ずることとしています。具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。	満3歳児に係る公定価格は、満3歳に到達した年度中は、2歳児の公定価格と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、3号と同額を適用する方向で考えたいです。
12	多子軽減	現行制度で行われている幼稚園と保育所の多子軽減の取扱いは新制度ではどうなりますか。	多子軽減の取扱いについては、現行の幼稚園、保育所における取扱いと同様の措置を講ずることとしています。具体的には、教育標準時間認定の子どもについては、小学校3年までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。また、保育認定の子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子について半額、第3子以降については無料となります。	満3歳児に係る公定価格は、満3歳に到達した年度中は、2歳児の公定価格と同額になるよう調整しており、利用者負担額についても、3号と同額を適用する方向で考えたいです。
13	入退所による日割り計算方法	月途中で入退所した場合の利用者負担額の日割り計算方法について、どのように計算されますか。保育所から幼稚園(又はその逆)など異なる施設、事業への変更の場合はどうなるのでしょうか。	月途中で入退所があった場合は、給付費・委託費と同様に教育標準時間認定は20日、保育認定は25日を基本として日割り計算することとしています。また、利用先が異なる施設・事業となった場合にも、それぞれの利用者負担額を日割り計算することになります。	※計算の結果10円未満の端数が生じた場合は切り捨て(教育標準時間認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(20日を超える場合は20日)÷20日 (保育認定の場合) 1人当たりの単価(基本部分及び加算部分、調整部分の合計額)×その月の途中入所日からの開所日数(その月途中退所日の前日までの開所日数)(25日を超える場合は25日)÷25日 ※「常態的に土曜日に閉所する場合」の調整がされている施設(事業所)において20日

14	保育料の特別徴収	<p>市町村が契約の主体となる公立保育園及び私立保育園の保育料は、現行と同様に児童手当から特別徴収することができますか。</p> <p>私立保育所は子ども・子育て支援法施行令による読み替えに基づき、従来通り、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。</p> <p>公立保育所は滞納があり代行徴収の対象になる場合、児童手当法第22条第1項の規定により可能です。</p> <p>実際に保護者が課税されている市町村民税所得割額をもとに、利用者負担額を決定することになります。</p>
15	徴収事務	<p>市町村民税の税率が異なる自治体も一部ありますが、その場合であっても標準税率で再計算する方法ではなく、課税されている金額で利用者負担額を決定することになるのでしょうか。</p> <p>実際に保護者が課税されている市町村民税所得割額をもとに、利用者負担額を決定することになります。</p>
16	階層区分	<p>利用者負担の階層区分は現行の利用者負担の水準を基本としていることですが、新制度の階層区分の設定にあたり、どのような世帯を想定しているのでしょうか。</p> <p>夫・妻・子2人(廃止前の年少扶養控除の対象)という世帯を想定しています。 ※教育標準時間認定は、妻は専業主婦を想定(所得がゼロ) ※保育認定は、妻はパートタイム労働程度を想定(所得税が非課税となる程度の収入)</p>
17	階層区分	<p>保育所においては、国通知(「保育所の費用徴収制度の取扱いについて(平成7年3月31日付児企第16号厚生省児童家庭局企画課長通知)」)により、費用負担が困難であると市町村が認められた場合は階層区分の変更を行って差し支えないとされていますが、新制度においてもこの例外措置は適用されるのでしょうか。また、保育所以外の施設・事業について、同様の場合は階層区分の変更を行っても差し支えないでしょうか。</p> <p>全ての施設・事業について、現行の保育所における取扱いと同様、負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると市町村が認められた場合は、直近の年収等を基に階層区分の変更を可能とする予定であり、それらを含めた運用面の詳細は別途整理してお示しします。</p> <p>なお、現在の幼稚園就園奨励費補助事業においても、家計の急変を市町村が認めた場合、階層区分の変更が可能となっております。</p>
18	階層区分	<p>利用者負担の所得階層区分に用いる税額について、現行制度において行っている年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止前の旧税額を再計算する取扱いとはどうなりますか。</p> <p>保育所の利用者負担額の算定にあたっては、市町村の事務負担等に考慮し、年少扶養控除等の廃止前の旧税額を再計算する方法ではなく、改正前後で極力中立的なものになるよう、階層に用いる市町村民税所得割額を設定しています。幼稚園についても、扶養控除見直し前の旧税額を再計算し、適用することができる現行の取扱いとは行わない方針です。そのうえで、幼稚園就園奨励費も含め、既存利用者の取扱いについて、市町村の事務に与える影響や実際にどの程度の影響が生じるのか等も慎重に見極めた上で、検討することとしています。</p>
19	階層区分	<p>利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行うとありますが、現行、保育所の保育料は、税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等)を適用しない取り扱いをしています。新制度において、これらの税額控除額をどのように扱うのでしょうか。</p> <p>税額控除(調整控除を除く)は、人的控除と異なり所得能力を直接反映するものではないことを踏まえ、利用者負担額の算定上反映させないことを基本とし、そのうえで、既存利用者の経過措置について、市町村の事務に与える影響や実際にどの程度の影響が生じるのか等も慎重に見極めた上で、検討することとしています。</p>

20	階層区分	市町村民税額を基に階層区分を設定するという全体方針にも関わらず、2号認定、3号認定の利用者負担の所得階層区分の第3階層が「市町村民税課税世帯(所得税非課税世帯)」となっているのはなぜですか。		保育認定の第3階層については、これまでの保育所における取り扱いを踏襲し設定したところですが、所得税非課税であることを別途推算する必要があり、また、年少扶養控除に係る取り扱いを変更したことにより利用者負担額が現行制度と比較して変動する世帯が多く発生する可能性もあることから、モデル世帯における推計年収を基に、改正前後で極力中立的なものになるよう「市町村民税所得割額」に置き替えることにより対応する方向で検討しています。	具体的なことは、第3階層の区分について「市町村民税課税かつ所得税非課税となる世帯」から「市町村民税所得割額48,600円未満」とする方向で検討しています。
21	税の切り替え時期	利用者負担の切り替え時期についてはどのような方針となるのか、システム構築の関係から必要なので、早急に方向性を示してください。			市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、直近の所得の状況を反映させる観点から、4月～5月は「前年度分」の市町村民税額により認定し、6月以降は「当年度分」により認定するという考え方を基本としつつ、具体的な切り替えの時期は、施設・事業者の事務負担や保護者への周知に要する期間等を考慮して7月以降に設定するという案により、詳細を今後検討する予定です。
22	公定価格との関係	公定価格の水準は、27～29年度は各年度において変わり得ることですが、利用者負担額も公定価格の水準に連動して、毎年変わりますか。			利用者負担額についても、公定価格の単価と同様、最終的には毎年度の予算編成過程を経て決定されることとなりますが、基本的には、公定価格の水準に連動して、国が示す利用者負担額の水準を変更させることは考えていません。

【公立幼稚園】

NO	事項	問	答
1	新制度の位置づけ	公立幼稚園が新制度に入らないという選択肢はあるのですか。	市町村は、住民の教育・保育に係る需要量を的確に把握し、それに応じた供給体制を確保する責務を有しています。市町村が自ら設置者となっている公立の幼稚園について、あえてこの制度の対象としないという選択肢を取ることは基本的には想定されず、私立施設を経営する事業者との円滑な関係性を構築する観点や住民に対する説明の観点からも、基本的には取り得ない選択肢と考えています。
2	利用者負担額(再掲)	公立幼稚園を設置する市町村は、公立幼稚園に係る施設型給付の額や利用者負担を定めることとなりますが、私立幼稚園と同じにしなければならぬのでしょうか。	施設型給付における国の定める公定価格及び利用者負担の基準は、私立施設に関する国・都道府県との負担金の精算の基準となることを踏まえ、国・都道府県の負担金が法定されている私立施設について定めることとしており、その際には、私立の幼稚園や保育所における費用実態等を勘案して設定することとしています。公立施設については、国としては公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。また、公立幼稚園の利用者負担の設定についても、それぞれの市町村における現行の利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。なお、新制度における公立幼稚園の地方財政措置のあり方については、現行の地方財政措置の水準をベースとしつつ、消費税収等に「質」の改善上による財源確保の状況なども踏まえ、今後、関係省庁と相談してまいります。
3	3年保育	現在、2年保育しか実施していない公立幼稚園は、新制度への移行に当たり、3年保育を実施する必要がありますか。	公立幼稚園については、新制度に基づく確認対象施設としてみなされるため、特段の対応をしなくても新制度の対象施設となります。新制度への移行に伴い、3年保育を実施する義務が生じるものではありません。ただし、市町村事業計画の策定に当たり、見込んだ3歳児の教育・保育のニーズに対し、私立幼稚園や認定こども園を含めた供給量が不足している場合には、私立幼稚園などによる対応を含め、その確保方を市町村として定めていただく必要があります。
4	就園奨励費の取扱い(再掲)	公立幼稚園に対する就園奨励費補助金はどうなるのですか。	公立幼稚園については、全て新制度に移行することを想定しており、公立幼稚園の保護者の負担軽減のために市町村が行う幼稚園就園奨励費補助事業に対する国の補助は廃止する予定です。
5	一時預かり	公立幼稚園の預かり保育は一時預かり(幼稚園型)の対象ですか。	実施要件を満たすことにより対象となる。なお、他の事業と同様、国3分の1、都道府県3分の1の交付金の対象となる予定。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

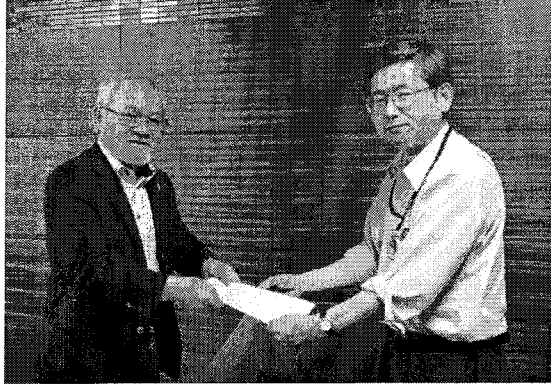
—今号の目次—

- ・ 国において作成される「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」解説書に対し要望書を提出 1
- ・ 子ども・子育て支援新制度の施行に向けた国の取組状況が示される～子ども・子育て会議（第16回）が開催～ 4
- ・ 「子育て支援員（仮称）」が創設される～閣議決定された「日本再興戦略」に位置づけられる～ 5
- ・ プール活動等における事故防止について～保育所等でのプール遊び・水遊びにおける安全管理の徹底に関する通知が発出 6
- ・ 「子ども・子育て全国フォーラム みんなで取り組む地域の基盤づくり」を11月に開催 7
- ・ 第18回こども未来賞 作品募集 8

◆国において作成される「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」解説書に対し要望書を提出◆

現在、国において「幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説書」が作成中であり、7月下旬にも案が示される見込みです。

去る平成26年6月27日（金）、全保協は全国保育士会と連名で、新たな施設類型においても子どもの健やかな育ちが保障されるよう、解説書に盛り込んでいただきたい内容について、要望書を提出しました。



全保協万田康会長より、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課橋本泰宏課長に対し手交

平成 26 年 6 月 27 日

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国 保 育 協 議 会
全 国 保 育 士 会

現在、国において幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説書が作成されていますが、新たな施設類型におきましても子どもの健やかな育ちが保障されるために、次のことを盛り込まれますよう要望いたします。

【第 1 章 「総則」 について】

1. 子どもの最善の利益についての説明を加筆いただきたい。
2. 保育は養護と教育が一体となって展開されるものであり、保育には教育が含まれていることを十分に説明していただきたい。
3. 子どもの教育は3歳から始まるとの誤解や、学校教育が保育の上位にあるという誤った概念形成につながらないよう、明確な説明を盛り込んでいただきたい。

(第 1 「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標」 について)

4. 教育及び保育の基本(1)(2)の事項に書かれている保育(養護と教育)が基盤となり、いわゆる学校教育へと連続して繋がっていくものであり、学校教育が先にありきではありません。乳幼児の場合は生活をまるごとみる必要があり、そこでは養護面と教育面が一体となって総合的に営まれるという保育の視点が重要であることを明記していただきたい。

(第 2 「教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成」 について)

5. 乳幼児期の子どもについては、子どもの発達の特長や過程を理解し、保育していくことが求められることから、保育所保育指針にある子どもの発達過程についての説明を盛り込んでい

ただきたい。

6. 「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」「教育課程」「指導計画」の関係性が規定されておらず分かりにくい。全体的計画の作成と教育課程の編成との関係などについて記載していただきたい。

(第3 「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」について)

7. 「生命の保持」「情緒の安定」を図るために行われる「養護」について、保育所保育指針の「養護に関わるねらい及び内容」を参考に、十分な説明をしていただきたい。

【第2章 「ねらい及び内容並びに配慮事項」について】

8. 主として教育に関わるねらい及び内容が記述してあるが、乳幼児が対象であるので、養護のねらいとその内容は必ず記載していただきたい。

(第1 「ねらい及び内容 健康・人間関係・環境・言葉・表現」について)

9. 健康・人間関係・環境・言葉・表現の5領域については、3歳以上児のみに適用との誤解を招かないようにしていただきたい。

(第2 「保育の実施上の配慮事項」について)

10. 乳幼児の人格形成において重要な「愛着関係」について、説明を盛り込んでいただきたい。

【第3章 「指導計画作成に当たって配慮すべき事項」について】

11. 一号認定・二号認定・三号認定とさまざまな利用形態があることや、生活及び学びや発達の連続性の確保、保護者との協働意識の醸成のため、保育の個別計画を策定すべきであることを盛り込んでいただきたい。

(第1 「一般的な配慮事項」について)

12. 実際に計画を立てる時に十分な示唆を得ることができるよう、具体的な計画策定の手順等を盛り込んでいただきたい。
13. 「一般的な配慮事項」と「特に配慮すべき事項」との違いが分かりづらい。十分に解説していただきたい。

(第2 「特に配慮すべき事項」について)

14. 保護者支援、地域の子育て支援について、具体的な解説を盛り込んでいただきたい。
15. 特別に配慮を要する園児について、子どもだけではなく、保護者への支援、地域関係者との連携が必要なことについて、具体的な解説を盛り込んでいただきたい。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「社会福祉法人の在り方について」を公表～社会福祉法人の在り方等に関する検討会 報告書～ 1
- ・政府税制調査会が「法人税の改革について」をとりまとめる..... 2
- ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針が発出される..... 3
- ・子ども・子育て支援新制度に関する「よくある質問と回答」3種が公表される・ 4
- ・厚生労働省人事異動のお知らせ（7月11日付／雇用均等・児童家庭局関係等
抜粋） 4

◆ 「社会福祉法人の在り方について」を公表 ◆

～社会福祉法人の在り方等に関する検討会 報告書～

社会福祉法人の在り方等に関する検討会（厚生労働省）は、「社会福祉法人の在り方について」の報告書を取りまとめ、7月4日（金）に公表しました。

同検討会は、現行の社会福祉法人制度の抱える諸問題を整理し、今後も社会福祉法人が我が国の福祉の重要な担い手として地域住民、国民の期待に応える存在であり続けるための改革案を検討するために設置されたもので、平成25年9月に第1回検討会を開催、以来12回にわたり検討を行い、社会福祉法人制度の改革に向けた方向性と論点を明らかにしました。

最後の検討会である6月16日（月）では、「社会福祉法人の在り方について」の報告書（案）が示され、とりまとめの議論が行われていました（会報『ぜんほきょう』7月号にて既報）。これらの議論をふまえ、報告書の最終修正は座長（田中滋氏／慶

応義塾大学名誉教授) 一任となり、今回の公表となったものです。

報告書は、以下の5部構成となっています。

- 第1部：社会福祉法人制度の概要
- 第2部：社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化
- 第3部：社会福祉法人の課題
- 第4部：社会福祉法人の今日的な役割
- 第5部：社会福祉法人制度見直しにおける論点

第5部で示された論点では、歴史的に地域福祉の向上を支えてきた社会福祉法人が、時代の変化を踏まえ、今後も福祉の主な担い手として地域住民等から信任を得続けるためには「地域における公益的な活動の推進」、「法人組織の体制強化」、「法人運営の透明性の確保」は必須の事項であること、今後も多様化し複雑化する福祉ニーズへの対応には、「法人の規模拡大・協働化」や「法人の監督の見直し」等の環境整備が必要であるとされています。

報告書は、下記 URL または、厚生労働省ホームページ>報道・広報>報道発表資料>2014年7月>「社会福祉法人の在り方について」(報告書) からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050216.html>

◆政府税制調査会が「法人税の改革について」をとりまとめる◆

政府税制調査会(中里実会長/東京大学教授)は、6月27日の第10回税制調査会において、「法人税の減税について」をとりまとめました。

とりまとめでは、公益法人課税等の見直しについて触れており、『公益法人等は収益事業のみが課税対象であることに加え、みなし寄附金制度もある。さらにサービス供給主体の多様化により経営形態のみによって公益事業を定義することが適当ではなくなっている。こうしたことから、改革の方向性として、公益法人等に対する課税の抜本的な見直しが必要である』と打ち出しています。

また、『特に介護事業のように、民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある』としています。みなし寄附金制度については、『制度の適用を受けた上に、軽減税率の適用も受けることは過大な対応であり、これも見直しが必要』としています。

なお、公益法人等のガバナンスの強化や、対象法人が実際に公益目的事業を行っているかを確認する仕組みが必要であるとの意見もあったと述べられています。

本とりまとめについては、今後、与党自由民主党税制調査会において検討され、本

年 12 月を目途に平成 26 年度税制改正大綱として決定されることとなります。

とりまとめられた「法人税の減税について」は、下記 URL または、内閣府のホームページ>審議会・懇談会等>税制調査会 からご覧いただけます。

※「法人税の減税について」掲載ページ URL。公益法人に関する言及があるページは 8~9 ページ。

<http://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2014/icsFiles/afieldfile/2014/06/27/26zen10kai7..pdf>

◆子ども・子育て支援法に基づく基本指針が発出される◆

7 月 2 日、内閣府は、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 26 年内閣府告示第 159 号）」を公布しました。

この指針は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 60 条に基づくもので、新たな制度下における、教育・保育の提供体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項、子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたものです。

【主な項目】

- 第1 子ども・子育て支援の意義に関する事項
- 第2 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 第3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
- 第4 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 第5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 第6 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

※詳細は、下記の URL または、内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>法令・通知等 からご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

◆子ども・子育て支援新制度に関する「よくある質問と回答」3種が公表される◆

7月9日、子ども・子育て支援新制度に関し、よくある質問と回答を掲載したQ&A集が、内閣府より公表されました。今回公表されたQ&A集は以下の3本です。

- ・「自治体向けFAQ（よくある質問）」
- ・「事業者向けFAQ（よくある質問）（第3版）」
事業者向けFAQは平成26年6月に公表された内容に追加、一部修正を加えたものです。
- ・「公定価格に関するFAQ（よくある質問）（Ver.2）」
公定価格に関するFAQの参考資料として、公定価格の試算ソフトが、国から示されています。下記URLよりダウンロード可能です。

<http://www.youho.go.jp/shisansoft.html>

なおFAQのPDFデータは、下記URLまたは、内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>よくある御質問 からご覧いただけます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

◆厚生労働省 人事異動のお知らせ◆

(7月11日付/雇用均等・児童家庭局関係等抜粋) (敬称略)

新	氏名	旧
雇用均等・児童家庭局長	安藤 よし子	労働基準局労災補償部長
大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）	木下 賢志	内閣府大臣官房審議官（経済財政運営担当）
雇用均等・児童家庭局保育課長	朝川 知昭	老健局振興課長
雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 命：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長事務取扱	大隈 俊弥	労働基準局安全衛生部安全課主任 中央産業安全専門官 労働基準局労働条件政策課併任
社会・援護局長	鈴木 俊彦	大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）
政策統括官（労働担当）	石井 淳子	雇用均等・児童家庭局長
大臣官房会計課長	橋本 泰宏	雇用均等・児童家庭局保育課長
国立社会保障・人口問題研究所企画部長	小野 太一	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 命：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長事務取扱

平成 26 年度 全国保育協議会 第 1 回協議員総会 議 事 録

I. 開催状況

日 時 : 平成 26 年 5 月 16 日 (金) 13:30 ~ 15:30
会 場 : 全国社会福祉協議会 5 階「第 3~5 会議室」
出席状況: 本人出席 84 名、代理出席 4 名、委任状 30 名 計 118 名

II. 上程議案

第 1 号議案 平成 25 年度全国保育協議会 事業報告について
第 2 号議案 平成 25 年度全国保育協議会 収支決算について

III. 配布資料

1. 平成 26 年度 全国保育協議会 第 1 回協議員総会 次第・資料
2. 平成 26 年度 全国保育協議会 第 1 回協議員総会 名簿
3. 公定価格の仮単価のイメージについて (子ども・子育て会議基準検討部会〔第 19 回〕
／【資料 1】)
4. 福祉サービス第三者評価事業関係通知
5. 福祉サービス第三者評価のご案内 (リーフレット)
6. 【開催要項】保育新制度セミナー Stage II
7. 【受講案内】2014 (平成 26) 年度保育所長専門講座
8. 【開催要項】保育所保健・衛生専門研修会
9. 【開催要項】保育 21 世紀セミナー 2014
10. 出版物チラシ 3 点
11. 全国保育士会組織強化方策の修正案について／会費に関する積算基準

IV. 内 容

1. 議題までの経過

(1) あいさつ

万田 康 全国保育協議会会長
川井 一心 全国社会福祉協議会常務理事
橋本 泰宏 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

(2) 顧問の紹介

近藤 連 (岡山県)

小川 益丸 (広島県)

(3) 監査委員の紹介

伊藤 義明 (京都府)

(4) 定足数の確認

本人出席 84 名、代理出席 4 名、委任状 30 名で有効出席者数 118 名、会則第 15 条 4 項により、協議員定数 124 名の過半数 (63 名) を超えており、総会は成立した。

(5) 新任協議員の紹介

平成 25 年度第 2 回協議員総会 (平成 26 年 3 月 13 日) 以降、新たに協議員に就任された方々を名簿により紹介を行った。
(別紙、協議員名簿参照)

(6) 日程・資料等の説明

本日の日程および資料の確認を行った。

(7) 事務局担当職員の異動の報告

(8) 議長の選出ならびに議事録署名人の選任

議長、議事録署名人は、ブロック持ち回りにより選出されていることが説明され、ブロックの推薦により以下のとおり承認された。

議長 北海道・東北ブロック 東峰 雅博 協議員 (北海道)

議事録署名人 関東ブロック 風間 嘉信 協議員 (栃木県)

” ” 平澤 正人 協議員 (新潟県)

2. 議案審議の内容

(1) 第 1 号議案 平成 25 年度全国保育協議会 事業報告について

(2) 第 2 号議案 平成 25 年度全国保育協議会 収支決算について

議長より第 1 号議案と第 2 号議案を関連議案として、一括審議することについて諮り、了承された。

はじめに、万田 康会長が平成 25 年度全保協事業の全体総括、佐藤成己総務部会長が平成 25 年度全保協事業報告を説明した。続いて、各部会長等が部会・委員会の活動報告について説明を行った。

総務部会

佐藤 成己 総務部会長

広報・調査部会

大橋 和久 広報・調査部会長

研修部会

奥村 尚三 研修部会長

地方組織部会

田岡 清 地方組織部会長

引き続き、全国保育協議会サービス区分会計収支決算および全国保育協議会・予算保育対策サービス区分会計収支決算について、佐藤成己総務部会長より説明を行った。

続いて、伊藤義明監査委員が監査結果報告を行った。

その後、第1号・第2号議案については、下記の審議経過を経た後、原案どおり承認された。

【審議経過】

○渡邊 正善 協議員（山口県）

全保協は、新制度の移行にむけた対応や情報提供が遅く、どこに向かっているのかがみえない。他団体は、公定価格に対する意見書を提出したと聞いている。情報の迅速な提供と組織としての方向性を明確にすべきではないか。

（万田 康 会長）

全保協は、新制度において、保育所として事業継続する場合、幼保連携型認定こども園に移行する場合、どちらにとっても良い制度となるよう、取り組んできている。

また、公定価格の設定にあたっては、事業費、人件費、管理費等で構成される基本額について、保育所や認定こども園といった事業者による差を設けるべきではないと主張し意見書も提出してきている。現在示されている公定価格は案の段階であり、今後の状況を見ずえて必要な対応を図っていきたい。

○剣持 浩 協議員（埼玉県）

子ども・子育て支援新制度において、公立保育所の位置づけが見えてこない。全保協は公立保育所を含めた組織であり、公立保育所に関する今後の方針等をお聞かせいただきたい。公定価格において、認定こども園や幼稚園の副園長や教頭は加算となっている。保育所は対象となっていないが、定員規模が大きい場合は必要ではないか。

また、保育所と幼稚園とでは、子どもと接している時間に格段の差があり、長時間開所は光熱費等のかかる費用も異なることから、事業者ごとの必要な差を見ていくことも必要ではないか。東京の認可保育所のアンケート調査で、保育士の2割は仕事が大変、給料が安いといった理由から保育所をやめたいと回答している。引き続き処遇改善の要望に取り組んでいただきたい。

社会福祉法人に求められている社会貢献活動に保育所はどうかかわるのか。生活困窮者への支援などが事例としてあがっているが、全保協として議論していただきたい。

（万田 康 会長）

公立保育所の財源については、新制度の施設種別共通の給付である施設型給付に統合するよう、子ども・子育て会議に意見書の提出をしており、今後も内閣府や議員に働きかけていく。

公定価格については、昨年、保育所、幼稚園を対象に行われた経営実態調査がベースとなっている。公定価格の基本構造のイメージは示されたが、加算等明確となっていない箇所もある。職員給与の改善は、財源確保が0.7兆円であることから、プラス3%にとどまった。これは、消費税増収額が満年度化する平成29年度の数字であり、引き続き改善にむけた要望に取り組む。

また、社会福祉法人のあり方については、多額の内部留保や情報開示の不十分さなどが課題となっている。今後の動向は会報『ぜんほきょう』等において情報提供していきたい。

3. 報告・連絡事項

次の事項について報告・連絡が行われた。

- (1) 平成25年度全国保育士会事業について（上村初美全国保育士会会長）
- (2) 平成27年度保育施策と予算に関する要望書について（万田 康全保協会長）
- (3) 第58回全国保育研究大会の開催について（田岡 清全国保育研究大会運営委員会副委員長／秋田県）
- (4) 平成26年度の研修会・会議日程について（事務局）

4. 閉 会

閉会あいさつ 小島 伸也副会長

<議事録署名>

議 長 北海道 東 峰 雅 博 印

議事録署名人 栃木県 風 間 嘉 信 印

議事録署名人 新潟県 平 澤 正 人 印

以上

犯罪のない安全 安心まちづくり情報誌

くらし 安全通信

Vol.
56
平成26年7月発行

ホームページ
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f707/>

ツイッター
https://twitter.com/kurashi_anzen



目次

- ★ セーフティかながわユースカレッジ
- ★ 夏休みを安全に! / 夏の交通事故防止運動
- ★ 落書きは犯罪です / バトロール中の熱中症
- ★ 防犯指導者養成セミナー
- ★ 犯罪被害者等理解促進出前講座
- ★ 仙石原自治ボランティアの会まごころ
- ★ 振り込め詐欺撲滅大会&交通安全キャンペーン

神奈川県 安全防災局安全防災部 くらし安全交通課 電話 045-210-1111(内線3554) FAX 045-210-8953

セーフティかながわ ユースカレッジ

SAFETY KANAGAWA YOUTHCOLLEGE

安全・安心まちづくりに若い力を!
を合言葉に、神奈川県内で防犯ボランティア
活動を展開(これから展開しようとする)
高校生・大学生達が集まる研修会です。



交流を深めて
他団体の情報
をゲット!



皆さんの学校へ
お伺いし活動を
バックアップ!



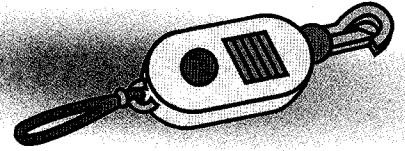
学生・生徒による企画 第1弾! (第2回研修会) 8月18日(月) 横浜市開港記念会館

夏休みを安全に!

夏休みになると、子どもたちの行動範囲が広がり、開放感から、事件や事故に巻き込まれることがあります。地域ぐるみで子どもたちを守っていきましょう。

地域のみなさまへのお願い

- 子どもたちにあいさつしましょう
- 危険な遊びをしていたら、声をかけましょう
- 子どもの叫び声や泣き声、防犯ブザーの音には、敏感に反応しましょう

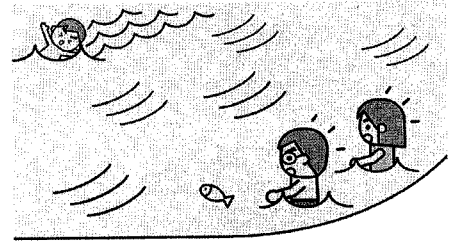


保護者のみなさんへのお願い

- 子どもを独りにせず、明るくきれいな公園など、地域の大人の目が届くところで遊ばせましょう
- 駐車場や駐輪場は、子どもが事故や犯罪にあいやすい場所ですので、十分に目配りしましょう

水の事故にも注意!!

- 海や川では、子どもだけで遊ばせず、保護者が付き添いましょう
- 天気や川の流れの変化、潮の干満にも注意しましょう



振り込め詐欺を撲滅しよう!! 夏休み安全・安心キャンペーン

7月28日(月) 新都市プラザ(横浜そごう地下入口前)

家族みんなで寄って来て見て! 今年はユースカレッジ学生・生徒も参加

神奈川の交通安全



神奈川県交通安全シンボルマーク

交通ルールを守って

夏を楽しく安全に



平成25年度 国子市交通安全ポスターコンクール入賞作品 国子市立小中併立小学校4年(入賞当時) 南宮 なほ子さん

神奈川県交通安全対策協議会 神奈川県・市区町村・神奈川県警察

夏の交通事故防止運動

7月1日から7月20日まで
夏の交通事故防止運動実施中
歩行者の関係する交通死亡事故が多発しています。
心と時間にゆとりをもって、無理な横断や信号無視等はやめましょう!

落書きは犯罪です!

落書きは、イタズラで許されるものではありません。落書きを放置すると、地域の目が行き届かない無関心な場所と犯罪者から見られ、他の犯罪を誘発したり、次から次へと落書きされるなど、治安のバロメーターとなります。

こんな状況を見たら、
すぐに110番通報を!

- × 目の前で落書きをしている
- × これから落書きしようとしている
- × 落書きをして逃げていった

パトロール中の熱中症にも注意

体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も!
のどが渴かなくても、こまめに水分補給!
無理をせず、適度に休憩を!



防犯指導者養成セミナー

みそか^{やこ}家越さん(宮田 勲)氏の防犯落語で、悪質商法や振り込め詐欺の手口や注意点を、楽しみながら学びました。また、空き巣の手口の実演では、窓ガラスが音



もなく破られ、我家の防犯対策もバージョンアップを図らねばと、気持ちを新たにしました。

(5月30日(金)松田町民文化センター)



今後の開催予定

子どもの安全と見守り活動
9月30日(火) 13:30~
座間市役所 5階第1会議室
講師: 宮田 美恵子氏

以下計画中

10月8日 ヴェルクよこすか
11月12日 相模原市民会館
11月14日 藤沢合同庁舎

新規防犯ボランティア講習会

10月31日 鎌倉市内
※いずれも詳細は次号で御案内

問合せ: 県くらし安全交通課推進グループ 電話 045-210-3520 (直通)

ある日突然 友人・知人が犯罪の被害に...

そんなとき どうしたらいいの?

事業所や地域団体等が主催する研修会、学校の授業等で、犯罪の被害にあわれた方の声を聞いて、できる支援などについて考えてみませんか。

犯罪被害者等理解促進出前講座

犯罪被害にあわれた方々、県職員等がお伺いします
所要時間: 45分 ~ 1時間程度
費用: 無料
受付: 随時

問合せ: 県くらし安全交通課犯罪被害者支援グループ 電話 045-210-3571 (直通)

仙石原自治ボランティアの会 まごころ



私たちは、高齢者や子ども達が安全で安心して暮らせるよう、4年前にボランティアの会まごころを設立し、現在は41人の会員で活動しています。

真珠の玉

足柄下郡箱根町の仙石原地域では、家と家が離れているため、私たちまごころの会員と各お宅との繋がりを大切に、会員1人が向こう三軒両隣を受け持つようにしています。会員1人を一つの真珠の玉に例えるならば、一つひとつの真珠の玉が繋がり輪となっていくように、地域の方と会員や、会員同士のネットワークを細かくしていくことをめざしています。



高齢者のお宅訪問

年金支給日の前は、まごころの会員、町役場・小田原警察署・県くらし安全指導員の方々と、高齢者のお宅を訪問し、振り込め詐欺や空き巣に気をつけるよう呼びかけています。また、年3回、自治会の方と合同で、夜間の防犯パトロールも実施しています。

買い物の途中でよく声を掛けられるなど、地域の方とのコミュニケーションも深まり、まごころの活動を続けてよかったなと思っています。

連絡先：代表 安藤 貴代子 電話 0460-84-7654



県防犯指導員連絡協議会会長の原 洋二さんによる、振り込め詐欺撲滅宣言の後、田代沙織さんが創作落語「サギちゃん」を披露し、詐欺の手口をわかりやすく解説しました。



〔5月16日横浜市健康福祉総合センター〕



県交通安全母の会連合会、県交通安全協会横浜市交通安全協会、横浜市、戸部警察署及び県が合同で、自転車の安全利用や踏切での交通事故防止を呼び掛けました。

〔5月15日JR横浜駅西口広場〕

